

ふじ川内 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが開設するふじ川内 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次の通りとする。

- (1) 名称 ふじ川内 居宅介護支援事業所
- (2) 住所 広島市安佐南区川内一丁目5番24号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・介護支援専門員を兼ねる）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 常勤 5名（管理者の兼務を含む）
非常勤 1名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし利用者の希望等により必要に応じて、土・日・祝日または時間外の対応を行うものとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会方式・MDS方式等
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅・事業所等の相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月以上

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者、その他の関係機関との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費(公共交通機関を使用した場合の費用)を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は実施区域を越えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市全域とする。

但し、広島市の安佐南区の一部但し、安佐南区の一部【沼田町(沼田町大字阿戸、大字吉山、安佐北区安佐町大字くすの木台)】、安佐北区の一部【可部町(大林1丁目~4丁目、大林町)、白木町(白木町大字伊原以外の大字の地域、安佐町(安佐町大字久地、大字くすの木台、安佐南区伴北7丁目、安佐町大字小河内)、高陽町(狩留家町、小河原町、上深川町)】、安芸区の一部【安芸区(阿戸町)】、佐伯区の一部【湯来町・杉並台・五日市町(上小深川・下小深川・上河内・下河内)・藤の木1丁目~4丁目・河内南1丁目及び2丁目】を除く。

(虐待防止等のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価(アンケート)等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業者に対する研修(認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等)を実施する。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
目標とする介護の理念の決定と従業者間で共有する。
- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。
- (9) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定する。

(秘密の保持と個人情報の保護に関する事項)

第11条

事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らさない。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなったあとも、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。

(身体拘束に関する事項)

第12条

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はしない。(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く。)

(災害等不可抗力に関する事項)

第13条

- 1 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合がある。
- 2 災害時の連絡体制
 - (1) 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行う。
 - (2) 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当地域包括支援センター等へ報告を行う。

(第三者による評価の実施状況)

第14条

事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。
第三者による評価の実施状況の有無 : 無

(公正中立なケアマネジメントに関する事項)

第15条

事業所は、利用者やその家族に対して、利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について説明を行うものとする。

- (1) 複数事業所の紹介を求めることが可能であること
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6か月間の作成したケアプランにおける各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明をする。

(損害賠償)

第16条

事業所は、居宅介護支援サービスの実施にあたっては利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

(事故発生時の対応)

第17条

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告を行う。

(苦情の処理)

第18条

- 1 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身分証携行義務)

第19条

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証の提示を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行うこととする。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。

(衛生管理等)

第21条

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこととする。

(ハラスメント対策)

第22条

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 禁止行為
 - (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(その他運営に関する重要事項)

第23条

- 1 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとした、業務体制を整備する。
 - (1) 介護支援専門員の研修会への参加
 - (2) サービス事業者等が開催する研修会への参加
 - (3) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

附則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

平成23年10月1日改定

平成23年12月1日改定

平成24年2月1日改定

平成24年4月1日改定

平成24年6月1日改定

平成25年4月1日改定

平成25年8月1日改定

平成26年4月7日改定

平成26年8月1日改定

平成27年9月1日改定

平成 28 年 5 月 1 日改定
平成 28 年 11 月 1 日改定
平成 28 年 12 月 1 日改定
平成 29 年 1 月 1 日改定
平成 29 年 2 月 10 日改定
平成 29 年 7 月 1 日改定
平成 30 年 4 月 1 日改定
平成 30 年 7 月 1 日改定
平成 30 年 9 月 1 日改定
平成 30 年 9 月 1 日改定
平成 31 年 1 月 1 日改定
平成 31 年 2 月 1 日改定
令和元年 7 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 10 月 1 日改定
令和 5 年 2 月 1 日改定
令和 5 年 8 月 1 日改定
令和 5 年 11 月 3 日改定
令和 6 年 3 月 1 日改定
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 2 月 1 日改正

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚労省令第38号第4号に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 担当する介護支援専門員

事業所名	ふじ川内 居宅介護支援事業所
担当者	松岡文子 今井直美 増見百合子 上根生久美 林亜希子 中川絵美
電話番号	082-870-3174
ファクシミリ番号	082-870-3169

2. 事業者

事業者の名称	不二ビルサービス
事業者の所在地	広島県広島市西区楠木町4丁目8番12号
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 濱野上 隆志
電話番号	082-962-8912

3. ご利用の事業所

事業所の名称	ふじ川内 居宅介護支援事業所
事業所の所在地	広島県広島市安佐南区川内1丁目5-24
管理者の氏名	松岡 文子
電話番号	082-870-3174
ファクシミリ番号	082-870-3169
指定事業所番号	3470205778

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者及び家族の依頼を受けて、要介護認定の代行申請から、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的・効率的に提供できるような計画を作成するまでのサービスを提供します。また、計画に基づいた介護サービスが確保できるよう、各サービス事業者との連絡・調整等をおこない、地域での利用者の生活を支援することを目的とします。
運営の方針	1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。 2. 利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に居宅サービス計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かり易く説明します。 4. 利用者のみならず家族介護者との交流により、よりよい処遇を実現するよう努めます。 5. 常に提供したサービスの量並びに質の管理、評価を行います。 6. 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 7. 私どもは「ゆとりと安心、笑顔溢れる毎日のために」をモットーに、常時、ご利用者の生活をサポートさせていただきます。介護に関する相談やお困りごとに応じて、創意工夫いたします。

5. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の 人員	事業者の 指定基準
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	1
介護支援専門員	6	4	1	1		5.43	1以上
事務員							

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- ・事務職員は、指定居宅介護支援に関わる事務を行う。

6. 職員の勤務体制

	勤務体制
営業日	月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、利用者の希望等により必要に応じて、土・日・祝日または時間外の対応を行うものとする。
実施地域	事業所の通常の事業の実施地域は、広島市全域とする。但し、安佐南区の一部【沼田町（沼田町大字阿戸、大字吉山、安佐北区安佐町大字くすの木台）】、安佐北区の一部【可部町（大林1丁目～4丁目、大林町）、白木町（白木町大字伊原以外の大字の地域、安佐町（安佐町大字久地、大字くすの木台、安佐南区伴北7丁目、安佐町大字小河内）、高陽町（狩留家町、小河原町、上深川町）】、安芸区の一部【安芸区（阿戸町）】、佐伯区の一部【湯来町・杉並台・五日市町（上小深川・下小深川・上河内・下河内）・藤の木1丁目～4丁目・河内南1丁目及び2丁目】を除く。

7. 居宅介護支援サービスの概要

種類	サービスの具体的な内容
要介護認定の代行申請等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の意思をふまえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2. 利用者の要介護認定有効期間満了の60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。 3. この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。その代行も併せて行います。
居宅サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族との面接を通して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2. 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に提供し、利用者にサービスの選択肢を提供します。 3. 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。 4. 居宅サービス計画原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分し、それぞれの種類・内容・利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5. 居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要であれば変更を行い利用者からの同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整・便宜の提供	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 2. 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価及び支援経過記録の記載と保存	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービス実施状況の把握に努めます。 2. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更等を行います。 3. 一定期間ごとに「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「居宅介護支援経過」等の書面を作成して、利用者説明します。

	<p>4. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存します。</p> <p>① 指定居宅サービス事業所等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記録した居宅介護支援台帳 (居宅サービス計画書、アセスメントの結果記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果記録)</p> <p>③ 市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録</p>
給付管理	居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、広島県国民健康保険団体連合会に提出します。
相談・説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
医師との連携・主治医への連絡	居宅サービス計画等の作成(又は変更)時や、サービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得た上で、関連する医療機関や利用者の主治医との連携をはかります。
居宅介護サービス計画の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ居宅サービス計画を変更します。
サービス提供の記録の閲覧・交付	利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、事業所管理者までご連絡下さい。なお、電話番号は 082-870-3174 となります。
訪問回数を目安	介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、状況の把握を行います。サービス利用中は、1か月あたり1回以上訪問します。

8. サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(注1、2)

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更・事業者との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。

(その他の費用)

内容	金額	説明	支払方法
交通費	無料	通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費(公共交通機関を使用した場合の費用)を徴収します。ただし、自動車を使用した場合は実施区域を越えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収します。	利用のあった月毎に集計し、翌月の中旬に請求します。月末までにお支払い下さい
代行申請料	無料	要介護認定の申請にかかる費用は無料です。	
サービス提供実施記録	コピー料金 10円実費相当額(1枚)	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー等の実費負担が必要になります。(少額の場合その都度お支払いください。)	

9. 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日で終了することとなります。ただし、有効期間満了7日前までに、利用者から契約終了とする旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

10. 契約期間途中で解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する場合、7日前までにお申し出いただければ解約することができます(キャンセル料等はありません)。

解約の場合は、次の事業者への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要です。次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

1 1. プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても個人情報保護法の下、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報も含まれている記録物に関しては、管理者の責任において注意を持って管理を行い、処分の際も漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際等に必要となります。そのため、その利用については、利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に署名捺印をしていただくこととなります。

1 2. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 1 1 条に基づき、当事業所は損害を賠償いたします。

1 3. サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

居宅サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

・ 苦情窓口（担当者）

〔職 名〕 管理者 松岡 文子
解決責任者 富田 祐介
電 話 0 8 2 - 8 7 0 - 3 1 7 4
F a x 0 8 2 - 8 7 0 - 3 1 6 9

ホームページ <http://www.fujicare.jp/>

受 付 時 間 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 3 0 分（時間外対応も行っています）

業 務 日 原則として、月曜日 ~ 金曜日（この曜日以外でも対応しています）

・ 当事業所以外におけるお客様相談窓口

● 広島市介護保険課 苦情相談窓口 電話：082-504-2183、Fax：082-504-2136

● 各区 福祉課高齢介護係 市外局番は全て（082）です

区	電話番号	Fax 番号	区	電話番号	Fax 番号
中	504-2478	504-2175	安佐南	831-4943	870-2255
東	568-7732	568-7781	安佐北	819-0621	819-0602
南	250-4138	254-9184	安芸	821-2823	821-2832
西	294-6585	233-9621	佐伯	943-9730	923-1611

● 広島県国民健康保険団体連合会 e-mail：kokuhoso@hiroshima-cdas.or.jp
電話：082-554-0783、Fax：082-511-9126

1 4. 緊急事態発生時の対応

(1) 訪問活動時等の利用者の身体状況の急変や日常のケアマネジメント業務中に必要が生じた場合には速やかに利用者の関係者、関係市町及び医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。

(2) 緊急事態が発生した状況等を記録に残し、原因究明を行い再発防止に努めます。

(3) 万が一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に障害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害の賠償を行います。

1 5. 虐待防止に関する事項について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 介護の理念、事業所等の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。

虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。

個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。

運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。

(2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。

虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。

- (3) 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
目標とする介護の理念の決定と従業者間で共有する。
- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。
- (9) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定することとする。

1 6. 身体拘束に関する事項について

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はしない。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く。）

1 7. 公正中立なケアマネジメントについて

事業所は、利用者やその家族に対して、利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について説明を行うものとする。

- (1) 複数事業所の紹介を求めることが可能であること。
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の状況は（注3）のとおりである。

1 8. 災害等不可抗力について

本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。

1 9. 入院時の対応について

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当介護支援専門員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

2 0. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行うこととする。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。

2 1. 衛生管理等について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこととする。

2 2. ハラスメント対策について

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 禁止行為
 - (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりす

る行為)

(3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

23. 身分証携行義務について

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証の提示を行うものとする。

24. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

説明実施日 : 年 月 日

事業所住所 広島市安佐南区川内1丁目5-24

事業所名 ふじ川内 居宅介護支援事業所

説明者 _____ (印)

私は、本書面（及び付属別紙）により事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏名 _____ (印)

上記代理人住所 _____

又は利用者
家族代表 氏名 _____ (印)

① 居宅介護支援利用費（1 か月につき）

(1 単位=10.70 円)

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
単位数	1,086 単位	1,411 単位
	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント（所定単位数の 95%の算定）	
初回加算	300 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画書を策定した場合、及び要介護状態区分の 2 区分以上の変更認定を受けた場合 ・過去 2 ヶ月以上に渡って居宅支援サービスの提供がされておらず、居宅介護支援費が算定されていない利用者に対して、ケアプランの作成を行った場合
入院情報連携加算	(Ⅰ) 250 単位 (Ⅱ) 200 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合 入院した日 (Ⅰ) 入院した日の翌日または翌々日 (Ⅱ)
退院・退所加算 (カンファレンス参加 無)	1 回目 450 単位 2 回目 600 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間中、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求め、その他の連携を行った場合。入院期間中に 2 回まで算定が可能
退院・退所加算 (カンファレンス参加 有)	1 回目 600 単位 2 回目 750 単位 3 回目 900 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間中、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求め、その他の連携を行った場合。入院期間中に 3 回まで算定が可能
緊急時等居宅 カンファレンス加算	200 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス利用等の利用調整を行った場合 ・1 月に 2 回を限度として算定が可能
通院時情報連携加算	50 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が医師又は歯科医師の診療の際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の心身の状態を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画書に位置づけた居宅サービス事業者に提供した場合
居宅介護支援費を算定可	要介護 1・2 1,086 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り期に居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合
	要介護 3・4・5 1,411 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など請求にあたっての必要な書類の整備を行う。

<p>特定事業所 (Ⅰ) 加算 519 単位</p>	<p>① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 2 名以上配置、また常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置している。 ②～⑫</p>
<p>特定事業所 (Ⅱ) 加算 421 単位</p>	<p>① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置、また常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置している。 ②③⑤～⑫</p>
<p>特定事業所 (Ⅲ) 加算 323 単位</p>	<p>① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置、また常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置している。 ②③⑤～⑫</p>
<p>特定事業所 (A) 加算 114 単位</p>	<p>① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置、また常勤の介護支援専門員を 1 名以上、また非常勤 1 名以上配置している。 ②⑥～⑨⑫、③⑤⑩⑪連携でも可</p>
	<p>② 利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ④ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分 3～要介護 5 である者の割合が 100 分の 40 以上であること。 ⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対して、計画的に研修を実施していること。 ⑥ 地域包括支援センターからの支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 ⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適応を受けていないこと。 ⑨ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）算定している場合は 50 名未満）であること。 ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。 ⑪ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等の実施していること。 ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供をされるような居宅サービス計画を作成していること。</p>
<p>特定事業所 医療介護連携 加算 125 単位</p>	<p>① 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院、退所加算の算定に係る病院等の連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が 35 回以上 ② 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定 ③ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること</p>

公正中立なケアマネジメントについて

【ふじ川内居宅介護支援事業所】

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	30%
通所介護	48%
地域密着型通所介護	18%
福祉用具貸与	58%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

期間：2024年9月1日～2025年2月末日

訪問介護	ヘルパーステーション ふじ川内 59%	訪問介護事業所 川内の里 11%	ヘルパーステーション ふじ虹訪問介護 9%
通所介護	デイサービスセンター ふじ川内 42%	デイサービスセンター ふじ安佐南 13%	あすか通所介護事業所 しゅりあちよーく 7%
地域密着型 通所介護	デイサービスセンター 楓グリーン 22%	機能訓練デイそら メディカルケア 大町 22%	リハビリサロン サロンおひさま 17%
福祉用具貸与	福祉用具ステーション ふじ川内 33%	パナソニックエイ ジフリーショップ 安佐南 14%	フロンティア 広島営業所 14%

個人情報使用同意書（支援事業者用）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、個人情報保護法のもと次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合に使用します。

2 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1. に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供には関係者以外には決して漏れることの無いよう細心の注意をはらうこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査、主治医の意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知）
- ・その他必要とおもわれ、利用される内容全て

4 使用する期間

年 月 日 ～ 契約終了日まで

契約日： 年 月 日

ふじ川内 居宅介護支援事業所 様

（利用者）

氏名 _____ 印 _____

（上記代理人又は）

（利用者家族代表）

氏名 _____ 印 _____

個人情報利用目的について

1. 事業所内での利用目的
 - 居宅介護支援サービス（ケアマネジメント業務）の実施
 - 介護保険請求、給付管理業務
 - 訪問時間の予定管理
 - 当該利用者様への居宅介護支援サービスの向上
 - その他、管理運営業務

2. 当事業所外への情報提供
 - 他の医療機関・居宅サービス事業所や居宅介護支援事業者などとの連携による情報提供
 - 他の医療機関・居宅サービス事業所からの照会に対する回答
 - 利用者様の居宅介護支援などのため、主治医などの意見・助言を求める場合
 - ご家族などに対する心身の状況とサービス提供についての状況などの説明
 - 住宅改修を行う場合の建設関連業者などへの状況説明
 - 審査支払い機関への給付管理票とレセプトの提出
 - 審査支払い機関または、保険者からの照会に対する回答
 - その他利用者様に対する医療保険・介護保険事務の利用
 - 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談、または届出等
 - 保険者からの認定調査の委託に対する、調査票と委託請求書の提出
 - 生活保護受給者の場合、担当者への利用票・別票の提出と相談・助言

3. その他の利用目的
 - 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
 - 外部監査機関に対する情報提供
 - 職員の教育研修等の目的での利用
 - 個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合、生命・身体・財産保護・公衆衛生の向上などの公共団体からの協力依頼の場合は例外として、ご本人の同意を得る事なく利用する場合があります

ふじ五日市居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが開設するふじ五日市居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次の通りとする。

- (1) 名称 ふじ五日市居宅介護支援事業所
- (2) 住所 広島市佐伯区楽々園三丁目5番28号楽々園Nビル103号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・介護支援専門員を兼ねる）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 常勤 1名（管理者の兼務を含む）
非常勤 1名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし利用者の希望等により必要に応じて、土・日・祝日または時間外の営業を行うものとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会方式・MDS方式等
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅・事業所等の相談室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月以上

(5) モニタリングの記録 1回/月以上

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) 指定居宅サービス事業者、その他の関係機関との連絡調整

(3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費(公共交通機関を使用した場合の費用)を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市、廿日市市とする。

ただし、広島市の安佐南区の一部【沼田町(沼田町大字阿戸、大字吉山、安佐北区安佐町大字くすの木台)】、安佐北区の一部【可部町(大林1丁目~4丁目、大林町)、白木町(白木町大字伊原以外の大字の地域、安佐町(安佐町大字久地、大字くすの木台、安佐南区伴北7丁目、安佐町大字小河内)、高陽町(狩留家町、小河原町、上深川町)】、安芸区の一部【安芸区(阿戸町)】、佐伯区の一部【湯来町・杉並台・五日市町(上小深川・下小深川・上河内・下河内)・藤の木1丁目~4丁目】、南区の一部【似島町、宇品町】廿日市市の一部【旧佐伯町(玖島・永原・峠・友田・河津原・浅原・虫所山・飯山・中道・栗栖)・旧吉和村】を除く。

(虐待防止等のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 介護の理念、事業所等の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。

虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。

個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。

運営やサービスの自己評価、第三者評価(アンケート)等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。

(2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。

虐待を防止するための従業者に対する研修(認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等)を実施する。

(3) 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。

情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。

(4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。

目標とする介護の理念の決定と従業者間で共有する。

- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。
- (9) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定することとする。

（秘密の保持と個人情報の保護に関する事項）

第11条 事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らさない。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなったあとにおいても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。

（身体拘束に関する事項）

第12条 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はしない。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く。）

（災害等不可抗力に関する事項）

第13条 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合がある。

2 災害時の連絡体制

- (1) 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行う。
- (2) 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当地域包括支援センター等へ報告を行う。

（第三者による評価の実施状況）

第14条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

（公正中立なケアマネジメントに関する事項）

第15条 事業所は、利用者やその家族に対して、利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について説明を行うものとする。

- (1) 複数事業所の紹介を求めることが可能であること
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6か月間の作成したケアプランにおけるサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明をする。

（損害賠償）

第16条 事業所は、居宅介護支援サービスの実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

（事故発生時の対応）

第17条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置

を講じ、管理者に報告を行う。

(苦情の処理)

第18条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市長村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身分証携行義務)

第19条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証の提示を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行うこととする。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。

(衛生管理等)

第21条

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこととする。

(ハラスメント対策)

第22条 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

2 禁止行為

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 介護支援専門員の研修会への参加
- (2) サービス事業者等が開催する研修会への参加
- (3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 10月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚労省令第38号第4号に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 担当する介護支援専門員

事業所名	ふじ五日市居宅介護支援事業所
担当者	上田 千寿恵 大野 由美
電話番号	082-533-8963
ファクシミリ番号	082-943-8967

2. 事業者

事業者の名称	不二ビルサービス
事業者の所在地	広島県広島市西区楠木町四丁目8-12
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 瀧野上 隆志
電話番号	082-221-3757

3. ご利用の事業所

事業所の名称	ふじ五日市居宅介護支援事業所
事業所の所在地	広島県広島市佐伯区楽々園三丁目5-28 楽々園Nビル103号
管理者の氏名	上田 千寿恵
電話番号	082-533-8963
ファクシミリ番号	082-943-8967
指定事業所番号	3470204623 (平成16年3月1日指定)

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者及び家族の依頼を受けて、要介護認定の代行申請から、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的・効率的に提供できるような計画を作成するまでのサービスを提供します。また、計画に基づいた介護サービスが確保できるよう、各サービス事業者との連絡・調整等をおこない、地域での利用者の生活を支援することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。 2. 利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に居宅サービス計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かり易く説明します。 4. 利用者のみならず家族介護者との交流により、よりよい処遇を実現するよう努めます。 5. 常に提供したサービスの量並びに質の管理、評価を行います。 6. 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 7. 私どもは「ゆとりと安心、笑顔溢れる毎日のために」をモットーに、常時、利用者の生活をサポートさせていただきます。介護に関する相談やお困りごとに応じて、創意工夫いたします。

5. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				職務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	2		1	1		指定居宅介護支援の提供に当たる。

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
営業日	月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、利用者の希望等により必要に応じて、土・日・祝日または時間外の対応を行うものとする。
実施地域	広島市、廿日市市とする。ただし、広島市の安佐南区の一部【沼田町（沼田町大字阿戸、大字吉山、安佐北区安佐町大字くすの木台）】、安佐北区の一部【可部町（大林1丁目～4丁目、大林町）、白木町（白木町大字伊原以外の大字の地域、安佐町（安佐町大字久地、大字くすの木台、安佐南区伴北7丁目、安佐町大字小河内）、高陽町（狩留家町、小河原町、上深川町）】、安芸区の一部【安芸区（阿戸町）】、佐伯区の一部【湯来町・杉並台・五日市町（上小深川・下小深川・上河内・下河内）・藤の木1丁目～4丁目】、離島及び廿日市市の一部【旧佐伯町（玖島・永原・峠・友田・河津原・浅原・虫所山・飯山・中道・栗栖）・旧吉和村】を除く。

7. 居宅介護支援サービスの概要

種類	サービスの具体的な内容
要介護認定の代行申請等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の意思をふまえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2. 利用者の要介護認定有効期間満了の60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。 3. この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。その代行も併せて行います。
居宅サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者のお宅を訪問し、利用者や家族との面接を通して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2. 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に提供し、利用者サービスを選択肢を提供します。 3. 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。 4. 居宅サービス計画原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分し、それぞれの種類・内容・利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5. 居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要であれば変更を行い利用者からの同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整・便宜の提供	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 2. 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価及び支援経過記録の記載と保存	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービス実施状況の把握に努めます 2. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更等を行います。 3. 一定期間ごとに「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「居宅介護支援経過」等の書面を作成して、利用者説明します。 4. 「居宅介護支援経過記録」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じ閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します
給付管理	居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、広島県国民健康保険団体連合会に提出します。
相談・説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
医師との連携・主治医への連絡	居宅サービス計画等の作成（又は変更）時や、サービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得た上で、関連する医療機関や利用者の主治医との連携をはかります。
居宅介護サービス計画の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ居宅サービス計画を変更します。

サービス提供の記録の閲覧・交付	利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、事業所管理者までご連絡下さい。 なお、電話番号は 082-533-8963 となります。
訪問回数を目安	介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、状況の把握を行います。サービス利用中は、1ヶ月に1回以上訪問します。

8. サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(別紙1)

当事業所の居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はありません。

(その他の費用)

内容	金額	説明	支払方法
交通費	無料	通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費（公共交通機関を使用した場合の費用）を徴収します。ただし、自動車を使用した場合は路程1キロメートル当たり50円を実費徴収します。	利用のあった月毎に集計し、翌月の中旬までに請求します。月末までにお支払い下さい
代行申請料	無料	要介護認定の申請にかかる費用は無料です。	
サービス提供実施記録	コピー料金 10円実費相当額(1枚)	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー等の実費負担が必要となります。(少額の場合その都度お支払いください。)	

9. 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日で終了することとなります。ただし、有効期間満了7日前までに、利用者から契約終了とする旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

10. 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する場合、7日前までにお申し出いただければ解約することができます（キャンセル料等はありません）。

解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要です。次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

11. プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても個人情報保護法の下、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報も含まれている記録物に関しては、管理者の責任において注意を持って管理を行い、処分の際も漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者や家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際等に必要となります。そのため、その利用については、利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に署名捺印をしていただくこととなります。

12. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は損害を賠償いたします。

13. サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

居宅サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

苦情窓口（担当者）

職 名 管理者 上田 千寿恵 解決責任者 松岡 文子
電 話 082-533-8963 F a x 082-943-8967
ホームページ <http://www.fujicare.jp/>
受付時間 午前8時30分～午後5時30分（時間外対応も行っています）
業 務 日 原則として、月曜日～金曜日（この曜日以外でも対応しています）

・ 当事業所以外におけるお客様相談窓口

● 広島市介護保険課 苦情相談窓口

電話：082-504-2183、Fax：082-504-2136

● 各区 福祉課高齢介護係 市外局番は全て（082）です

区	電話番号	Fax 番号	区	電話番号	Fax 番号
中	504-2478	504-2175	安佐南	831-4943	870-2255
東	568-7732	568-7781	安佐北	819-0621	819-0602
南	250-4138	254-9184	安芸	821-2823	821-2832
西	294-6585	233-9621	佐伯	943-9730	923-1611

● 広島県国民健康保険団体連合会

電話：082-554-0782、Fax：082-511-9126

1.4. 緊急事態発生時の対応

- （1）訪問活動時等の利用者の身体状況の急変や日常のケアマネジメント業務中に必要が生じた場合には速やかに利用者の関係者、関係市町及び医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。
- （2）緊急事態が発生した状況等を記録に残し、原因究明を行い再発防止に努めます。
- （3）万が一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に障害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害の賠償を行います。

1.5. 虐待防止に関する事項について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）介護の理念、事業所等の運営方針を明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- （2）作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- （3）個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- （4）提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
目標とする介護の理念の決定と従業員間で共有する。
- （5）アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- （6）家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- （7）その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- （8）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。
- （9）虐待防止に関する担当者及び責任者を選定することとする。

1.6. 身体拘束に関する事項について

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はしない。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く。）

17.公正中立なケアマネジメントについて

事業所は、利用者やその家族に対して、利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について説明を行うものとする。

- (1) 複数事業所の紹介を求めることが可能であること。
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の状況は別紙2のとおりである。

18. 災害等不可抗力について

本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。

19. 入院時の対応について

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当介護支援専門員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

20. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行うこととする。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。

21. 衛生管理等について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこととする。

22. ハラスメント対策について

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 禁止行為
 - (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

23. 身分証携行義務について

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証の提示を行うものとする。

24. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

-
居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

説明実施日 : 年 月 日

事 業 者 住 所 広島市佐伯区楽々園三丁目5-28楽々園Nビル103号
 事業者名 ふじ五日市居宅介護支援事業所

説 明 者 _____ (印)

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利 用 者 住 所 _____

 氏 名 _____ (印)

 上記代理人 住 所 _____

 又
 家族代表 氏 名 _____ (印)

-

① 居宅介護支援利用費（1 か月につき）

（1 単位＝10.70 円）

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
単位数	1,086 単位	1,411 単位
	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント（所定単位数の 95%の算定）	
初回加算	300 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画書を策定した場合、及び要介護状態区分の 2 区分以上の変更認定を受けた場合 ・過去 2 ヶ月以上に渡って居宅支援サービスの提供がされておらず、居宅介護支援費が算定されていない利用者に対して、ケアプランの作成を行った場合
入院情報連携加算	(I) 250 単位 (II) 200 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合 入院した日 (I) 入院した日の翌日または翌々日 (II)
退院・退所加算 (カンファレンス参加 無)	1 回目 450 単位 2 回目 600 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間中、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求め、その他の連携を行った場合。入院期間中に 2 回まで算定が可能
退院・退所加算 (カンファレンス参加 有)	1 回目 600 単位 2 回目 750 単位 3 回目 900 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間中、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求め、その他の連携を行った場合。入院期間中に 3 回まで算定が可能
緊急時等居宅 カンファレンス加算	200 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス利用等の利用調整を行った場合 ・1 月に 2 回を限度として算定が可能
通院時情報連携加算	50 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が医師又は歯科医師の診療の際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の心身の状態を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画書に位置づけた居宅サービス事業者提供した場合
居宅介護支援費を算定可	要介護 1・2 1,086 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り期に居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合
	要介護 3・4・5 1,411 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など請求にあたっての必要な書類の整備を行う。

サービス利用割合

令和 6年 9月 ~ 令和 7年 2月

複数事業所適用

- ① 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	40%
通所介護	65%
地域密着型通所介護	2%
福祉用具貸与	53%

- ② 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	介】ヘルパーステーションふじ五日市 62%	介】コープ五日市ヘルパーステーション 12%	介】サンレイ訪問介護事業所 6%
通所介護	介】デイサービスファイネス 14%	介】通所介護事業所楽々園Kisui 12%	介】デイサービスほがらか 11%
地域密着型通所介護	介】まつむらデイサービス ぽぴー 100%		
福祉用具貸与	介】福祉用具ステーション ふじ川内 56%	介】福祉用具貸与ウエルケア広島 17%	介】福祉スタジオ福祉用具貸与事業所 12%

個人情報使用同意書（支援事業者用）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、個人情報保護法のもと次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合に使用します。

2 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1. に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供には関係者以外には決して漏れることの無いよう細心の注意をはらうこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査、主治医の意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知）
- ・その他必要とおもわれ、利用される内容全て

契 約 日 : 年 月 日

ふじ五日市 居宅介護支援事業所 様

（利用者）

氏名 _____ 印 _____

（上記代理人又は）

（利用者家族代表）

氏名 _____ 印 _____

個人情報利用目的について

1. 事業所内での利用目的
 - 居宅介護支援サービス（ケアマネジメント業務）の実施
 - 介護保険請求、給付管理業務
 - 訪問時間の予定管理
 - 当該利用者様への居宅介護支援サービスの向上
 - その他、管理運営業務

2. 当事業所外への情報提供
 - 他の医療機関・居宅サービス事業所や居宅介護支援事業者などとの連携による情報提供
 - 他の医療機関・居宅サービス事業所からの照会に対する回答
 - 利用者様の居宅介護支援などのため、主治医などの意見・助言を求める場合
 - ご家族などに対する心身の状況とサービス提供についての状況などの説明
 - 住宅改修を行う場合の建設関連業者などへの状況説明
 - 審査支払い機関への給付管理票とレセプトの提出
 - 審査支払い機関または、保険者からの照会に対する回答
 - その他利用者様に対する医療保険・介護保険事務の利用
 - 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談、または届出等
 - 保険者からの認定調査の委託に対する、調査票と委託請求書の提出
 - 生活保護受給者の場合、担当者への利用票・別票の提出と相談・助言

3. その他の利用目的
 - 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
 - 外部監査機関に対する情報提供
 - 職員の教育研修等の目的での利用
 - 個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合、生命・身体・財産保護・公衆衛生の向上などの公共団体からの協力依頼の場合は例外として、ご本人の同意を得る事なく利用する場合があります

ふじ周南 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが開設するふじ周南 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次の通りとする。

- (1) 名称 ふじ周南 居宅介護支援事業所
- (2) 住所 周南市築港町12-1 スカイマンション1階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・介護支援専門員を兼ねる）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 常勤 1名（管理者の兼務を含む）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし利用者の希望等により必要に応じて、土・日・祝日または時間外の営業を行うものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会方式・MDS方式等
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅・事業所等の相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月以上

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者、その他の関係機関との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は実施区域を越えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、周南市、下松市とする。

(虐待防止等のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価(アンケート)等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業者に対する研修(認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等)を実施する。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
目標とする介護の理念の決定と従業者間で共有する。

- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。
- (9) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定する。
虐待防止に関する責任者（課長 松岡文子） 担当者（管理者 大多和文香）

（秘密の保持と個人情報の保護に関する事項）

第11条

事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らさない。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなったあとにおいても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。

（身体拘束に関する事項）

第12条

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はしない。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く。）

（災害等不可抗力に関する事項）

第13条

- 1 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合がある。
- 2 災害時の連絡体制
 - (1) 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行う。
 - (2) 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当地域包括支援センター等へ報告を行う。

（第三者による評価の実施状況）

第14条

事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。
第三者による評価の実施状況の有無 : 無

（公正中立なケアマネジメントに関する事項）

第15条 事業所は、利用者やその家族に対して、利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について説明を行うものとする。

- (1) 複数事業所の紹介を求めることが可能であること
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6か月間の作成したケアプランにおける各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明をする。

(損害賠償)

第16条

事業所は、居宅介護支援サービスの実施にあたっては利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

(事故発生時の対応)

第17条

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告を行う。

(苦情の処理)

第18条

- 1 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身分証携行義務)

第19条

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証の提示を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行うこととする。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。

(衛生管理等)

第21条

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこととする。

(ハラスメント対策)

第22条

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 禁止行為
 - (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

- (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

（その他運営に関する重要事項）

第23条

- 1 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 介護支援専門員の研修会への参加
 - (2) サービス事業者等が開催する研修会への参加
 - (3) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結から5年間保存する。

附則

- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日改定
- この規程は、令和3年 4月 1日改定
- この規程は、令和6年 4月 1日改定
- この規程は、令和7年 2月 1日改定

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚労省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 担当する介護支援専門員

事業所名	ふじ周南 居宅介護支援事業所
担当者	大多和文香
電話番号	0834-27-2212
ファクシミリ番号	0834-32-2551

2. 事業者

事業者の名称	不二ビルサービス
事業者の所在地	広島県広島市西区楠木町4丁目8番12号
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 濱野上隆志
電話番号	082-962-8912

3. ご利用の事業所

事業所の名称	ふじ周南 居宅介護支援事業所
事業所の所在地	山口県周南市築港町12-1 スカイマンション1階
管理者の氏名	大多和文香
電話番号	0834-27-2212
ファクシミリ番号	0834-32-2551
指定事業所番号	3571500150

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者及び家族の依頼を受けて、要介護認定の代行申請から、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的・効率的に提供できるような計画を作成するまでのサービスを提供します。また、計画に基づいた介護サービスが確保できるよう、各サービス事業者との連絡・調整等をおこない、地域での利用者の生活を支援することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。2. 利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に居宅サービス計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かり易く説明します。4. 利用者のみならず家族介護者との交流により、よりよい処遇を実現するよう努めます。5. 常に提供したサービスの量並びに質の管理、評価を行います。6. 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。7. 私どもは「ゆとりと安心、笑顔溢れる毎日のために」をモットーに、常時、ご利用者の生活をサポートさせていただきます。介護に関する相談やお困りごとに応じて、創意工夫いたします。

5. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
介護支援専門員	1		1		
その他の職員					

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
営業日	月曜日～金曜日とする。(但し、祝日・12月30日～1月3日までを除く)
営業時間	月～金： 8：30～17：30 利用者の希望等により必要に応じて、土・日・祝日又は時間外の対応を行うものとする。
実施地域	周南市、下松市

7. 居宅介護支援サービスの概要

種類	サービスの具体的な内容
要介護認定の代行申請等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の意思をふまえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2. 利用者の要介護認定有効期間満了の60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。 3. この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。その代行も併せて行います。
居宅サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族との面接を通して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2. 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に提供し、利用者にサービスの選択肢を提供します。 3. 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。 4. 居宅サービス計画原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分し、それぞれの種類・内容・利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5. 居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要であれば変更を行い利用者からの同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整・便宜の提供	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 2. 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価及び支援経過記録の記載と保存	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービス実施状況の把握に努めます 2. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更等を行います。 3. 一定期間ごとに「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「居宅介護支援経過」等の書面を作成して、利用者説明します。 4. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。 (ア)指定居宅サービス事業所等との連絡調整に関する記録 (イ)個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記録した居宅介護支援台帳 (居宅サービス計画書、アセスメントの結果記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果記録)

	(ウ)市町村への通知に係る記録 (エ)苦情の内容等の記録 5. 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録
給付管理	居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、山口県国民健康保険団体連合会に提出します。
相談・説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
医師との連携・主治医への連絡	居宅サービス計画等の作成（又は変更）時や、サービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得た上で、関連する医療機関や利用者の主治医との連携をはかります。
居宅介護サービス計画の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ居宅サービス計画を変更します。
サービス提供の記録の閲覧・交付	利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、事業所管理者までご連絡下さい。なお、電話番号は 0834-27-2212 となります。
訪問回数を目安	介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、状況の把握を行います。サービス利用中は、1ヶ月あたり1回以上訪問します。

8. サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(別紙1参照)

当事業所の居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はありません。

(その他の費用)

内容	金額	説明	支払方法
交通費	無料	通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費（公共交通機関を使用した場合の費用）を徴収します。ただし、自動車を使用した場合は実施区域を越えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収します。	利用のあった月毎に集計し、翌月の中旬に請求します。月末までにお支払い下さい
代行申請料	無料	要介護認定の申請にかかる費用は無料です。	
サービス提供実施記録	コピー料金 10円実費相当額(1枚)	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー等の実費負担が必要になります。(少額の場合その都度お支払いください。)	

9. 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日で終了することとなります。ただし、有効期間満了7日前までに、利用者から契約終了とする旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

10. 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する場合、7日前までにお申し出いただければ解約することができます（キャンセル料等はありません）。

解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要です。次の事業者との契約開始日にはご注意下さい。

1 1. プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても個人情報保護法の下、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報も含まれている記録物に関しては、管理者の責任において注意を持って管理を行い、処分の際も漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際等に必要となります。そのため、その利用については、利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に署名捺印をしていただくこととなります。

1 2. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 1 1 条に基づき、当事業所は損害を賠償いたします。

1 3. サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

居宅サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

- ・ 苦情窓口（担当者）

〔職 名〕	管理者 大多和文香
電 話	0 8 3 4 - 2 7 - 2 2 1 2
F a x	0 8 3 4 - 3 2 - 2 5 5 1
ホームページ	http://www.fujicare.jp/
受 付 時 間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
業 務 日	原則として、月曜日 ～ 金曜日
- ・ 当事業所以外におけるお客様相談窓口
 - 周南市 苦情相談窓口 電話：0 8 3 4 - 2 2 - 8 4 6 7
 - 下松市 苦情相談窓口 電話：0 8 3 3 - 4 5 - 1 8 3 1
 - 山口県国民健康保険団体連合会
電話：0 8 3 - 9 9 5 - 1 0 1 0

1 4. 緊急事態発生時の対応

- ①訪問活動時等の利用者の身体状況の急変や日常のケアマネジメント業務中に必要が生じた場合には速やかに利用者の関係者、関係市町及び医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。
- ②緊急事態が発生した状況等を記録に残し、原因究明を行い再発防止に努めます。
- ③万が一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に障害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害の賠償を行います。

1 5. 虐待防止に関する事項について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針を明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
目標とする介護の理念の決定と従業員間で共有する。
- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。

- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。
- (9) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定する。

虐待防止に関する責任者	課長	松岡 文子
虐待防止に関する担当者	管理者	大多和 文香

16. 身体拘束に関する事項について

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はしない。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く。）

17. 公正中立なケアマネジメントについて

事業所は、利用者やその家族に対して、利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について説明を行うものとする。

- (1) 複数事業所の紹介を求めることが可能であること
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の状況は別紙2のとおりである。

18. 災害等不可抗力について

本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。

19. 入院時の対応について

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当介護支援専門員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

20. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行うこととする。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。

21. 衛生管理等について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこととする。

22. ハラスメント対策について

1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

2 禁止行為

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

23. 身分証携行義務について

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証の提示を行うものとする。

① 居宅介護支援利用費（1ヶ月につき）

（1単位＝10.21円）

	要介護1・2	要介護3・4・5
単位数	1,086 単位	1,411 単位
	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント（所定単位数の95%の算定）	
初回加算	300 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画書を策定した場合、及び要介護状態区分の2区分以上の変更認定を受けた場合 ・過去2ヵ月以上に渡って居宅支援サービスの提供がされておらず、居宅介護支援費が算定されていない利用者に対して、ケアプランの作成を行った場合
入院時情報連携加算	(I) 250 単位 (II) 200 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合 入院した日 (I) 入院した日の翌日または翌々日 (II)
退院・退所加算 (カンファレンス参加 無)	1回目 450 単位 2回目 600 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間中、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求め、その他の連携を行った場合。入院期間中に2回まで算定が可能
退院・退所加算 (カンファレンス参加 有)	1回目 600 単位 2回目 750 単位 3回目 900 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間中、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求め、その他の連携を行った場合。入院期間中に3回まで算定が可能
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス利用等の利用調整を行った場合 ・1月に2回を限度として算定が可能
通院時情報連携加算	50 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が医師又は歯科医師の診療の際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合
居宅介護支援費を算定可	要介護1・2 1,086 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り期に居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合
	要介護3・4・5 1,411 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など請求にあたっての必要な書類の整備を行う。

2025年2月1日改定

公平中立なケアマネジメントについて

【ふじ周南 居宅介護支援事業所】

①前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	20.3 %
通所介護	74.4 %
地域密着通所介護	0 %
福祉用具貸与	56.3 %

②前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

期間：2024 年 9 月 1 日～2025 年 2 月末日

訪問介護	ニチイケアセンター菊川 25.7%	サンキ・ウエルビィ徳山 17.1%	ニチイケアセンター周南 14.3%
通所介護	デイサービスセンターふじ周南 73.4%	デイサービスセンター元気村 8.6%	デイサービスセンターめぐみ苑 4.7%
地域密着型通所介護	%	%	%
福祉用具貸与	フルケア 34.0%	ホームケアサービス山口 25.8%	日本基準寝具エコール 21.6%

居宅介護支援事業所契約における個人情報同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲で使用することに同意します。

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。（詳細は別紙参照）

2. 使用にあたっての条件

- (1)個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供には関係者以外には決して漏れることの無いよう細心の注意をはらうこと。
- (2)事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査、主治医の意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知）
- ・ その他利用

4. 使用する期間 年 月 日～ 契 約 終 了 日

契 約 日 年 月 日

ふじ周南 居宅介護支援事業所 様

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代理人 住 所 _____

又は利用者家族代表 氏 名 _____ 印

個人情報の利用目的について

1. 事業所内での利用目的
 - 居宅介護支援サービス（ケアマネジメント業務）の実施
 - 介護保険請求、給付管理業務
 - 訪問時間の予定管理
 - 当該利用者様への居宅介護支援サービスの向上
 - その他、管理運営業務

2. 当事業所外への情報提供
 - 他の医療機関・居宅サービス事業所や居宅介護支援事業者などとの連携による情報提供
 - 他の医療機関・居宅サービス事業所からの照会に対する回答
 - 利用者様の居宅介護支援などのため、主治医などの意見・助言を求める場合
 - ご家族などに対する心身の状況とサービス提供についての状況などの説明
 - 住宅改修を行う場合の建設関連業者などへの状況説明
 - 審査支払い機関への給付管理票とレセプトの提出
 - 審査支払い機関または、保険者からの照会に対する回答
 - その他利用者様に対する医療保険・介護保険事務の利用
 - 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談、または届出等
 - 保険者からの認定調査の委託に対する、調査票と委託請求書の提出
 - 生活保護受給者の場合、担当者への利用票・別票の提出と相談・助言

3. その他の利用目的
 - 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
 - 外部監査機関に対する情報提供
 - 職員の教育研修等の目的での利用
 - 個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合、生命・身体・財産保護・公衆衛生の向上などの公共団体からの協力依頼の場合は例外として、ご本人の同意を得る事なく利用する場合があります

(介護予防) 特定施設入居者生活介護運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所「介護付有料老人ホーム ふじの家川内」(以下、「事業所」という)が(介護予防)特定施設入居者生活介護事業の運営を行うに当たって、(介護予防)特定施設入居者生活介護利用契約(以下「利用契約」という。)第4条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めたものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うとともに、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業所は、介護保険等による要介護(要支援)認定を受けた利用者に対して、食事・入浴・排泄等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、入院・退院・通院時及び退院後の療養上の世話を行う事により利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援する。また、安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 2 事業所が提供する(介護予防)特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとする。
- 3 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 サービスの提供は、個別の(介護予防)特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに行う。
- 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努める。

第3条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は添付の「重要事項説明書」の「介護サービス内容」と「職員体制」に示しますが、以下の通りです。介護職の職務内容は「介護サービス一覧表」にも示されている。

	職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数 (16:30~9:30)	備考
			うち自立者対応		
従業者の内訳	施設長	1	—	—	
	管理者	1	—		生活相談員 介護職員兼務
	生活相談員	5 (常勤:5名)	1.4		介護職員兼務
	直接処遇職員 介護職員	33 (常勤:29名)	24.7		3 介護福祉士等
	看護職員	5 (常勤:4名)	4.0		看護師等
	機能訓練指導員	2	1.6	—	理学療法士

計画作成担当者	1	0.2	—		介護職員兼務
医師		—	—		
栄養士		—	—		外部業者に委託
調理員		—	—		外部業者に委託
事務職員	2	—	—		
その他職員	2	—	—		
合計	50		—	3	
介護にかかわる職員体制（要介護者等に対する直接処遇職員体制）の状況					
	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値		
要介護者等の人数	57.6人	56.0人	64.0人		
指定基準上の直接処遇職員の人数(常勤換算)	22人	22人	22人		
本事業所に配置する直接処遇職員の人数（常勤換算・自立者対応の人数を除く）	31.1人	28.7人	30.3人		
要介護者等の人数に対する直接処遇職員の人数の割合	2.1 : 1	2.2 : 1	2.1 : 1		
常勤換算方法の考え方	月間常勤換算時間：160時間、週40時間労働で算出				
従業者の勤務体制の概要	<p>管理者・生活相談員・看護職員：</p> <p>正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務</p> <p>ただし、看護職員については、夜間対応実施のため、自宅待機を行い、緊急時に備えます。</p> <p>注：</p> <p>夜間勤務は介護職員3名出勤</p> <p>介護職員：(常勤職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤 8：30～17：30 ・夜勤 16：30～9：30 ・早出 7：00～16：00 ・遅出 11：30～20：30 ・昼間は、原則として職員1人あたり入居者3名のお世話をします。 ・夜間は、原則として職員1人あたり入居者22名のお世話をします。 <p>機能訓練指導員</p> <p>計画作成担当者：介護職員と兼務します。</p>				

第4条（入所定員及び居室数）

入所定員は66名、居室数は66室とする。

内、個室6室を夫婦部屋3室として使用可。この場合、個室60室、夫婦部屋3室とする。

第5条（介護予防）特定施設入所者生活介護の内容）

（介護予防）特定施設入居者生活介護の「介護保険（介護予防）給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は添付の「介護サービス一覧表」に示す。

第6条 (利用料及びその他の費用の額)

事業所の利用及び介護サービス利用に関する利用料及びその他利用者が負担する費用の額は、以下の通りである。

費用の納入方式	入居事務手数料+敷金(家賃相当3ヶ月分)+月額利用料	
入居事務手数料	77,000円(税込)	
	使途	入居に際しての person 費(面談・送迎等)
	解約時の返還金	なし
敷金(家賃相当3ヶ月分)	195,000円	
	解約時の返還金	定額精算制(但し、故意・過失による破損・汚染については別途費用を請求いたします。)
月額利用料	176,400円	
内 訳	管理費	51,700円(税込)
	使途	共用施設等の維持・管理、事務費、備品・消耗品購入費、各種サービスに係る諸経費及び光熱水費など
	食費	64,500円(税込)(1ヶ月30日で計算)
	介護費用(介護保険に係る利用料を除く)	介護保険以外の負担なし
	光熱水費	電気・水道代は管理費に含む
	家賃相当額	65,000円
その他	生活サポート支援費(自立の方のみ)	55,000円(税込)
	居室内の電話代	別途実費負担。
改正ルール	経済事情の変動、人件費及び、諸物価並びに公共料金の変動に基づき著しく不相応となった場合、運営懇談会を開催し改定の場合あり	
介護保険に係る利用料	厚生労働大臣が定める基準による	
介護保険以外に係る利用料	ケアアテンダント代(1,100円(税込)/30分)、個別に選択するレクリエーション、行事、介護サービス	
一時金の返還金の保全措置	一時金はなし。よって、銀行保証、その他保全措置は講じない。敷金については、無利子でお預かりし、退居(解約等)	
・銀行保証の有無及び内容	されるときに、定額精算となる	
・その他の保全措置の有無及び内容		
損害賠償額の予定の定めの有無及び内容	特になし。万一、事業所設置者の倒産等のために施設運営が不能となった場合には、新たに施設運営可能な設置者を見つけ、全入居者が継続して本施設で生活ができるように手配を行う	
消費税	介護費用(保険給付外)、月額利用料、その他介護利用料等については、課税(税込)	

第7条（介護居室を移る場合の条件及び手続き）

利用者が居室を変更する場合の条件及び手続きについては以下の通りですが、「重要事項説明書」の「サービスの内容」の記述内容（以下に記載）に従うこととする。

居室の移り住み又は住み替えが必要となった場合には、医師の意見を聴く他、一定の観察期間を設けたうえ、変更先の居室の概要、提供サービスの内容、費用負担の増減等について本人に説明し本人の同意を得て、住み替えていただくことがある。本人の同意を得るとともに、状況に応じて身元引受人の同意を得ることとする。

<p>身体の急変時（認知症を含む）に介護を行う場所</p>	<p>原則として、入居されている介護居室において介護</p>
<p>入居後に居室又は施設を住み替える場合</p>	<p>居室の移り住みの場合</p> <p>居室の移り住みが必要となった場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者の指定する医師の意見を聴く ② 一定期間の観察期間を設ける ③ 変更先の場所の概要、介護の内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行う ④ 身元引受人等の意見を聴く ⑤ 入居者の同意を得る <p>以上の手続きを経て、利用中の居室の利用権を本人の同意を得て消滅させ、新たな居室の利用権を設定。ただし、新たな居室が空いていない場合は、現入居者と相談の上、設定する。この場合新たな追加費用はかからない。また、月間利用料も変わらない</p>
	<p>やむを得ず他の介護施設等へ住み替える場合</p> <p>入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来なくなった場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者の指定する医師の意見を聴く ② 緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける ③ 変更先の場所の概要、介護の内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行う ④ 身元引受人等の意見を聴く ⑤ 入居者の同意を得る <p>以上の手続きを経て、介護居室の利用権を本人の同意を得て消滅させる。ただしこの場合、他の介護施設等の利用が出来るように他施設との交渉を事前に行い、施設利用が可能になっていることが前提となる。この場合、新たな追加費用は必要ないが、他施設に住み替えた場合は他施設の費用負担額に従うものとする</p>

第8条 (施設の利用に当たっての留意事項)

事業所の利用に当たっては、『介護付有料老人ホーム ふじの家川内の管理規程』に従っていただくこととする。

第9条 (緊急時等における対応)

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、「主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行うと共に以下にも記載する。

緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	居室内入居者一人ひとりにナースコールを設置。共通の浴室・トイレにもナースコールを設置。ナースコールは各階介護職員室(スタッフルーム)と介護職員のスマートフォン(各階2～3台)と連動。定期の巡回による安否確認の実施
------------------	--

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	原田医院、宮武医院、おりづる歯科医院、野村病院(メディカルパーク)、近藤眼科医院、かとう外科胃腸科、辻外科内科クリニック、福馬外科病院 上記協力医療機関により、次の各診療科目の対応が可能 内科、胃腸科、外科、循環器科、歯科、小児科、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、消化器科、脳神経外科、皮膚科、呼吸器科、眼科、泌尿器科 また、協力医療機関の通院についてはスタッフが送迎を行う。 さらに、緊急の場合には往診も可能。診断の結果、入院加療が必要とされる場合には、本人の同意のもと、入院を支援する
入居者が医療を要する場合の対応	治療あるいは入院が必要となった場合、本事業所の協力医療機関または入居者が選択する医療機関において治療を受けることを進言する場合あり。費用については、入居者負担(自己負担分) 入退院の手続代行、送迎については無料(協力医療機関に限る) (ケアアテンダント料 1,100円(税込)/30分が該当)

第10条 (非常災害対策)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

第11条 (長期利用のない場合の対応)

(介護予防)特定施設入居者生活介護の利用が30日以上ない場合、本事業所から契約の解除を通知し、その後引き続き90日以内に利用のない場合は、契約の解除(退去)とする。

第12条 (退去後の原状回復について)

- 退去される場合は、退去日より 30 日前に申し出を行い、退去日までに原状回復を行うこととする。
- 2 死亡退去の場合、死亡日の翌日が退去日となります。退去日より 14 日以内に居室の原状回復を行い、居室の明け渡しこと。
 - 3 居室の明け渡しが行われない場合、事業所により原状回復を行う場合がある。
 - 4 身元引受人は、居室の明け渡しおよび原状回復につき、速やかに協力する義務を負う。
 - 5 原状回復に掛かる費用については敷金より定額清算とし、下記の通りである。
 - 一 入居期間 3 ヶ月未満 0 円
 - 二 入居期間 3 ヶ月以上 1 年未満 65,000 円
 - 三 入居期間 1 年以上 130,000 円
- この他、入居者の過失による損傷がある場合は別途敷金より充当する。
- 6 第 12 条に掲げる費用に関しては、利用者および連帯保証人が支払いの責めを負うこととする。

第 13 条（身体拘束に関する事項）

事業所は、入居契約書第 7 条 5 号により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 関係従事者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。
 - (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める。
 - (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。
- 2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとする。
 - 3 前各項の規程による身体的拘束等を行う場合には、管理者、介護支援専門員、介護従業者等により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。事業所の職員は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

第 14 条（虐待防止等のための措置に関する事項）

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有する。

虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。

個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。

運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。

- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- 3 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第 15 条（第三者による評価の実施に関する事項）

事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとなります。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

第 16 条（その他運営に関する重要事項）

その他運営に関する重要事項として、事業所では、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行う。

- 2 この規程に定める事項の他に、特定施設入居者生活介護サービスの提供について重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決にあたるものとする。
- 3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努める。
- 4 事業所は、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（介護サービス費等の支給の根拠となる記録は5年間）保存するものとする。

付則 この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。
平成 24 年 12 月 1 日から実施します。
平成 25 年 1 月 1 日から実施します。
平成 25 年 2 月 1 日から実施します。
平成 25 年 4 月 1 日から実施します。
平成 25 年 12 月 1 日から実施します。
平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

平成26年10月1日から実施します。
平成27年2月1日から実施します。
平成27年4月1日から実施します。
平成27年8月1日から実施します。
平成28年3月1日から実施します。
平成28年4月1日から実施します。
平成28年7月1日から実施します。
平成28年8月16日から実施します。
平成29年4月1日から実施します。
平成29年8月1日から実施します。
平成30年4月1日から実施します。
平成30年9月1日から実施します。
平成31年4月1日から実施します。
令和1年8月1日から実施します。
令和2年4月1日から実施します。
令和3年4月1日から実施します。
令和3年9月1日から実施します。
令和3年11月1日から実施します。
令和4年2月1日から実施します。
令和4年9月1日から実施します。
令和4年10月1日から実施します。
令和5年8月1日から実施します。
令和6年1月1日から実施します。
令和6年7月1日から実施します。
令和7年4月1日から実施します。

重要事項説明書

記入年月日	
記入者名	
所属・職名	ふじの家川内 生活相談員兼介護職員

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1. 事業主体概要

種類	個人／ <u>法人</u>	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ ふじびるさーびす 株式会社 不二ビルサービス	
主たる事務所の所在地	〒733-0002 広島市西区楠木町四丁目8番12号	
連絡先	電話番号	082-962-8912
	FAX番号	082-962-8913
	ホームページアドレス	http://www.fujibiru.co.jp
代表者	氏名	濱野上 隆志
	職名	代表取締役
設立年月日	<u>昭和</u> ・平成・令和 33年4月24日	
主な実施事業	※別添1（別々に実施する介護サービス一覧表）	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほ一む ふじのいえかわうち 介護付有料老人ホーム ふじの家川内	
所在地	〒731-0102 広島市安佐南区川内一丁目 15 番 24 号	
主な利用交通手段	最寄駅	アストラムライン古市駅・中筋駅
	交通手段と所要時間	①アストラムライン利用の場合 古市駅・中筋駅より徒歩 15 分 ②自動車利用の場合 ・高速道路 広島 IC より車で 5 分
連絡先	電話番号	082-831-8908
	FAX番号	082-831-8910
	ホームページアドレス	http:// www.fujicare.jp
管理者	氏名	澄川 敦子
	職名	管理者
建物の竣工日		昭和・平成・令和 17年 9月 26日
有料老人ホーム事業の開始日		昭和・平成・令和 17年 10月 1日

(類型)【表示事項】

① 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
3 住宅型		
4 健康型		
1 又は 2 に 該当する場 合	介護保険事業者番号	3470206123
	指定した自治体名	広島県 (市)
	事業所の指定日	平成 17年 10月 1日
	指定の更新日 (直近)	令和 5年 10月 1日

3. 建物概要

土地	敷地面積	2,347.30 m ²					
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地					
		② 事業者が賃借する土地					
		抵当権の有無	① あり 2 なし				
建物	延床面積	全体	3,331.80 m ²				
		うち、老人ホーム部分	2,113.37 m ²				
	耐火構造	① 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()					
居室の状況	構造	① 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()					
		所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
			② 事業者が賃借する建物				
	抵当権の設定		① あり 2 なし				
居室区分 【表示事項】	契約期間	① あり (平成17年10月1日～令和17年9月30日) 2 なし					
		契約の自動更新	① あり 2 なし				
	居室の状況	居室区分 【表示事項】	① 全室個室				
2 相部屋あり							
最少		人部屋					
最大		人部屋					
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分*	
タイプ1		<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	有 / <input type="checkbox"/> 無	18 m ²	66 室	介護居室個室	
タイプ2		<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	有 / <input type="checkbox"/> 無	10 m ²	1 室	一時介護室	
タイプ3	有 / <input type="checkbox"/> 無	有 / <input type="checkbox"/> 無	m ²				
タイプ4	有 / <input type="checkbox"/> 無	有 / <input type="checkbox"/> 無	m ²				
タイプ5	有 / <input type="checkbox"/> 無	有 / <input type="checkbox"/> 無	m ²				

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。

共用施設	共用便所における 便房	9ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	2ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	7ヶ所
	共用浴室	4ヶ所	個室	3ヶ所
			大浴場	1ヶ所
	共用浴室における 介護浴槽	2ヶ所	チェアー浴	1ヶ所
			リフト浴	0ヶ所
			ストレッチャー浴	1ヶ所
			その他（ ）	0ヶ所
食堂	① あり	2 なし		
入居者や家族が利 用できる調理設備	① あり	2 なし		
エレベーター	① あり（車椅子対応） ② あり（ストレッチャー対応） ③ あり（上記1・2に該当しない） ④ なし			
消防用設備 等	消火器	① あり	2 なし	
	自動火災報知設備	① あり	2 なし	
	火災通報設備	① あり	2 なし	
	スプリンクラー	① あり	2 なし	
	防火管理者	① あり	2 なし	
	防災計画	① あり	2 なし	
その他				

4. サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針	特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように援助するとともに、安定的かつ継続的な事業運営に努める。
サービスの提供内容に関する特色	【食事】個々に応じた、援助内容・食事時間・入浴時間に幅を持たせていること 【洗濯物】洗濯物については、当施設にて対応可能 ※但し、洗濯による衣類等の縮みや破れ、修繕

	や損傷等に関しては一切の責任を負わない（これに係るご家族へのご連絡は致します）
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算(Ⅰ)	1 あり ② なし
	入居継続支援加算(Ⅱ)	1 あり ② なし
	生活機能向上連携加算	1 あり ② なし
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	① あり 2 なし
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	① あり 2 なし
	夜間看護体制加算(Ⅰ)	1 あり ② なし
	夜間看護体制加算(Ⅱ)	① あり 2 なし
	若年性認知症入居者受入加算	1 あり ② なし
	科学的介護推進体制加算	① あり 2 なし
	協力医療機関連携加算	① あり 2 なし
	退居時情報提供加算	① あり 2 なし
	退院・退所時連携加算	① あり 2 なし
	看取り介護加算(Ⅰ)	① あり 2 なし
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1 あり ② なし
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1 あり ② なし
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	1 あり ② なし
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1 あり ② なし
	新興感染症等施設療養費	① あり 2 なし
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1 あり ② なし
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1 あり ② なし
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	① あり 2 なし

	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	① あり ② なし
		(Ⅱ)	① あり ② なし
		(Ⅲ)	① あり ② なし
		(介護・看護職員の配置率) : 1	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率)	: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		① 救急車の手配 ② 入退院の付き添い ③ 通院介助 ④ その他 (ケアアテンダントサービス)	
協力医療機関	1	名称	原田医院
		住所	広島市安佐南区川内 4-15-18
		診療科目	内科 小児科 整形外科 リハビリテーション科
		協力内容	受診・往診
	2	名称	宮武医院
		住所	広島市安佐南区東野 3-7-17
		診療科目	内科
		協力内容	受診・往診
協力歯科医療機関		名称	おりづる歯科医院
		住所	広島市安佐南区川内 5-10-20
		協力内容	受診・往診。その他、歯科衛生士の往診による口腔内ケア

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 ③ その他 (各居室間の住み替え)
判断基準の内容	隣室の入居者との相性が著しく不良と判断した場合等
手続きの内容	原状回復をして頂きそれに係る費用を支払って頂く

追加的費用の有無	1 あり ② なし	
居室利用権の取扱い	前居室から現居室へ移るものとする。居室変更があった場合、原則、原状回復をして頂きそれに係る費用を支払って頂く	
前払金償却の調整の有無	1 あり ② なし	
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	1 あり ② なし
	便所の変更	1 あり ② なし
	浴室の変更	1 あり ② なし
	洗面所の変更	1 あり ② なし
	台所の変更	1 あり ② なし
	その他の変更	1 あり
	② なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり 2 なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項	当施設が定める医療依存度が高い方や、自傷行為、他者に危害を及ぼす可能性のある方は、入居を相談させて頂くことがあります。	
契約の解除の内容	退去の届出は、30 日前までに申し出ることとする。尚、死亡された際は、亡くなられた日の翌日より退去扱いとなり、家賃・管理費等が発生しない。	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	当施設は、入居者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。
	解約予告期間	3ヶ月
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	
体験入居の内容	① あり (内容：1泊7,700円(税込)(3食おやつ付き) ※2泊3日まで) 2 なし	
入居定員	66人	
その他		

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	—	1.0
生活相談員	4	4	—	1.0
直接処遇職員	33	27	6	29.3
介護職員	25	21	4	23.3
看護職員	5	4	1	4.6
機能訓練指導員	2	1	1	1.6
計画作成担当者	1	1	—	0.2
栄養士	外部業者に委託	—	—	—
調理員	外部業者に委託	—	—	—
事務員	1	—	1	0.6
その他職員	0	—	—	—
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	1	0	
介護福祉士	15	4	
実務者研修の修了者	4	0	
初任者研修の修了者	5	3	
介護支援専門員	3	2	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	—	—	—
理学療法士	2	1	1
作業療法士	—	—	—
言語聴覚士	—	—	—
柔道整復士	—	—	—
あん摩マッサージ指圧師	—	—	—
はり師	—	—	—
きゅう師	—	—	—

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時30分～9時30分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0人	0人
介護職員	0人	3人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 ⓑ 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.2 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務						① あり 2 なし				
	業務に係る資格等		① あり								
			資格等の名称		介護福祉士						
	2 なし										
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
前年度1年間の退職者数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
応じた業務に従事した経験年数に 職員の人数	1年未満	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	1年以上 3年未満	0	0	5	5	0	0	0	0	0	
	3年以上 5年未満	0	0	4	0	0	0	0	1	0	
	5年以上 10年未満	0	0	5	0	0	0	0	0	0	
	10年以上	4	1	4	4	1	0	1	0	1	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
従業者の健康診断の実施状況				① あり 2 なし							

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 ③ 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定	① あり 2 なし	
入院等による不在時における 利用料金(月払い)の取扱い	① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	

利用料金の改定	条件	①介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護利用契約書第8条第2項第一号に定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更がある場合 ②介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護利用契約書第8条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金に変更がある場合 ③消費税法の改定がある場合
	手続き	①③入居者への説明を行い、当該利用料等を変更する ②本施設の所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案する 利用料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護1	要介護3	
	年齢	87歳	80歳	
居室の状況	床面積	18㎡	18㎡	
	便所	① 有 2 無	① 有 2 無	
	浴室	1 有 ② 無	1 有 ② 無	
	台所	1 有 ② 無	1 有 ② 無	
入居時点で必要な費用	入居事務手数料	77,000円(税込)	77,000円(税込)	
	敷金	195,000円	195,000円	
月額費用の合計		203,432円	208,276円	
家賃		65,000円	65,000円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護 ^{※1} の費用	22,232円	27,076円	
	介護保険外 ^{※2}	食費	64,500円(税込)	64,500円(税込)
		管理費	51,700円(税込)	51,700円(税込)
		介護費用	－円	－円
		光熱水費	－円	－円
		生活サポート支援費	－円	－円
その他	都度払いサービスあり	都度払いサービスあり		
<p>※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。</p> <p>※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）</p>				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	当該有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額
敷金	家賃の 3ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	水道光熱費、共用施設の維持管理費、事務・管理部門の人件費
食費	厨房人件費、厨房維持費、食材料費
光熱水費	管理費に含む
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
生活サポート支援費	人件費、事務費

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	要介護度に応じた介護費用は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じて徴収する
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住期間（償却年月数）	ヶ月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	円
初期償却率	%
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了
	入居後 3 月を超えた契約終了
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称
	2 信託契約を行う信託会社等の名称
	3 保証保険を行う保険会社の名称
	4 全国有料老人ホーム協会

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	2人
	死亡者	22人
	その他	1人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	1人
		(解約事由の例) 家族が訪問しやすい家族宅近くの施設に転居

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称	ふじの家川内 生活相談員苦情受付担当	
電話番号	082-831-8908	
対応している時間	平日	8:30~17:30
	土曜	8:30~17:30
	日曜・祝日	8:30~17:30
定休日	なし	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) 三井住友海上火災保険株式会社
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	(その内容) 事故発生防止に関する指針に基づく。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	2025年2月
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 居希望者に交付 ③ 公開していない
看取り介護に関する指針	・入居希望者に指針内容を説明

10. その他

<p>運営懇談会</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="603 241 906 293">① あり</td> <td data-bbox="914 241 1471 293">(開催頻度) 年 1 回</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="603 304 1471 342">2 なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 353 906 495">1 代替措置あり</td> <td data-bbox="914 353 1471 495">(内容)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="603 506 1471 539">2 代替措置なし</td> </tr> </table>	① あり	(開催頻度) 年 1 回	2 なし		1 代替措置あり	(内容)	2 代替措置なし	
① あり	(開催頻度) 年 1 回								
2 なし									
1 代替措置あり	(内容)								
2 代替措置なし									
<p>提携ホームへの移行 【表示事項】</p>	<p>1 あり (提携ホーム名 :) ② なし</p>								
<p>身体拘束に関する事項</p>	<p>事業所は、入居契約書第7条5号により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 関係従事者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。</p> <p>(2) 身体的拘束等の必要性 (切迫性、非代替性、一時性) を判断するための具体的な手順を定める。</p> <p>(3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。</p> <p>(4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。</p> <p>(5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。</p> <p>2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとする。</p> <p>3 前各項の規程による身体的拘束等を行う場合には、管理者、介護支援専門員、介護従業者等により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。事業所の職員は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。</p>								

<p>虐待防止等のための措置に関する事項</p>	<p>事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。 虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。 個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。 運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。 虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。 3 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。 情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。
<p>有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出</p>	<p>① あり ② なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要</p>
<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録</p>	<p>1 あり ② なし</p>
<p>有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」</p>	<p>1 あり ② なし</p>

に合致しない事項	
合致しない事項がある場合の内容	
「6. 既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導 指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別添1（別の実施する介護サービス一覧表）

別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____ 様

説明年月日 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が広島市で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし	ヘルパーステーション ふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15-1
			ヘルパーステーション ふじ白島	広島市中区東白島町6-11ホワイトハイツ1F
			ヘルパーステーション ふじ五日市	広島市佐伯区楽々園三丁目5-28
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし	訪問看護ステーションふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15-1
			訪問看護ステーションふじ段原	広島市南区金屋町4-17
			訪問看護ステーションふじ観音	広島市西区南観音8丁目11-29
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし	デイサービスセンター ふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15-24
			デイサービスセンター ふじ安佐南	広島市安佐南区川内一丁目5-24
			デイサービスセンター ふじ白島	広島市中区東白島町6-11ホワイトハイツ1F
			デイサービスセンター ふじ段原	広島市南区金屋町4-17
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし	ショートステイふじ安佐南	広島市安佐南区川内一丁目5-24
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	介護付有料老	広島市安佐南区川内一丁目

			人ホームふじ の家川内	15-24
			介護付有料 老人ホーム ふじの家観 音	広島市西区南観音町八丁目 11-29
福祉用具貸与	あり	なし	福祉用具ス テーション ふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目 15-24
特定福祉用具販売	あり	なし	福祉用具ス テーション ふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目 15-24
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	ふじケア24 川内	広島市安佐南区川内一丁目 15-1
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	グループホ ームふじの 家瀬野	広島市安芸区瀬野五丁目3- 7
			グループホ ームふじの 家矢野	広島市安芸区矢野西五丁目 18-40
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	ふじ川内居 宅介護支援 事業所	広島市安佐南区川内一丁目 5-24
			ふじ五日市 居宅介護支 援事業所	広島市佐伯区楽々園三丁目 5-28
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし	訪問看護ス テーション ふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目 15-1
			訪問看護ス テーション ふじ段原	広島市南区金屋町4-17
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		

介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	ショートステイふじ安佐南	広島市安佐南区川内一丁目5-24
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	介護付有料老人ホーム ふじの家川内	広島市安佐南区川内一丁目15-24
			介護付有料老人ホーム ふじの家観音	広島市西区南観音町八丁目11-29
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	福祉用具ステーション ふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15-24
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	福祉用具ステーション ふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15-24
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	グループホームふじの家瀬野	広島市安芸区瀬野五丁目3-7
			グループホームふじの家矢野	広島市安芸区矢野西五丁目18-40
介護予防支援	あり	なし	ふじ川内居宅介護支援事業所	広島市安佐南区川内一丁目5-24
			ふじ白島居宅介護支援事業所	広島市中区東白島町6-11ホワイトハイツ1F
			ふじ五日市居宅介護支援事業所	広島市佐伯区楽々園三丁目5-28
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		
介護医療院	あり	なし		

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無					あり	なし		
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）			備考		
			包含※2	都度※2	料金※3			
介護サービス								
食事介助	あり	なし	あり	なし				
排泄介助・おむつ交換	あり	なし	あり	なし				
おむつ代			あり	なし		○	実費	
入浴（一般浴）介助・清拭	あり	なし	あり	なし				
特浴介助	あり	なし	あり	なし				
身辺介助（移動・着替え等）	あり	なし	あり	なし				
機能訓練	あり	なし	あり	なし				
通院介助	あり	なし	あり	なし		○	1,100円（税込）/30分	※協力医療機関外への受診
生活サービス								
居室清掃	あり	なし	あり	なし				
リネン交換	あり	なし	あり	なし				
日常の洗濯	あり	なし	あり	なし				
居室配膳・下膳	あり	なし	あり	なし				
入居者の嗜好に応じた特別な食事			あり	なし		○	実費	
おやつ			あり	なし		○	実費	
理美容師による理美容サービス			あり	なし		○	実費	
買い物代行	あり	なし	あり	なし		○	1,100円（税込）/30分	
役所手続き代行 金銭・貯金管理	あり	なし	あり	なし				
健康管理サービス								
定期健康診断			あり	なし			実費	年2回 希望者のみ
健康相談	あり	なし	あり	なし				
生活指導・栄養指導	あり	なし	あり	なし				
服薬支援	あり	なし	あり	なし				
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	なし	あり	なし				
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	あり	なし	あり	なし				
入退院時の同行	あり	なし	あり	なし		○	1,100円（税込）/30分	※ご家族病院到着までの付き添い
入院中の洗濯物交換・買い物	あり	なし	あり	なし		○	1,100円（税込）/30分	
入院中の見舞い訪問	あり	なし	あり	なし				

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（要介護度に応じての介護費用は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じて徴収）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

2024年6月1日以降の介護サービス費及び加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、☑をつけております。尚、算定要件を満たした場合のみ算定する加算につきましても☑をつけております。

1 単位＝10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

(介護予防) 特定施設 入居者生活 介護サービス費	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・・・1日につき183単位 ・要支援2・・・1日につき313単位 ・要介護1・・・1日につき542単位 ・要介護2・・・1日につき609単位 ・要介護3・・・1日につき679単位 ・要介護4・・・1日につき744単位 ・要介護5・・・1日につき813単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)	☑	個別機能訓練加算(Ⅰ)として1日につき12単位 常勤の機能訓練指導員として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかを配置し、利用者の心身状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を行ないます。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	☑	個別機能訓練加算(Ⅱ)として1月につき20単位 個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定要件に加え、個別機能訓練の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練加算の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。
協力医療機関 連携加算	☑	協力医療機関連携加算として1月につき100単位 当施設では、入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制、診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保しており、協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催します。
科学的介護 推進体制加算	☑	科学的介護推進体制加算として1月につき40単位 利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出します。
夜間看護体制加算 (Ⅱ) (要介護者のみ)	☑	夜間看護体制加算(Ⅱ)として1日につき9単位 常勤看護師を1名以上配置し看護の責任者を定めています。また、重度化した場合の対応指針を定め、入居の際に説明し同意を得ています。看護職員により又は病院等との連携により、24時間の連絡体制と健康管理体制をとっています。
退院・退所時連携加算 (要介護者のみ)	☑	退院・退所時連携加算として1日につき30単位 ※入居及び退院後、30日間 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合に算定。また、30日を超える病院もしくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も同様に算定。
退居時情報提供加算	☑	退居時情報提供加算として1回のみ250単位 医療機関へ退所される入居者について、退居後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回に限り算定します。
新興感染症等 施設療養費	☑	新興感染症等施設療養費として1日につき240単位 入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
生産性向上 推進体制加算(Ⅰ)		生産性向上推進体制加算(Ⅰ)として1月につき100単位 ①生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の成果が確認されています。②見守り機器などのテクノロジーを複数導入しています。③職員間の適切な役割分担を行っています。④1年に1回、業務改善による効果を示すデータを厚生労働省に提供します。
生産性向上 推進体制加算(Ⅱ)		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)として1月につき10単位 ①利用者の安全、介護の質の確保、職員の負担軽減に向を検討する委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づく改善活動に継続的に取り組んでいます。②見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入しています。③1年に1回、業務改善の効果を示すデータを厚生労働省に提供します。
看取り介護加算(Ⅰ)	☑	看取り介護加算として利用者が次に掲げるいずれにも認められた場合 死亡日に1日につき1,280単位、前日・前々日に1日につき680単位、 死亡日以前4日以上30日以下に1日につき144単位、死亡日以前45日以上31日以下に1日につき72単位
		1. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。
		2. 利用者又はその家族の同意を得て、利用者の介護の係る計画が作成されている。
		3. 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求めに応じ随時、本人又はその家族に説明を行い、同意を得て介護が行われている。
※算定条件としては【1. 死亡日以前45日が上限。2. 退去した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。3. 医療連携体制を算定していない場合は算定しない】となります。		
サービス提供体制 強化加算	☑	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・・・1日につき22単位 介護福祉士70%以上配置、もしくは勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・1日につき18単位 介護福祉士60%以上配置
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・1日につき6単位 介護福祉士50%以上配置
介護職員等 処遇改善加算	☑	・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・1月の総単位数に12.8%乗じた単位数
		・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・・・1月の総単位数に12.2%乗じた単位数
		・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・・・1月の総単位数に11.0%乗じた単位数

2024年6月1日からの指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う料金の変更(重要事項説明書【別紙2】)についての説明を受け、これに同意し一部交付を受けました。

(西暦) 年 月 日 署名又は捺印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、特定施設サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）介護付有料老人ホームふじの家川内 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

(介護予防) 特定施設入居者生活介護運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所「介護付有料老人ホーム ふじの家観音」(以下、「事業所」という)が(介護予防)特定施設入居者生活介護事業の運営を行うに当たって、(介護予防)特定施設入居者生活介護利用契約(以下「利用契約」という。)第4条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めたものであり、事業所がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うとともに、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業所は、介護保険等による要介護(要支援)認定を受けた利用者に対して、食事・入浴・排泄等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、入院・退院・通院時及び退院後の療養上の世話を行う事により利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。また、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。
- 2 事業所が提供する(介護予防)特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 サービスの提供は、個別の(介護予防)特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行します。
- 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

第3条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は添付の「重要事項説明書」の「介護サービス内容」と「職員体制」に示しますが、以下の通りです。介護職の職務内容は「介護サービス一覧表」にも示されています。

	職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数 (16:30~9:30)	備考
			うち自立者対応		
従業者の内訳	管理者(施設長)	1	—	—	生活相談員及び介護職員兼務
	生活相談員	3	1.6		介護職員兼務
	直接処遇職員 介護職員	22 (常勤17名)	17.5	2	介護福祉士等
	看護職員	3	2.4		看護師等
	機能訓練指導員	1	—	—	看護職員兼務
	計画作成担当者	1	—	—	介護支援専門員 介護職員兼務

	医師		—	—		
	栄養士		—	—		外部業者に委託
	調理員		—	—		外部業者に委託
	事務職員		—	—		
	その他職員		—	—		
	合計	31	21.5	—	2	
介護にかかわる職員体制（要介護者等に対する直接処遇職員体制）の状況						
		前々年度の平均値		前年度の平均値		今年度の平均値
	要介護者等の人数	36 人		36.5 人		34 人
	指定基準上の直接処遇職員の人数(常勤換算)	13 人		13 人		13 人
	本事業所に配置する直接処遇職員の人数（常勤換算・自立者対応の人数を除く）	17.8 人		18.9 人		19.9 人
	要介護者等の人数に対する直接処遇職員の人数の割合	2.0 : 1		1.9 : 1		1.7 : 1
常勤換算方法の考え方	月間常勤換算時間：160時間、週40時間労働で算出					
従業者の勤務体制の概要	<p>管理者・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員</p> <p>正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務</p> <p>ただし、看護職員については、夜間対応実施のため、自宅待機を行い、緊急時に備えます。</p> <p>注： 夜間勤務は介護職員2名出勤</p> <p>介護職員：(常勤職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤 8：30～17：30 ・夜勤 16：30～9：30 ・早出 7：00～16：00 ・遅出 10：30～19：30 ・昼間は、原則として職員1人あたり入居者3名のお世話をします。 ・夜間は、原則として職員1人あたり入居者19.5名のお世話をします。 <p>計画作成担当者：看護職員と兼務します。</p>					

第4条（入所定員及び居室数）

入所定員は 39 名、居室数は 39 室 とします。
全室個室で夫婦居室はありません。

第5条（介護予防）特定施設入所者生活介護の内容）

（介護予防）特定施設入居者生活介護の「介護保険（介護予防）給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は添付の「介護サービス一覧表」に示します。

第6条 (利用料及びその他の費用の額)

事業所の利用及び介護サービス利用に関する利用料及びその他利用者が負担する費用の額は「重要事項説明書」の「利用料」に示してありますが、以下の通りです。

費用の納入方式	入居事務手数料+敷金(家賃相当3ヶ月分)を振り込み月額利用料については前家賃前管理費にて前月引き落とし	
入居事務手数料	77,000円(税込)	
用途	入居に際しての人件費(面談・送迎等)	
解約時の返還金	なし	
敷金(家賃相当3ヶ月分)	210,000円	
解約時の返還金	原状回復に使用した残りの金額を返還、定額精算制	
月額利用料	180,000円	
内 訳	管理費	60,500円(税込)
	用途	共用施設等の維持・管理、事務費、備品・消耗品購入費、各種サービスに係る諸経費及び光熱水費など
	食費	49,500円(税込) ※1日3食 30日分
	介護費用(介護保険に係る利用料を除く)	介護保険以外の負担なし
	光熱水費	居室内の電話代は別途実費負担。電気・水道代は管理費に含む
	家賃相当額	70,000円
	その他	生活サポート支援費(自立の方): 55,000円(税込)
改正ルール	経済事情の変動、人件費及び、諸物価並びに公共料金の変動に基づき著しく不相応となった場合、運営懇談会を開催し改定の場合あり	
介護保険に係る利用料	厚生労働大臣が定める基準による	
介護保険以外に係る利用料	ケアアテンダント代(1,100円(税込)/30分)、個別に選択するレクリエーション、行事、介護サービス	
一時金の返還金の保全措置 ・銀行保証の有無及び内容 ・その他の保全措置の有無及び内容	一時金はなし。よって、銀行保証、その他保全措置は講じない。敷金については、無利子でお預かりし、退居(解約等)されるときに、定額精算となる	
損害賠償額の予定の定めの有無及び内容	特になし。万一、事業所設置者の倒産等のために施設運営が不能となった場合には、新たに施設運営可能な設置者を見つけ、全入居者が継続して本施設で生活ができるように手配を行う	
消費税	税法、その他関連法令に準ずる	

第7条（介護居室を移る場合の条件及び手続き）

利用者が居室を変更する場合の条件及び手続きについては以下の通りですが、「重要事項説明書」の「サービスの内容」の記述内容（以下に記載）に従います。

居室の移り住み又は住み替えが必要となった場合には、医師の意見を聴く他、一定の観察期間を設けたうえ、変更先の居室の概要、提供サービスの内容、費用負担の増減等について本人に説明し本人の同意を得て、住み替えていただくことがあります。本人の同意を得るとともに、状況に応じて身元引受人の同意を得ることとします。

<p>身体の急変時（認知症を含む）に介護を行う場所</p>		<p>原則として、入居されている介護居室において介護</p>
<p>入居後に居室又は施設を住み替える場合</p>	<p>居室の移り住みの場合</p>	<p>居室の移り住みが必要となった場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者の指定する医師の意見を聴く ② 一定期間の観察期間を設ける ③ 変更先の場所の概要、介護の内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行う ④ 身元引受人等の意見を聴く ⑤ 入居者の同意を得る <p>以上の手続きを経て、利用中の居室の利用権を本人の同意を得て消滅させ、新たな居室の利用権を設定。ただし、新たな居室が空いていない場合は、現入居者と相談の上、設定する。この場合新たな追加費用はかからない。また、月間利用料も変わらない</p>
	<p>やむを得ず他の介護施設等へ住み替える場合</p>	<p>入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来なくなった場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者の指定する医師の意見を聴く ② 緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける ③ 変更先の場所の概要、介護の内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行う ④ 身元引受人等の意見を聴く ⑤ 入居者の同意を得る <p>以上の手続きを経て、介護居室の利用権を本人の同意を得て消滅させる。ただしこの場合、他の介護施設等の利用が出来るように他施設との交渉を事前に行い、施設利用が可能になっていることが前提となる。この場合、新たな追加費用は必要ないが、他施設に住み替えた場合は他施設の費用負担額に従うものとする</p>

第8条（施設の利用に当たっての留意事項）

事業所の利用に当たっては、『介護付有料老人ホーム ふじの家観音の管理規程』に従っていただきます。

第9条（緊急時等における対応）

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行うと共に以下にも記載しています。

緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	居室内入居者一人ひとりにナースコールを設置。共通の浴室・トイレにもナースコールを設置。ナースコールは各階介護職員室（スタッフルーム）と介護職員等のスマホ（各階1～2台）と連動。定期の巡回による安否確認の実施
------------------	---

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	平林内科医院、稲垣内科、福島生協病院、平尾歯科医院、旭橋歯科クリニック、広島クリニック、ほ一むけあクリニック、しんや眼科、木下クリニック、ゆき歯科クリニック 上記協力医療機関により、次の各診療科目の対応が可能 内科、神経内科、外科、循環器科、胃腸科、歯科、整形外科、耳鼻咽喉科、消化器科、肛門科、リウマチ科、眼科、呼吸器内科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科 また、協力医療機関の通院についてはスタッフが送迎を行う。 さらに、緊急の場合には往診も可能。診断の結果、入院加療が必要とされる場合には、本人の同意のもと、入院を支援する。
入居者が医療を要する場合の対応	治療あるいは入院が必要となった場合、本事業所の協力医療機関または入居者が選択する医療機関において治療を受けることを進言する場合あり。費用については、入居者負担（自己負担分） 入退院の送迎については有料 ※協力医療機関は無料 （ケアアテンダント料 1,100円（税込）／30分が該当）

第10条（非常災害対策）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

第11条（長期利用のない場合の対応）

（介護予防）特定施設入居者生活介護の利用が30日以上ない場合、本事業所から契約の解除を通知し、その後引き続き90日以内に利用のない場合は、契約の解除（退去）となります。

第12条（退去後の原状回復について）

- 1 退去される場合は、退去日より30日前に申し出を行い、退去日までに原状回復を行って下さい。

- 2 死亡退去の場合、死亡日の翌日が退去日となります。退去日より14日以内に居室の原状回復を行い、居室の明け渡しをお願いします。
- 3 居室の明け渡しが行われない場合、事業所により原状回復を行う場合があります。
- 4 身元引受人は、居室の明け渡しおよび原状回復につき、速やかに協力する義務を負います。
- 5 第6項に掲げる費用に関しては、利用者および連帯保証人が支払いの責めを負います。
- 6 原状回復に掛かる費用については敷金より定額清算とし、下記の通りとします。
 - 一 入居期間3ヵ月未満 0円
 - 二 入居期間3ヵ月以上1年未満 70,000円
 - 三 入居期間1年以上 140,000円
 - 四 この他、入居者の過失による損傷がある場合は別途敷金より充当いたします。但し、損傷等がひどく敷金で充当できない場合は、利用者および連帯保証人が支払いの責めを負います。

第13条（身体拘束に関する事項）

事業所は、入居契約書第7条5号により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 関係従事者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。
 - (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める。
 - (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。
- 2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができるとします。
 - 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者、介護支援専門員、介護従業者等により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。事業所の職員は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

第14条（虐待防止等の為の措置に関する事項）

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業者のストレスの把

握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。

虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。

- 3 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業者間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第15条（第三者による評価の実施に関する事項）

事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとなります。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

第16条（その他運営に関する重要事項）

その他運営に関する重要事項として、事業所では、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

- 2 この規程に定める事項の他に、特定施設入居者生活介護サービスの提供について重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決にあたるものとします。
- 3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得よう努めます。
- 4 事業所は、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（介護サービス費等の支給の根拠となる記録は5年間）保存するものとする。

付則 この規程は、平成24年1月1日から実施します。
平成24年2月1日から実施します。
平成24年3月1日から実施します。
平成24年4月1日から実施します。
平成24年5月1日から実施します。
平成24年7月3日から実施します。
平成24年9月1日から実施します。
平成24年11月1日から実施します。
平成25年2月1日から実施します。

平成25年4月1日から実施します。
平成25年10月1日から実施します。
平成25年11月1日から実施します。
平成26年1月1日から実施します。
平成26年4月1日から実施します。
平成26年5月1日から実施します。
平成26年6月1日から実施します。
平成26年12月1日から実施します。
平成27年1月1日から実施します。
平成27年2月1日から実施します。
平成27年4月1日から実施します。
平成27年12月1日から実施します。
平成28年1月1日から実施します。
平成28年4月1日から実施します。
平成28年6月1日から実施します。
平成29年2月1日から実施します。
平成29年3月1日から実施します。
平成29年6月1日から実施します。
平成29年9月1日から実施します。
平成29年10月1日から実施します。
平成29年11月1日から実施します。
平成30年2月1日から実施します。
平成30年9月1日から実施します。
令和2年4月1日から実施します。
令和3年4月1日から実施します。
令和4年3月1日から実施します。
令和4年4月1日から実施します。
令和4年10月1日から実施します。
令和5年4月1日から実施します。
令和5年6月1日から実施します。
令和5年7月1日から実施します。
令和5年11月1日から実施します。
令和6年1月1日から実施します。
令和6年3月1日から実施します。
令和6年6月1日から実施します。
令和6年10月1日から実施します。
令和7年2月1日から実施します。
令和7年3月1日から実施します。
令和7年4月1日から実施します。

重要事項説明書

記入年月日	2025年4月1日
記入者名	右田 康規
所属・職名	ふじの家観音 管理者 兼生活相談員兼 介護職員

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1. 事業主体概要

種類	個人/法人	
	※法人の場合、その種類	株式会社
名称	(ふりがな) かぶしがいしゃ ふじびるサービス 株式会社 不二ビルサービス	
主たる事務所の所在地	〒733-0002 広島市西区楠木町4丁目8-12	
連絡先	電話番号	082-962-8912
	FAX番号	082-962-8913
	ホームページアドレス	http://www.fujibiru.co.jp
代表者	氏名	濱野上 隆志
	職名	代表取締役
設立年月日	昭和 34年 4月 24日	
主な実施事業	※別添1（別の実施する介護サービス一覧表）	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほーむ ふじのいえかんのん 介護付有料老人ホーム ふじの家観音	
所在地	〒733-0035 広島市西区南観音8丁目11-29	
主な利用交通手段	最寄駅	市内電車：舟入南町 バス：南観音小学校前
	交通手段と所要時間	①市内電車利用の場合 ・江波行き 舟入南町下車 徒歩10分 ②バス利用の場合 ・ヘリポート行き 南観音小学校前下車

		徒歩 5 分
連絡先	電話番号	082-295-5608
	FAX番号	082-532-7289
	ホームページアドレス	http://www.fujicare.jp
管理者	氏名	右田 康規
	職名	管理者
建物の竣工日		平成 23年 11月 31日
有料老人ホーム事業の開始日		平成 24年 1月 1日

(類型)【表示事項】

1	介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)	
2	介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)	
3	住宅型	
4	健康型	
1 又は 2 に 該当する場 合	介護保険事業者番号	3470209424
	指定した自治体名	広島県 (市)
	事業所の指定日	平成 24年 1月 1日
	指定の更新日 (直近)	令和 6年 1月 1日

3. 建物概要

土地	敷地面積	821.33 m ²	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		2 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1 あり 2 なし
		契約期間	1 あり (2011年12月1日~2041年11月30日) 2 なし
契約の自動更新	1 あり 2 なし		
建物	延床面積	全体	1570.04 m ²
		うち、老人ホーム部分	482.04 m ²
	耐火構造	1 耐火建築物	
		2 準耐火建築物	
		3 その他 ()	
構造	1 鉄筋コンクリート造		
	2 鉄骨造		
	3 木造		
	4 その他 ()		
所有関係	1 事業者が自ら所有する建物		

		2 事業者が賃借する建物				
		1 あり	2 なし			
		1 あり		(2011年12月1日～2041年11月30日)		
		2 なし				
		1 あり		2 なし		
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最少				
	最大					
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	有/無	有/無	18.06 m ²	39	一般居室個室
	タイプ2	有/無	有/無	m ²		
	タイプ3	有/無	有/無	m ²		
	タイプ4	有/無	有/無	m ²		
	タイプ5	有/無	有/無	m ²		
	タイプ6	有/無	有/無	m ²		
	タイプ7	有/無	有/無	m ²		
タイプ8	有/無	有/無	m ²			
タイプ9	有/無	有/無	m ²			
タイプ10	有/無	有/無	m ²			
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における 便房	5ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		0ヶ所	
			うち車椅子等の対応が可能な便房		5ヶ所	
	共用浴室	3ヶ所	個室		1ヶ所	
			大浴場		0ヶ所	
	共用浴室における 介護浴槽	1ヶ所	チェアー浴		0ヶ所	
			リフト浴		0ヶ所	
			ストレッチャー浴		1ヶ所	
			その他()		0ヶ所	
食堂	1 あり	2 なし				
入居者や家族が利用 できる調理設備	1 あり	2 なし				
エレベーター	1 あり (車椅子対応)					
	2 あり (ストレッチャー対応)					
	3 あり (上記1・2に該当しない)					
	4 なし					
消防用設備 等	消火器	1 あり	2 なし			
	自動火災報知設備	1 あり	2 なし			
	火災通報設備	1 あり	2 なし			
	スプリンクラー	1 あり	2 なし			
	防火管理者	1 あり	2 なし			
	防災計画	1 あり	2 なし			
その他						

4. サービスの内容
(全体の方針)

運営に関する方針	特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助するとともに、安定的かつ継続的な事業運営に努める。		
サービスの提供内容に関する特色	ご入居者、ご家族に寄り添った介助の実践		
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 自ら実施	2 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

入居継続支援加算	1 あり	2 なし
生活機能向上連携加算	1 あり	2 なし
個別機能訓練加算 (I)	1 あり	2 なし
個別機能訓練加算 (II)	1 あり	2 なし
夜間看護体制加算 (II)	1 あり	2 なし
若年性認知症入居者受入加算	1 あり	2 なし
協力医療機関連携加算	1 あり	2 なし
科学的介護推進体制加算	1 あり	2 なし
退居時情報提供加算	1 あり	2 なし
退院・退所時連携加算	1 あり	2 なし
生産性向上推進体制加算 (I)	1 あり	2 なし
生産性向上推進体制加算 (II)	1 あり	2 なし
看取り介護加算 (I)	1 あり	2 なし
介護職員等処遇改善加算 (I)	1 あり	2 なし
認知症専門ケア加算	(I)	1 あり 2 なし
	(II)	1 あり 2 なし
サービス提供体制強化加算	(I)	1 あり 2 なし
	(II)	1 あり 2 なし
	(III)	1 あり 2 なし
	(介護・看護職員の配置率) : 1	
1 あり	(介護・看護職員の配置率) : 1	

(医療連携の内容)

医療支援		1 救急車の手配	
※複数選択可		2 入退院の付き添い	
		3 通院介助	
		4 その他 ()	
協力医療機関	1	名称	平林内科小児科医院
		住所	広島市西区南観音 6 丁目 1-6
		診療科目	内科・小児科
		協力内容	往診あり
	2	名称	木下クリニック
		住所	広島市西区観音本町 2-3-1
		診療科目	内科・胃腸科・呼吸器科・循環器科・消化器科
		協力内容	往診あり
	3	名称	稲垣内科
		住所	広島市西区観音本町 1 丁目 22-26
		診療科目	内科、糖尿病、内分泌内科、呼吸器内科
		協力内容	往診あり
	4	名称	福島生協病院
		住所	広島市西区福島町 1 丁目 24-7
		診療科目	内科、神経内科、外科、肛門科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、婦人科
		協力内容	—
	5	名称	しんや眼科
		住所	広島市西区南観音 6 丁目 8-7
		診療科目	眼科
		協力内容	—
	6	名称	廣島クリニック
住所		広島市西区東観音町 16-20	
診療科目		整形外科、リウマチ科、内科、麻酔	
協力内容		—	
7	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力内容		
協力歯科医療機関	1	名称	平尾歯科
		住所	広島市西区南観音 7 丁目 5-14
		協力内容	往診あり
	2	名称	ゆき歯科クリニック
		住所	広島市西区南観音 2 丁目 4-16
		協力内容	往診あり

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他 (各居室が個室及び介護居室のため原則移動なし)	
判断基準の内容		
手続きの内容		
追加的費用の有無	1 あり 2 なし	
居室利用権の取扱い		
前払金償却の調整の有無	1 あり 2 なし	
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	1 あり 2 なし
	便所の変更	1 あり 2 なし
	浴室の変更	1 あり 2 なし
	洗面所の変更	1 あり 2 なし
	台所の変更	1 あり 2 なし
	その他の変更	1 あり 2 なし
	(変更内容)	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり 2 なし
	要支援の者	1 あり 2 なし
	要介護の者	1 あり 2 なし
留意事項	当施設にて定める医療依存度の高い方や、自傷行為・他者に危害を及ぼす可能性のある方は、入居を相談させていただくことあり。	
契約の解除の内容	退去の届出は、30日前までに申し出ることとする。尚、死亡の場合は、亡くなった日の翌日より退去扱いとし、家賃・管理費等が発生しない。	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	当施設は、入居者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。
	解約予告期間	3か月
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	
体験入居の内容	1 あり (内容：1泊2日7,700円(税込)3食付) ※2泊3日まで 2 なし	
入居定員	39人	
その他		

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	1.0
生活相談員	3	3	0	1.6
直接処遇職員				
介護職員	22	17	5	17.5
看護職員	3	2	1	2.4
機能訓練指導員	1	0	1	
計画作成担当者	1	1	0	-
栄養士	外部業者へ委託	-	-	-
調理員	4	0	4	-
事務員	1	0	1	-
その他職員	2	0	2	-
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40時間
<p>※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。</p> <p>※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。</p>				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	1	0	
介護福祉士	14	4	
実務者研修の修了者	2	1	
初任者研修の修了者	0	0	
介護支援専門員	3	0	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	0	
理学療法士	0	0	
作業療法士	0	0	
言語聴覚士	0	0	
柔道整復士	0	0	
あん摩マッサージ指圧師	0	0	
はり師	0	0	
きゅう師	0	0	

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時30分～ 9時30分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0人	0人
介護職員	2人	2人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率* 【表示事項】	a 1.5 : 1以上 b 2 : 1以上 c 2.5 : 1以上 d 3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	1.9 : 1

※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり		2 なし						
	業務に係る資格等		1 あり								
			資格等の名称	介護福祉士・介護支援専門員							
	2 なし										
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	
前年度1年間の退職者数	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	
数に 業務に に応じた 従事した 職員の 人数 経験年	1年未満	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0
	1年以上		1	2	0	0	0	0	0	1	0
	3年未満										
	3年以上	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0
	5年未満										
	5年以上	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0
10年未満											
10年以上	0	1	7	3	1	0	0	0	0	0	
従業者の健康診断の実施状況			1 あり		2 なし						

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式		
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式		
	2 一部前払い・一部月払い方式		
	3 月払い方式		
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式	
年齢に応じた金額設定	1 あり	2 なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり	2 なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額		
利用料金の 改定	条件	①介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護利用契約書第8条第2項第一号に定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更がある場合 ②介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護利用契約書第8条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金に変更がある場合 ③消費税法の改定がある場合	
	手続き	①③入居者への説明を行い、当該利用料等を変更する ②本施設の所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案する 利用料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。	

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1		プラン2			
入居者の状況	要介護度	要支援2		要介護3			
	年齢	92歳		95歳			
居室の状況	床面積	18.06㎡		18.06㎡			
	便所	1 有	2 無	1 有	2 無		
	浴室	1 有	2 無	1 有	2 無		
	台所	1 有	2 無	1 有	2 無		
入居時点で 必要な費用	入居事務手数料	77,000円(税込)		77,000円(税込)			
	敷金	210,000円		210,000円			
月額費用の合計		192,165円		206,486円			
家賃		70,000円		70,000円			
サービス 費用 ※	特定施設入居者生活介護 ^{*1} の費用		12,165円		26,486円		
	介護保 険外	食費(30日計算の場合)		49,500円(税込)		49,500円(税込)	
		管理費		60,500円(税込)		60,500円(税込)	
		介護費用		-円		-円	

	光熱水費	-円	-円
	その他	都度払いサービスあり	都度払いサービスあり
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。			
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）			

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	当該有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額
敷金	家賃の 3 ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	水道光熱費、共用施設の維持管理費、事務・管理部門の人件費
食費	厨房人件費、厨房維持費、食材料費
光熱水費	管理費に含む
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	要介護度に応じた介護費用は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じて徴収する
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住期間（償却年月数）	ヶ月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	円
初期償却率	%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称
	2 信託契約を行う信託会社等の名称
	3 保証保険を行う保険会社の名称
	4 全国有料老人ホーム協会
	5 その他（名称： ）

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】
(入居者の人数)

性別	男性	6人
	女性	28人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上 75歳未満	1人
	75歳以上 85歳未満	4人
	85歳以上	29人
要介護度別	自立	1人
	要支援 1	2人
	要支援 2	3人
	要介護 1	12人
	要介護 2	3人
	要介護 3	4人
	要介護 4	2人
	要介護 5	7人
入居期間別	6ヶ月未満	4人
	6ヶ月以上 1年未満	3人
	1年以上 5年未満	21人
	5年以上 10年未満	6人
	10年以上 15年未満	0人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	90.35歳
入居者数の合計	34人
入居率*	87.1%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	6人
	死亡者	6人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	6人
		(解約事由の例)

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称	ふじの家観音 生活相談員苦情受付担当	
電話番号	082-295-5608	
対応している時間	平日	8:30~17:30
	土曜	8:30~17:30
	日曜・祝日	8:30~17:30
定休日	なし	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	(その内容) 三井住友海上火災保険株式会社
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	(その内容) 事故対応及びその予防のための指針に基づく。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	2025年1月
		結果の開示	1 あり 2 なし
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	2 なし	結果の開示	1 あり 2 なし

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
看取り介護に関する指針	入居希望者に指針内容を説明

10. その他

<p>運営懇談会</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="595 264 718 309">1</td> <td data-bbox="718 264 893 309">あり</td> <td data-bbox="893 264 1471 309">(開催頻度) 年 1 回</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="595 309 1471 342">2 なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 342 718 499">1</td> <td data-bbox="718 342 893 499">代替措置あり</td> <td data-bbox="893 342 1471 499">(内容)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="595 499 1471 533">2 代替措置なし</td> </tr> </table>	1	あり	(開催頻度) 年 1 回	2 なし			1	代替措置あり	(内容)	2 代替措置なし		
1	あり	(開催頻度) 年 1 回											
2 なし													
1	代替措置あり	(内容)											
2 代替措置なし													
<p>提携ホームへの移行 【表示事項】</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="595 533 718 566">1</td> <td colspan="2" data-bbox="718 533 1471 566">あり (提携ホーム名:)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 566 718 611">2</td> <td colspan="2" data-bbox="718 566 1471 611">なし</td> </tr> </table>	1	あり (提携ホーム名:)		2	なし							
1	あり (提携ホーム名:)												
2	なし												
<p>身体拘束に関する事項</p>	<p>事業所は、入居契約書第7条5号により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係従事者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。 (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める。 (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。 (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。 (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。 <p>2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとする。</p> <p>3 前各項の規程による身体的拘束等を行う場合には、管理者、介護支援専門員、介護従業者等により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。事業所の職員は、サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。</p>												
<p>虐待防止等のための措置に関する事項</p>	<p>事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有する。 虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。 個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。 運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。 												

	<p>2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。 虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。</p> <p>3 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。 情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。</p> <p>4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。</p> <p>5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。</p> <p>6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。</p> <p>7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。</p>
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	<p>1 <input checked="" type="checkbox"/> あり 2 なし</p> <p>3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要</p>
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	<p>1 <input checked="" type="checkbox"/> あり 2 <input type="checkbox"/> なし</p>
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	<p>1 <input checked="" type="checkbox"/> あり 2 <input type="checkbox"/> なし</p>
合致しない事項がある場合の内容	
「6.既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	<p>1 適合している（代替措置）</p> <p>2 適合している（将来の改善計画）</p> <p>3 適合していない</p>
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別添1（別の実施する介護サービス一覧表）
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※_____様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名_____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が広島市で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし	ヘルパーステーションふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15-1
			ヘルパーステーションふじ白島	広島市中区東白島町6-11ホワイトハイツ1F
			ヘルパーステーションふじ五日市	広島市佐伯区楽々園三丁目5-28
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし	訪問看護ステーションふじ観音	広島市西区南観音八丁目11-29
			訪問看護ステーションふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15-1
			訪問看護ステーションふじ段原	広島市南区金屋町4-17
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし	デイサービスセンターふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15-24
			デイサービスセンターふじ安佐南	広島市安佐南区川内一丁目5-24
			デイサービスセンターふじ白島	広島市中区東白島町6-11ホワイトハイツ1F
			デイサービスセンターふじ段原	広島市南区金屋町4-17
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし	ショートステイふじ安佐南	広島市安佐南区川内一丁目5-24
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	介護付有料老人ホームふじの家川内	広島市安佐南区川内一丁目15-24
			介護付有料老人ホームふじの家観音	広島市西区南観音町八丁目11-29
福祉用具貸与	あり	なし	福祉用具ステーションふじ川内	広島市安佐南区川内1丁目15-24
特定福祉用具販売	あり	なし	福祉用具ステーションふじ川内	広島市安佐南区川内1丁目15-24

＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	ふじケア24川内	広島市安佐南区川内1丁目15-1
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	グループホームふじの家瀬野	広島市安芸区瀬野五丁目3-7
			グループホームふじの家矢野	広島市安芸区矢野西五丁目18-40
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	ふじ川内居宅介護支援事業所	広島市安佐南区川内一丁目5-24
			ふじ五日市居宅介護支援事業所	広島市佐伯区楽々園三丁目5-28
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし	訪問看護ステーションふじ観音	広島市西区南観音八丁目11-29
			訪問看護ステーションふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15-1
			訪問看護ステーションふじ段原	広島市南区金屋町4-17
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	ショートステイふじ安佐南	広島市安佐南区川内1丁目5-24
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	介護付有料老人ホームふじの家川内	広島市安佐南区川内1丁目15-1
			介護付有料老人ホームふじの家観音	広島市西区南観音8丁目11-29
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	福祉用具ステーションふじ川内	広島市安佐南区川内1丁目15-24
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	福祉用具ステーションふじ川内	広島市安佐南区川内1丁目15-24

＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	グループホームふじの家瀬野 グループホームふじの家矢野	広島市安芸区瀬野5丁目3-7 広島市安芸区矢野5丁目18-40
介護予防支援	あり	なし		
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		
介護医療院	あり	なし		

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無					あり	なし			
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）			包含※2	都度※2	料金※3	備考
	あり	なし	あり	なし	なし				
介護サービス									
食事介助	あり	なし	あり	なし					
排泄介助・おむつ交換	あり	なし	あり	なし					
おむつ代			あり	なし		○	実費		
入浴（一般浴）介助・清拭	あり	なし	あり	なし					
特浴介助	あり	なし	あり	なし					
身辺介助（移動・着替え等）	あり	なし	あり	なし					
機能訓練	あり	なし	あり	なし					
通院介助	あり	なし	あり	なし		○	1,100円（税込）/30分		※協力医療機関外への通院
生活サービス									
居室清掃	あり	なし	あり	なし					
リネン交換	あり	なし	あり	なし					
日常の洗濯	あり	なし	あり	なし		○	実費		委託業者にて洗濯
居室配膳・下膳	あり	なし	あり	なし					
入居者の嗜好に応じた特別な食事			あり	なし					
おやつ			あり	なし		○	実費		
理美容師による理美容サービス			あり	なし		○	実費		
買い物代行	あり	なし	あり	なし		○	1,100円（税込）/30分		※生活消耗品等の買い物
役所手続き代行 金銭・貯金管理	あり	なし	あり	なし					
健康管理サービス									
定期健康診断			あり	なし		○	実費		年1回 希望者のみ
健康相談	あり	なし	あり	なし					
生活指導・栄養指導	あり	なし	あり	なし					
服薬支援	あり	なし	あり	なし					
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	なし	あり	なし					
入退院時・入院中のサービス									
移送サービス	あり	なし	あり	なし					
入退院時の同行	あり	なし	あり	なし		○	1,100円（税込）/30分		※家族が病院に到着するまでの付き添い
入院中の洗濯物交換・買い物	あり	なし	あり	なし		○	1,100円（税込）/30分		
入院中の見舞い訪問	あり	なし	あり	なし					

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割又は3割の利用者負担）。
 ※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。
 ※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

2024年4月1日以降の介護サービス費及び加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、☑をつけております。尚、算定要件を満たした場合にのみ算定する加算につきましても☑をつけております。1単位=10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

(介護予防) 特定施設 入居者生活 介護サービス費	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・・・1日につき183単位 ・要支援2・・・1日につき313単位 ・要介護1・・・1日につき542単位 ・要介護2・・・1日につき609単位 ・要介護3・・・1日につき679単位 ・要介護4・・・1日につき744単位 ・要介護5・・・1日につき813単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)	<p>個別機能訓練加算(Ⅰ)として1日につき12単位 常勤の機能訓練指導員として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかを配置し、利用者の心身状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を行ないます。</p>
個別機能訓練加算(Ⅱ)	<p>個別機能訓練加算(Ⅱ)として1月につき20単位 個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定要件に加え、個別機能訓練の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練加算の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。</p>
協力医療機関 連携加算(Ⅰ)	<p>☑ 協力医療機関連携加算(Ⅰ)として1月につき100単位 当施設では、入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しており、協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催します。</p>
科学的介護 推進体制加算	<p>☑ 科学的介護推進体制加算として1月につき40単位 利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出します。</p>
夜間看護体制加算 (Ⅱ) (要介護者のみ)	<p>☑ 夜間看護体制加算(Ⅱ)として1日につき9単位 常勤看護師を1名以上配置し看護の責任者を定めています。また、重度化した場合の対応指針を定め、入居の際に説明し同意を得ています。看護職員により又は病院等との連携により、24時間の連絡体制と健康管理体制をとっています。</p>
退院・退所時連携加算 (要介護者のみ)	<p>☑ 退院・退所時連携加算として1日につき30単位 ※入居及び退院後、30日間 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合に算定。また、30日を超える病院もしくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も同様に算定します。</p>
退居時情報提供加算	<p>☑ 退居時情報提供加算として1回のみ250単位 医療機関へ退所される入居者について、退居後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回に限り算定します。</p>
新興感染症等 施設療養費	<p>☑ 新興感染症等施設療養費として1日につき240単位 入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。</p>
生産性向上 推進体制加算(Ⅰ)	<p>☑ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)として1月につき100単位 ①生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の成果が確認されています。②見守り機器などのテクノロジーを複数導入しています。③職員間の適切な役割分担を行っています。④1年に1回、業務改善による効果を示すデータを厚生労働省に提供します。</p>
生産性向上 推進体制加算(Ⅱ)	<p>☑ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)として1月につき10単位 ①利用者の安全、介護の質の確保、職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づく改善活動に継続的に取り組んでいます。②見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入しています。③1年に1回、業務改善の効果を示すデータを厚生労働省に提供します。</p>
看取り介護加算(Ⅰ)	<p>☑ 看取り介護加算として利用者が次に掲げるいずれにも認められた場合 死亡日に1日につき1,280単位、前日・前々日に1日につき680単位、死亡日以前4日以上30日以下に1日につき144単位、死亡日以前45日以上31日以下に1日につき72単位</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。 2. 利用者又はその家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されている。 3. 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求めに応じ随時、本人又はその家族に説明を行い、同意を得て介護が行われている。 <p>※算定条件としては【1. 死亡日以前45日が上限。2. 退去した日の翌日から死亡日まで間は算定しない。3. 医療連携体制を算定していない場合は算定しない】となります。</p>
サービス提供体制 強化加算	<p>☑ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・・・1日につき22単位 介護福祉士70%以上配置、もしくは勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置</p> <p>☑ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・1日につき18単位 介護福祉士60%以上配置</p> <p>☑ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・1日につき6単位 介護福祉士50%以上配置</p>
介護職員処遇改善加算	<p>☑ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・1月の総単位数に8.2%乗じた単位数</p> <p>☑ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・1月の総単位数に6.0%乗じた単位数</p> <p>☑ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)・・・1月の総単位数に3.3%乗じた単位数</p>

2024年4月1日以降の介護サービス費及び加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、をつけております。尚、算定要件を満たした場合にのみ算定する加算につきましてもをつけております。1単位=10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

介護職員等 特定処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・・・1月の総単位数に1.8%乗じた単位数
		・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）・・・1月の総単位数に1.2%乗じた単位数
介護職員等 ベースアップ等支援加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・1月の総単位数に1.5%乗じた単位数

2024年4月1日からの指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う料金の変更（重要事項説明書【別紙1】【別紙2】）についての説明を受け、これに同意し一部交付を受けました。

2024年6月1日以降の介護職員等処遇改善加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、をつけております。1単位=10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

介護職員等 処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・1月の総単位数に12.8%乗じた単位数
		・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）・・・1月の総単位数に12.2%乗じた単位数
		・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）・・・1月の総単位数に11.0%乗じた単位数

2024年6月1日以降は、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は終了し、介護職員等処遇改善加算に一本化されます。

2024年6月1日からの指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う料金の変更（重要事項説明書【別紙2】）についての説明を受け、これに同意し一部交付を受けました。

(西暦) 年 月 日 署名又は捺印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、特定施設サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）介護付有料老人ホームふじの家観音 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社不二ビルサービスが開設する、「ショートステイふじ 安佐南」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「従事者等」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たって、事業所の従事者等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

第3条（事業所の名称等）

- 1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 ショートステイふじ 安佐南
 - (2) 所在地 広島県広島市安佐南区川内一丁目5番24号

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 1 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名（常勤兼務1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 従業者
従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。
 - 医師 1名（非常勤専従1名）

医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導を行う。
 - 生活相談員 **3名（常勤兼務3名）**

生活相談員は、利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
 - 看護職員 2名（非常勤専従1名、非常勤兼務1名）

看護職員は、利用者の診療の補助及び医師の指示に従って投薬等利用者の保健衛生管理を行う。
 - 介護職員 **11名（常勤専従5名、常勤兼務3名、非常勤専従3名）**

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行う。

栄養士 1名（非常勤専従1名）

栄養士は必要な栄養管理を行う。

機能訓練指導員 1名（非常勤兼務1名）

機能訓練指導員は、利用者の日常生活動作の機能を維持・向上するための指導を行う。

第5条（利用定員）

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

単独型 20名

第6条（指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料）

1 次の場合、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供する。

- (1) 利用者の心身の状況。
- (2) 利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等。
- (3) 利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図る。

2 事業の内容は次の通りとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 介護サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 入浴・清拭サービス
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談援助
- (6) その他のサービス提供
- (7) 送迎

3 第8条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき50円

4 その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。

- (1) 滞在費 従来型個室・・・2,000円
- (2) **食費・・・朝食550円/食 昼食700円/食 夕食700円/食**

*介護保険外で利用される場合の食費につきましては、税別で請求させていただきます。

- (3) 美容代・・・実費
- (4) 電気代・・・110円（税込）/1日（電化製品1台につき）
- (5) レンタルTV・・・110円（税込）/1日

- (6) 洗濯代・・・220 円 (税込) /1 回
- (7) 歯ブラシ代・・・110 円 (税込) /1 セット
- (8) BOX ティッシュ代・・・110 円 (税込) /1 箱
- (9) ソフト食代・・・60 円/食 (税込)
- (10) バナナ食代・・・60 円/食 (税込)

- 5 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものは実費にて徴収する
- 6 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 事業所は前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービス内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付することとする。

第7条（緊急時等における対応方法）

- 1 従事者等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

第8条（通常の送迎の実施地域）

通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区（沼田町吉山、沼田町大塚、沼田町阿戸を除く）、安佐北区（深川町、白木町、狩留家町、大林町、安佐町、小河原町を除く）、東区の一部（戸坂地区、牛田地区、中山地区）、中区（平和大通りより以北のエリア）、西区（横川地区、大芝地区、三篠地区）とする。

第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

第10条（衛生管理等）

- 1 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるもの

とする。

第11条（非常災害対策）

- 1 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。利用者も参加して実施します。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第12条（苦情処理）

- 1 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に関し、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第13条（個人情報保護）

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第14条（損害賠償責任）

- 1 第7条に定める損害賠償については必要な保険に加入し、次のとおりとする。
- 2 契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約書の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じる事ができるものとする。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れることとする。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者がサービスの実施のため、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。
- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第17条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、以下の手順に添って実施する。
 - (1) カンファレンスの実施
 - (2) 利用者の本人や家族に対しての説明
 - (3) 記録（対応及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由）
 - (4) 再検討

(5) 拘束の解除

- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成 23 年 11 月 1 日改定	平成 23 年 12 月 1 日改定
平成 24 年 1 月 1 日改定	平成 24 年 2 月 1 日改定
平成 24 年 4 月 1 日改定	平成 24 年 5 月 1 日改定
平成 24 年 6 月 1 日改定	平成 24 年 7 月 1 日改定
平成 24 年 10 月 1 日改定	平成 25 年 1 月 1 日改定
平成 25 年 2 月 1 日改定	平成 25 年 6 月 1 日改定
平成 25 年 11 月 1 日改定	平成 26 年 2 月 1 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定	平成 26 年 8 月 1 日改定
平成 26 年 11 月 1 日改定	平成 27 年 2 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定	平成 28 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 7 月 8 日改定	平成 28 年 11 月 1 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定	平成 30 年 4 月 1 日改定
平成 30 年 10 月 1 日改定	平成 31 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 4 月 1 日改定	令和 2 年 12 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定	令和 4 年 2 月 1 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改定	令和 5 年 4 月 1 日改定
令和 5 年 8 月 1 日改定	令和 6 年 4 月 1 日改定
令和 7 年 4 月 1 日改定	

「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社 不二ビルサービス
代表者氏名	代表取締役 濱野上隆志
事業者の所在地 (電話番号)	広島県広島市西区楠木町四丁目8番12号 082-962-8912
法人設立日	昭和33年4月24日

2. 事業所の概要

事業所名称	ショートステイふじ 安佐南		
介護保険事業所番号	3470209218		
事業所所在地	広島県広島市安佐南区川内一丁目5番24号		
連絡先	電話番号 082-870-3168 FAX番号 082-870-3169		
管理者氏名	岩田 玲子		
事業所開設年月日	平成23年10月1日		
通常の実施地域	広島市安佐南区（沼田町吉山、沼田町大塚、沼田町阿戸を除く）、安佐北区（深川町、白木町、狩留家町、大林町、安佐町、小河原町を除く）、東区の一部（戸坂地区、牛田地区、中山地区）、中区（平和大通りより以北のエリア）、西区（横川地区、大芝地区、三篠地区）		
利用定員	20名		
事業所営業日	年中無休		
サービス利用受付時間	8時30分～17時30分		
居室等の概要	居室・設備の種類	室数	備考
	居室（一人部屋）	20室	2階フロア、各室洗面台つき 冷暖房完備
	共同生活室	1室	2階フロア、1室（食堂・機能訓練室ほか）
	便所	6箇所	2階フロア、6箇所
	浴室	2室	2階フロア、一般浴槽
	汚物処理室	1室	2階フロア、1室
	医務室	(1室)	1階フロアに設置してあります。
	厨房	(1室)	

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社不二ビルサービスが開設する、「ショートステイふじ 安佐南」が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>(1) 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供にあたって、事業所の従事者等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(2) 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>(3) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。</p>

4. 事業所の職員体制

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスを提供するあたり、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	職務内容	人員	備考
管理者	事業所の従業者の管理及び管理の業務を一元的に行います。	1名	常勤兼務
生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じて、適宜生活支援を行います。	3名	常勤兼務
介護職員	短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に合った日常生活の支援を行います。	11名	常勤専従 常勤兼務 非常勤専従
看護職員	サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等を把握するとともに、健康管理や静養のための必要な措置を行います。	2名	非常勤兼務 非常勤専従
機能訓練指導員	短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活動作の機能を維持・向上するための指導を行います。	1名	非常勤兼務
医師	利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	1名	非常勤専従
栄養士	必要な栄養管理を行います。	1名	非常勤専従

5. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分・種類		サービスの内容
利用者居宅への送迎		事業所が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
食事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者に栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活の支援	食事の提供および介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して介助を行います。また嚥下困難者のためのキザミ食、ミキサー食等の提供を行います。
	入浴の提供および介助	利用者に心身の状況に応じて、1週間に2回以上の入浴又は清拭を行います。
	排泄の介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレの誘導や排泄の介助、おむつの交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
その他の援助		口腔ケア・服薬介助・利用者に嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動機械の提供
機能訓練		日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

(2) 提供するサービスの利用料について

別紙1の単位数に基づき、利用者の要支援・要介護度および介護度に区分による区別がない加算に応じサービス利用料金から介護給付額を差し引いた金額（自己負担額）を支払いただきます。

(注意1) 基本単位に基づいた基本利用料は、厚生労働大臣が公示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本料金も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

(注意2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた金額の全額をご負担いただきますのでご注意ください。

(注意3) 提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

6. その他の費用について

①滞在費	従来型個室2, 000円（1日あたり）
②食費	朝食：550円 昼食：700円 夕食：700円 ※介護保険外で利用される場合は、上記各金額に消費税が付加されます。
③理美容代	理容師・美容師の出張理美容サービスの実費
④コピー代	一枚につき10円（税込）
⑤レンタルテレビ代	1日あたり110円（税込）
⑥電気代	持ち込みする電化製品 1台あたり110円（税込）
⑦送迎費	通常のサービスに実施地域を超えて送迎をした場合、1キロメートルにつき50円（税込）
⑧洗濯・乾燥代	1回220円（税込）
⑨BOXティッシュ代	1箱110円（税込）
⑩歯磨きセット代	1セット110円（税込）
⑪ソフト食代	1食あたり60円（税込）
⑫バナナ食代	1食あたり60円（税込）
⑬その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（注意）①滞在費、②食費については、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は軽減措置がございます。

7. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他費用の請求および支払方法について

（1）利用料利用者負担額（介護保険を利用する場合）及びその他の費用の額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの金額により請求します。

（2）利用料利用者負担額（介護保険を利用する場合）及びその他の費用の支払いは、次の方法のいずれかで請求月の月末までにお支払下さい。

【口座自動引落とし】利用月の翌月27日に指定口座より引落としします。手数料は事業者負担となります。

【銀行振り込み】請求月の月末までに振込みをお願いします。振込み手数料は利用者負担となります。

8. サービス利用の中止、変更、追加

（1）利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

（2）利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% （自己負担相当額）

（3）サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議します。

（4）ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

9. サービス提供の手順

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「(介護予防) 短期入所生活介護計画」に定めます。

10. サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) ご利用者は、居室及び共用施設、設備を本来の用途に従って利用してください。
- (2) 建物、備品その他の器具を、破損・持ち出し等しないでください。
- (3) ご面会については、次のことをご了承ください。
 - ①面会時間は午前9時から午後5時までです。その他の時間をご希望の方は職員にご相談ください。
 - ②ご利用者の中には嚥下（飲み込み）の悪い方、食物の量がコントロールできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方などがおられますので食べ物の持ち込みは原則禁止致しております。持ち込まれる場合は、職員にご相談ください。
 - ③ご家族の方々の職員に対するお心遣いは固くご辞退いたします。

11. 利用期間中のサービスの中止

以下の事由に該当する場合は、利用途中でもサービスを中止し退所していただく場合があります。

- (1) 利用者が中途退所を希望された場合。
- (2) 利用中に体調が悪くなり、サービスの継続が困難となった場合。
- (3) 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記の場合で、必要な場合にはご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

12. 緊急時等の対応

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに原田医院の医師に連絡し必要な措置を講じるとともに、利用者及び家族のあらかじめ指定された緊急連絡先に連絡します。

13. 秘密の保持

- (1) 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 業務上知り得た利用者又は家族の秘密は、従業者でなくなった後においても漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、別紙の「個人情報使用同意書」において予め文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

14. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には、この限りではありません。

15. 身体拘束に関する事項

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、以下の手順に添って実施します。

- (1) カンファレンスの実施
- (2) 利用者本人又は家族に対しての説明
- (3) 記録（態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由）
- (4) 再検討
- (5) 拘束の解除

16. 虐待防止に関する事項

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。
- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的に、実践的に習得する。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

17. 災害等不可抗力

- (1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等、その他事業所の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについては所定のサービス料金を支払うものとします。
- (3) 必要に応じ救急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

18. サービスの苦情等相談窓口について

- (1) 当事業所における苦情の受付け当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	生活相談員 市原 誠太郎・佐藤 里織
苦情解決責任者	管理者 岩田 玲子
電話番号・FAX 番号	TEL：082-870-3168 FAX：082-870-3169
ホームページ	http://www.fujicare.jp
受付時間	8：30～17：30（月曜日～日曜日）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

行政機関等	電話番号	Fax 番号
広島市 苦情相談窓口	082-504-2652	082-504-2653
中区健康長寿課介護保険係	082-504-2478	082-504-2412
東区健康長寿課介護保険係	082-568-7732	082-264-5271
南区健康長寿課介護保険係	082-250-4138	082-254-9184
西区健康長寿課介護保険係	082-294-6585	082-233-9621
安佐南区健康長寿課介護保険係	082-831-4943	082-877-2299
安佐北区健康長寿課介護保険係	082-819-0621	082-819-0602
安芸区健康長寿課介護保険係	082-821-2823	082-821-2832
佐伯区健康長寿課介護保険係	082-943-9730	082-923-5098
広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783	082-511-9126

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書2部を作成し、事業所、入居者（身元引受人）がご署名の上、各1部を保有するものとします。本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明実施日： 2025年 月 日

事業所 住所 広島市安佐南区川内一丁目5番24号

事業者名 ショートステイ ふじ 安佐南

説明者職名 生活相談員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意します。

利用者 住所

氏 名 印

上記代理人 住所

又は利用者

家族代表 氏 名 印

(利用者との続柄)

【別紙 1】

2024年6月1日以降の介護サービス費及び加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては☑をつけております。

単独型短期 入所生活介護費 I (従来型個室)		・要支援 1・・・479 単位/日 ・要支援 2・・・596 単位/日 ・要介護 1・・・645 単位/日 ・要介護 2・・・715 単位/日 ・要介護 3・・・787 単位/日 ・要介護 4・・・856 単位/日 ・要介護 5・・・926 単位/日
(介護予防) 単独型 短期入所生活介護費 I (従来型個室) ※連続 31 日以上ご利用の場合		・要支援 1・・・442 単位/日 ・要支援 2・・・548 単位/日
単独型 短期入所生活介護費 I (従来型個室) ※連続 61 日以上ご利用の場合		・要介護 1・・・589 単位/日 ・要介護 2・・・659 単位/日 ・要介護 3・・・732 単位/日 ・要介護 4・・・802 単位/日 ・要介護 5・・・871 単位/日
送迎加算	☑	送迎 1 回 (片道) につき 184 単位
看護体制加算		・看護体制加算 (I)・・・4 単位/日 常勤の看護師を 1 名以上配置
		・看護体制加算 (II)・・・8 単位/日 看護職員を常勤換算 1 名以上配置し、24 時間の連絡体制を確保
機能訓練指導員加算		12 単位/日 常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合
医療連携強化加算		58 単位/日 (要件) 喀痰吸引、人工呼吸器、中心静脈注射、人工腎臓、重篤な心機能障害・呼吸障害などにより常時モニター測定を実施、人工膀胱、人工肛門、経腸栄養、褥瘡、気管切開等の状態であること。
長期利用者に対する短期入所生活介護	☑	マイナス 30 単位/日 (連続利用が 30 日以上 60 日未満の場合)
緊急短期入所受入加算	☑	90 単位/日 (短期入所生活介護を行った日から起算して 7 日)
サービス提供体制強化加算	☑	・サービス提供体制強化加算 (I)・・・1 日につき 22 単位 (介護福祉士 80% 以上配置)
介護職員処遇改善加算	☑	・介護職員処遇改善加算 (I)・・・1 月の総単位数に 14% 乗じた単位数

1 単位 = 10.55 円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）ショートステイ ふじ安佐南 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

第1条 (事業の目的)

この規程は広島市指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームふじの家 瀬野」(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「介護予防」という)の事業(以下「事業」という)の運営について重要な事項を定めたものであり、この運営規程に従って円滑な運営を行うとともに、利用者が家庭的な環境の下、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

第2条 (運営の方針)

本事業所は、介護保険による介護認定を受けた利用者(要支援2、要介護認定者であつて認知症と診断された方)に対して、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介助、その他の日常生活上の世話、機能訓練を実施することにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。

また、介護予防においては、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練を実施することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すように支援します。

- 2 本事業所において提供する事業は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の一人一人の人格、今までの生活環境を尊重し、家庭的な環境の下で日常生活が送れるようにサービスを提供します。
- 4 サービスの提供は、利用者の介護状態の軽減、悪化の防止に資するサービス計画を作成し、計画的なサービスの提供をします。
- 5 提供する事業の質の評価を実施すると共に、定期的に外部の評価を受けて結果を公表し、常に改善を図ります。また運営推進会議を開催し、利用者に対し適切なサービスが実施されているかの確認、地域との意見交換や交流の場を設けます。

第3条 (事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- (1) 名称 グループホームふじの家 瀬野
- (2) 所在地 広島市安芸区瀬野5丁目3-7

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 : 3ユニット(1階、2階、3階)に1名(常勤1名 1階、2階、3階ユニット介護職員兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 計画作成担当者 : 3ユニット(1階、2階、3階)に1名(非常勤)
計画作成担当者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。
- (3) 介護従事者 : 3ユニット(1階、2階、3階)に19名(常勤1名、非常勤18名 うち1名は1階・2階・3階ユニット管理者兼務)
介護従事者は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行います。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 24時間

第6条 (利用定員)

利用定員は9名×3ユニットの計27名とします。

第7条 (事業内容)

事業内容は次のとおりとします。

(1) 日常生活上の支援

日常生活動作において必要な介助を行います。

(2) 健康チェック

血圧測定等、利用者の一人ひとりの全身状態の把握をします。

(3) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供します。また外出の機会の確保、その他利用者の意向を踏まえた支援を行います。

(4) 食事支援

- ① 食事の準備、後片付け
- ② 食事摂取の介助
- ③ その他必要な食事の介助

(5) 入浴支援

- ① 入浴（洗体、洗髪）または清拭
- ② 衣服の着脱介助
- ③ その他必要な入浴の介助

(6) 排泄支援

利用者の状況に応じて、プライバシーの保護に配慮した適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

第8条 (利用料及びその他の費用の額)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準より算定します。

2 介護保険の給付に関わらない日常生活において通常必要な費用は利用者負担とする。

- (1) 敷金 150,000 円
- (2) 家賃 55,000 円 /月
- (3) 管理費 16,500 円（電気代、水道料、ガス代、建物・設備メンテナンス料含む）/月（税込）
- (4) 食材費 43,500 円/月
- (5) リネン（ベッド、布団）代 3,300 円/月（税込）
- (6) オムツ代、理美容代等 実費

第9条 (入退居にあたっての留意事項)

利用者は要支援2、要介護認定を受けており、認知症状態にあり、次の各号を満たす方が入居対象となります。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (2) 自傷他害のおそれがないこと
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと

2 入居後利用者の状態変化し、前項に該当しなくなった場合は、ご相談のうえ退去していただくことがございます。

3 退去に際しては利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるように、退去に必要な援助を行います。

第10条 (非常災害対策)

非常災害が発生した場合、事業所は「非常災害対策計画」又は「防災計画」に従い利用者の避難等について適切な処置を講じます。

- 2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、利用者の方も参加いただき、年2回以上避難訓練等を行います。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

第11条（運営推進会議）

事業が地域に密着し開かれたものにし、利用者のために適切なサービスが提供されているかの確認、地域との意見交換・交流の場として運営推進会議を開催します。

- 2 運営推進会議の開催はおおむね2か月に1回とします。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者・家族・地域の住民の代表者・地域包括支援センターの職員等とします。
- 4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

第12条（緊急時等における対応方法）

事業者は利用者の心身の状況に異常、その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、利用者家族に連絡をいたします。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

第13条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

第14条（苦情処理）

事業所は、自ら提供した事業に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明いたします。

第15条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 当事業所において、食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとします。

第16条（身体的拘束等の禁止）

事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 関係従事者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。
- (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。

(4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。

(5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとします。

3 前各項の規程による身体的拘束等を行う場合には、管理者、介護支援専門員、介護従業者等により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。事業所の職員は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をいたします。

第17条 (虐待防止等の為の措置に関する事項)

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有します。

虐待の防止に関する責任者に管理者を選定します。

個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化します。

運営やサービスの自己評価、第三者評価(アンケート)等を実施し、利用者、家族等との情報を共有します。

2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備します。

虐待を防止するための従業者に対する研修(認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等)を実施します。

3 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化します。

情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化します。

4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護(施設)の理念の決定と従業者間で共有します。

5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得します。

6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施します。

利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。

7 その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとします。

第18条 (第三者による評価の実施に関する事項)

事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとなります。

第三者による評価の実施状況の有無 : 有

第19条 (その他運営に関する重要事項)

その他運営に関する重要事項として、本事業所では、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

2 この規程に定める事項の他に、事業のサービス提供について重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決にあたるものとします。

3 問題の対応策また対応結果については、運営推進会議において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。

4 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年3回
- 5 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
 - 6 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。
 - 7 当事業所は、介護サービスの提供に関する日々の記録を整備します。なお、介護サービス費の支給の根拠となる記録は、サービス提供の最終日から2年間または5年間保管するものとします。
 - 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、2021年4月1日より施行する。

改正	2021年6月1日
”	2022年4月1日
”	2024年3月1日
”	2024年11月1日
”	2025年3月1日

グループホーム ふじの家瀬野
(介護予防)認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書

様に対する認知症対応型共同生活介護サービス提供にあたり、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	株式会社 不二ビルサービス
主たる事務所の所在地	広島県広島市西区楠木町4丁目8番12号
法人種別	株式会社
代表者の氏名	濱野上 隆志
電話番号	082-962-8912

2. ご利用ホーム

ホームの名称	グループホーム ふじの家瀬野
ホームの所在地	広島県広島市安芸区瀬野5丁目3-7
指定番号	3490100462
管理者の氏名	中間 陽子
電話番号	082-824-8020
ファクシミリ番号	082-824-8021

3. ホームの目的と運営の方針

ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
運営の方針	『安心・安全・快適な癒しの空間創り』の理念の下、 1. 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者と職員が食事、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等共同で行うことにより良好な人間関係を構築し、家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように努める。 2. 利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう利用者個々の心身状態を踏まえた介護を提供する。 3. サービス提供記録の作成及び保存に関する規程を遵守するとともに、利用者等に対しサービス内容等の情報を開示することにより、施設運営について理解を得られるように努め、利用者等の信頼を確保する。

4. ホームの概要

共同生活介護物件

敷地	558.29m ²	
建物	構造	鉄骨造3階建て
	延床面積	248.58m ²
	利用定員	27名

(1)居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
一般居室	27室	180m ²	10m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	特色
食堂兼機能訓練室	3	77.63m ²	
一般浴室	3		
洗面所	6箇所		
便所	11箇所		内、車椅子対応6箇所

5. 職員体制

従業者の職種	員数	区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
計画作成担当者	1		1		
介護職員	19			19	

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	シフトによる交代勤務	年間112日
計画作成担当者	シフトによる交代勤務	年間112日
介護職員	シフトによる交代勤務	年間112日

7. ホームサービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

（1）介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
排せつ	利用者個々の生活リズム・排泄パターンに合わせた排泄のお手伝いをします。	介護保険負担割合証に記載の負担割合にてご負担いただきます。
入浴・清拭	入浴時間 9時～16時 入浴日でも入浴しない方はタオルで体を清拭します。	
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。	
機能訓練	日常生活で行う動作、家事等で身体機能の維持に努めます。	
健康管理	協力医療機関との連絡調整、通院、内服管理等日常の健康管理を行います。	
娯楽等	当ホームでは、季節を取り入れた行事などをご提供します。	
介護相談	利用者とその家族からのご相談に応じます。	

※介護保険給付に係る加算等については別紙1、別紙2を参照。

（2）食事（食費）

食事	<p>■食事時間 朝食7：30～ 昼食12：00～ 夕食18：00～</p> <p>■食事場所 できるだけ離床して食堂でお食べ下さい。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談下さい。 ※外出・外泊等により欠食される場合は、該当料金は徴収致しません。但し欠食日前々日の午前中までに連絡されたものに限ります。日祝日に関してはお早めにご連絡下さい。また、年末年始については別途ご連絡いたします。</p>	<p>朝食：350円 昼食：550円 夕食：550円</p>
----	--	--

（3）居室（居住費）

当施設には下記の種類の居室があります

居室の種類	内 容
一般居室	敷金150,000円
	家賃55,000円／1ヶ月
	管理費16,500円／1ヶ月

(4) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
理髪・美容	理美容業者に訪問していただきます。	実費をご負担いただきます
レクレーション行事	当ホームでは、外出行事など定期的の実施いたします。参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます
特別な食事	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます。	実費をご負担いただきます
その他	※日常生活に必要な物品 ※ケアアテンダント：1,100円/30分【税込】 ※リネン代：3,300円(110円/1日)【税込】 ※オムツ代：料金表別紙参照	ご希望の場所への送迎・付き添い

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当ホームのサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当ホームご利用相談室（苦情受付担当者：榎田 征臣 電話082-824-8020、苦情解決責任者：富田 祐介 電話082-831-8908）までお気軽にご相談ください。
責任をもって調査、改善をさせていただきます。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

広島市 介護保険課事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 (082) 504-2183 受付時間 月曜日～金曜日9時～17時（祝祭日・年末年始は休み）
広島市 安芸区役所 福祉課高齢介護係介護	所在地 広島市安芸区船越南三丁目2番16号 電話番号 (082) 821-2823 受付時間 月曜日～金曜日9時～17時（祝祭日・年末年始は休み）
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082) 254-3419 受付時間 月曜日～金曜日8時30分～17時（祝祭日・年末年始は休み）
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 (082) 554-0783 受付時間 月曜日～金曜日8時30分～17時15分（祝祭日・年末年始は休み）

9. 協力医療等機関

医療機関の名称	秋本クリニック
所在地	広島県安芸郡海田町稲荷町3-34
医療機関の名称	さなだ内科クリニック
所在地	広島市安芸区瀬野2-12-11
医療機関の名称	おかもと歯科医院
所在地	広島県呉市押込4丁目28-2
医療機関の名称	たんきょう眼科
所在地	広島県安芸郡海田町新町11-20

10. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「ふじの家 瀬野 消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	瀬野寺地町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める計画に則り年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知器 誘導灯 ガス漏れ報知器 防火扉・シャッター 非常通報装置 カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	安芸消防署への届出日 2025年3月1日 防火管理者 榎田 征臣

1 1. 重度化した場合（別紙3参照）

- ・ 利用者の健康状態が悪化した場合、24時間いつでも速やかにかかりつけ医や医療機関に連絡します。
- ・ 利用者が、病院又は診療所等の施設に入院した場合、入院期間中においても、家賃・管理費を頂きます。

1 2. 身体的拘束について

生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束またその他の行動制限は致しません。

1 3. 虐待防止等のための措置に関する事項

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業者のストレスの把握、
従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- 3 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業者間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

1 4. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、適切及び必要な措置を講じるものとし、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

但し、事業所の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではありません。

1 5. 当ホームご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9時～17時 来所された際には、面会簿へご記入下さい。 来訪者が宿泊される場合には、事前にお知らせ下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には行き先と帰宅日時を職員にお申し出下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください、これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	当ホームは禁煙となります。 飲酒はご本人の健康への留意および他のご入居者のご迷惑とならない範囲で可能です。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入居者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください
所持品の管理	不要な貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
現金等の管理	無
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 6. 当利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	2024年12月
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	① あり	実施日	2024年11月
		評価機関名称	一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		

私は、本書面に基づいて、事業者の職員（職名
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

氏名) から

年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(署名代行者)

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

()

住 所

氏 名

印

(利用者の家族等)

住 所

氏 名

印

続 柄 ()

2024年4月1日以降の介護サービス費及び加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、☑をつけております。

尚、算定要件を満たした場合にのみ算定する加算につきましても☑をつけております。

1単位＝10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

(介護予防)認知症対応型 共同生活介護費 (3ユニット)	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援2・・・1日につき749単位 ・要介護1・・・1日につき753単位 ・要介護2・・・1日につき788単位 ・要介護3・・・1日につき812単位 ・要介護4・・・1日につき828単位 ・要介護5・・・1日につき845単位 ※入院時費用・・・入居者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定。
初期加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・初期加算として入居後30日に限り1日につき30単位 30日を超える病院又は診療所への入院の後に、再び入居した場合も同様に算定します。
医療連携体制加算 (Ⅰ)ハ	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算(Ⅰ)ハとして1日につき37単位。 当施設では、指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保し、①日常的な健康管理、②通常時及び状態悪化時における主治医や医療機関との連携、③24時間オンコール体制、④重度化した場合の対応に関する指針の整備し指針内容を説明し同意を得ています。⑤記録の整備を実施しております。
協力医療機関 連携加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> 協力医療機関連携加算として1月につき100単位 当施設では、入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制、診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保しており、協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催します。
看取り介護加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り介護加算として利用者が次に掲げるいずれにも認められた場合 死亡日に1日につき1,280単位、前日・前々日に1日につき680単位、死亡日以前4日以上30日以下に1日につき144単位、死亡日以前45日以上31日以下に1日につき72単位
		1. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。 2. 利用者又はその家族の同意を得て、利用者の介護の係る計画が作成されている。 3. 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求めに応じ随時、本人又はその家族に説明を行い、同意を得て介護が行われている。 算定条件としては【1. 死亡日以前45日が上限。2. 退去した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。3. 医療連携体制を算定していない場合は算定しない】となります。
退居時 相談援助加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・退居時相談援助加算として次に掲げる基準を満たしている場合は1回を限度に400単位 (基準)利用期間が1月を超える利用者が退去し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退去時に当該利用者及びその家族等に対して退去後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保険医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に当該利用者の退去後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文章を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合。算定条件としてはご利用者1人につき1回を限度とします。
退居時 情報提供加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> 退居時情報提供加算として1回のみ250単位 医療機関へ退所される入居者について、退居後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回に限り算定します。
新興感染症等施設 療養費	☑	<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症等施設療養費として1日につき240単位 入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
生産性向上推進 体制加算(Ⅰ)	☑	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)として1月につき100単位 ①生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の成果が確認されています。②見守り機器などのテクノロジーを複数導入しています。③職員間の適切な役割分担を行っています。④1年に1回、業務改善による効果を示すデータを厚生労働省に提供します。
生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	☑	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)として1月につき10単位 ①利用者の安全、介護の質の確保、職員の負担軽減に向を検討する委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づく改善活動に継続的に取り組んでいます。②見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入しています。③1年に1回、業務改善の効果を示すデータを厚生労働省に提供します。
認知症専門ケア 加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算(Ⅰ)・・・1日につき3単位 認知症介護に係る専門的な研修を受けた者を1以上配置し、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められる認知症の者が2分の1以上であること。従業者に対し認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る定期的な会議を実施していること。
	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算(Ⅱ)・・・1日につき4単位 (Ⅰ)の要件かつ認知症介護の指導に係る専門的な研修を受けた者を1名以上配置。介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに研修計画を作成し研修を実施又は実施を予定していること。
口腔衛生管理 体制加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合・・・1月につき30単位 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」当該施設における入居者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいう。

2024年4月1日 以降の介護サービス費及び加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、をつけております。

尚、算定要件を満たした場合にのみ算定する加算につきましてもをつけております。

1単位=10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

認知症チームケア 推進加算(Ⅰ)	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>認知症チームケア推進加算(Ⅰ)として1月につき150単位</p> <p>①施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上であること。 ②認知症の行動・心理症状の予防及び認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ③入居者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施していること。</p>
認知症チームケア 推進加算(Ⅱ)	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>認知症チームケア推進加算(Ⅱ)として1月につき120単位</p> <p>①施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上であること。 ②認知症の行動・心理症状の予防等に資する専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ③入居者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施していること。</p>
栄養管理体制加算	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>栄養管理体制加算・・・1月につき30単位 管理栄養士(外部との連携を含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う場合に算定します。</p>
サービス提供体制 加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・サービス提供体制加算(Ⅰ)・・・1日22単位 (介護福祉士70%以上配置)
	<input checked="" type="checkbox"/>	・サービス提供体制加算(Ⅱ)・・・1日18単位 (介護福祉士60%以上配置)
	<input checked="" type="checkbox"/>	・サービス提供体制加算(Ⅲ)・・・1日6単位 (介護福祉士50%以上配置)
介護職員処遇改善 加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・月の総単位数に11.1%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・月の総単位数に8.1%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)・・・月の総単位数に4.5%乗じた単位数
介護職員等 特定処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・月の総単位数に3.1%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)・・・月の総単位数に2.3%乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等 支援加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・月の総単位数に2.3%乗じた単位数

2024年4月1日からの指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う料金の変更(重要事項説明書【別紙1】【別紙2】)についての説明を受け、これに同意し一部交付を受けました。

2024年6月1日 以降の介護職員等処遇改善加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、をつけております。

尚、算定要件を満たした場合にのみ算定する加算につきましてもをつけております。

1単位=10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

介護職員等 処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・月の総単位数に18.1%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・・・月の総単位数に17.4%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・・・月の総単位数に15.0%乗じた単位数

2024年6月1日以降は、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は終了し、介護職員等処遇改善加算に一本化されます。

2024年6月1日からの指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う料金の変更(重要事項説明書【別紙2】)についての説明を受け、これに同意し一部交付を受けました。

(西暦) 年 月 日 署名又は捺印

グループホームふじの家瀬野にて重度化した場合における対応に係る指針

1. 主治医や医療機関との医療連携体制

通常時及び入居者の状態が悪化した場合は、状況に応じて看護師が医療機関（主治医）との連絡・調整を図ります

2. 入居者に対する日常的な健康管理

看護師は入居者の日常の健康状態を把握するとともに、介護職員への指示・指導を行ないます。介護職員は看護師から指示、指導を受け、日常的な健康管理を行ないます。

3. 急変時における24時間オンコール体制

入居者に病状等の急変が生じた場合は、看護師が24時間対応します。

4. 看取りに関する指針

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することである。また看取り介護を希望される入居者及びその家族の支援を最後の時点まで継続するとともに、看取り介護実施期間中にやむを得ず医療機関や在宅等に搬送する場合にあっても、搬送先の医療機関等への引継ぎ等、継続的に入居者及びその家族への支援を行うものとする。

5. 記録の整備

上記の業務に関する記録を入居者個人別にグループホーム内に保管します。

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、認知症対応型共同生活介護サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）グループホームふじの家瀬野 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

「グループホームふじの家 矢野」 運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は広島市指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームふじの家 矢野」（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護予防」という）の事業（以下「事業」という）の運営について重要な事項を定めたものであり、この運営規程に従って円滑な運営を行うとともに、利用者が家庭的な環境の下、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

第2条（運営の方針）

本事業所は、介護保険による介護認定を受けた利用者（要支援2、要介護認定者であって認知症と診断された方）に対して、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介助、その他の日常生活上の世話、機能訓練を実施することにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。

また、介護予防においては、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練を実施することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すように支援します。

- 2 本事業所において提供する事業は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の一人一人の人格、今までの生活環境を尊重し、家庭的な環境の下で日常生活が送れるようにサービスを提供します。
- 4 サービスの提供は、利用者の介護状態の軽減、悪化の防止に資するサービス計画を作成し、計画的なサービスの提供をします。
- 5 提供する事業の質の評価を実施すると共に、定期的に外部の評価を受けて結果を公表し、常に改善を図ります。また運営推進会議を開催し、利用者に対し適切なサービスが実施されているかの確認、地域との意見交換や交流の場を設けます。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- (1) 名称 グループホームふじの家 矢野
- (2) 所在地 広島市安芸区矢野西五丁目18番40号

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 : 1階、2階ユニット 1名（常勤1名 1階、2階ユニット介護職員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 計画作成担当者 : 1階、2階ユニット 1名以上（常勤1名 1階・2階ユニット介護職員兼務）
計画作成担当者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。
- (3) 介護従事者 : 1階、2階ユニット 14名（常勤2名 非常勤12名 うち1名は1階・2階ユニット管理者兼務、1名は1階・2階ユニット計画作成担当者兼務）
介護従事者は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行います。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 24時間

第6条（利用定員）

利用定員は9名×2ユニットの計18名とします。

第7条（事業内容）

事業内容は次のとおりとします。

（1） 日常生活上の支援

日常生活動作において必要な介助を行います。

（2） 健康チェック

血圧測定等、利用者の一人ひとりの全身状態の把握をします。

（3） 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供します。また外出の機会の確保、その他利用者の意向を踏まえた支援を行います。

（4） 食事支援

- ① 食事の準備、後片付け
- ② 食事摂取の介助
- ③ その他必要な食事の介助

（5） 入浴支援

- ① 入浴（洗体、洗髪）または清拭
- ② 衣服の着脱介助
- ③ その他必要な入浴の介助

（6） 排泄支援

利用者の状況に応じて、プライバシーの保護に配慮した適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

第8条（利用料及びその他の費用の額）

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準により算定します。

2 介護保険の給付に関わらない日常生活において通常必要な費用は利用者負担とする。

- （1） 敷金 150,000 円
- （2） 家賃 55,000 円 /月
- （3） 管理費 16,500 円（税込）（電気代、水道料、ガス代、建物・設備メンテナンス料含む） /月
- （4） 食材費 43,500 円 /月
- （5） リネン（ベッド、布団）代 3,300 円（税込） /月
- （6） オムツ代、理美容代等 実費

第9条（入退居にあたっての留意事項）

利用者は要支援2、要介護認定を受けており、認知症状態にあり、次の各号を満たす方が入居対象となります。

- （1） 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- （2） 自傷他害のおそれがないこと
- （3） 常時医療機関において治療をする必要がないこと

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、ご相談のうえ退去していただくことがございます。

3 退去に際しては利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるように、退去に必要な援助を行います。

第10条（非常災害対策）

非常災害が発生した場合、事業所は「非常災害対策計画」又は「防災計画」に従い利用者の避難等について適切な処置を講じます。

- 2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、利用者の方も参加いただき、年2回以上避難訓練等を行います。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

第11条（運営推進会議）

事業が地域に密着し開かれたものにし、利用者のために適切なサービスが提供されているかの確認、地域との意見交換・交流の場として運営推進会議を開催します。

- 2 運営推進会議の開催はおおむね2か月に1回とします。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者・家族・地域の住民の代表者・地域包括支援センターの職員等とします。
- 4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

第12条（緊急時等における対応方法）

事業所は利用者の心身の状況に異常、その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、利用者家族に連絡をいたします。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

第13条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

第14条（苦情処理）

事業所は、自ら提供した事業に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明いたします。

第15条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 当事業所において、食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとします。

第16条（身体的拘束等の禁止）

事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとします。

- （1）関係従事者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。
- （2）身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める。

- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。
- 2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができるとします。
 - 3 前各項の規程による身体的拘束等を行う場合には、管理者、介護支援専門員、介護従業者等により検討会議を行い、経過観察記録を整備します。事業所の職員は、身体的拘束等の実施中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をいたします。

第17条（虐待防止等のための措置に関する事項）

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有します。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定します。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化します。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有します。
- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備します。
虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- 3 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化します。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化します。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業者間で共有します。
- 5 アセスメント結果に基づき、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得します。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施します。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとします。

第18条（その他運営に関する重要事項）

その他運営に関する重要事項として、本事業所では、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

- 2 この規程に定める事項の他に、事業のサービス提供について重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決にあたるものとします。
- 3 問題の対応策また対応結果については、運営推進会議において説明し、利用者の理解を得るように努めます。
- 4 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年3回
- 5 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- 6 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。
- 7 当事業所は、介護サービスの提供に関する日々の記録を整備します。なお、介護サービス費の支給の根拠となる記録は、サービス提供の最終日から2年間または5年間保管するものとします。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則 この規程は、平成29年9月1日より施行する。

改正 平成29年12月1日

〃 平成30年2月1日

〃 平成30年3月1日

〃 平成31年1月1日

〃 令和1年10月1日

〃 令和3年4月1日

〃 令和5年4月1日

〃 令和7年4月1日

グループホームふじの家 矢野
(介護予防)認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書

様に対する認知症対応型共同生活介護サービス提供にあたり、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	株式会社 不二ビルサービス
主たる事務所の所在地	広島県広島市西区楠木町四丁目8番12号
法人種別	株式会社
代表者の氏名	代表取締役 濱野上 隆志
電話番号	082-962-8912

2. ご利用施設

ホームの名称	グループホームふじの家 矢野
ホームの所在地	広島県広島市安芸区矢野西五丁目18番40号
指定事業所番号	3490100967
管理者の氏名	坪郷 志信
電話番号	082-554-8080
ファクシミリ番号	082-554-8081

3. ホームの目的と運営の方針

事業の目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
運営の方針	『安心・安全・快適な癒しの空間創り』の理念の下、 1. 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者と職員が食事、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等共同で行うことにより良好な人間関係を構築し、家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように努める。 2. 利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう利用者個々の心身状態を踏まえた介護を提供する。 3. サービス提供記録の作成及び保存に関する規程を遵守するとともに、利用者等に対しサービス内容等の情報を開示することにより、施設運営について理解を得られるように努め、利用者等の信頼を確保する。

4. ホームの概要

共同生活介護物件

敷地	540.47㎡	
建物	構造	木造2階建て
	延床面積	528.96㎡
	利用定員	18名

(1)居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
一般居室	18室	175.14㎡	9.73㎡

(2)主な設備

設備の種類	数	面積	特色
食堂兼機能訓練室	2	92.22㎡	
一般浴室	2		
洗面所	4箇所		
便所	6箇所		内、車椅子対応2箇所

5. 職員体制

従業者の職種	職員数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
		管理者	1		1
計画作成担当者	1		1		
介護職員	15			15	

※看護師については訪問看護が1ユニットにつき、週1回定期訪問を

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	シフトによる交代勤務	年間112日
計画作成担当者	シフトによる交代勤務	年間112日
介護職員	シフトによる交代勤務	年間112日

7. ホームサービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

（1）介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
排せつ	利用者個々の生活リズム・排泄パターンに合わせた排泄のお手伝いをします。	介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。
入浴・清拭	入浴時間 9時～16時 入浴日でも入浴しない方はタオルで体を清拭します。	
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。	
機能訓練	日常生活で行う動作、家事等で身体機能の維持に努めます。	
健康管理	協力医療機関との連絡調整、通院、内服管理等日常の健康管理を行います。	
娯楽等	当ホームでは、季節を取り入れた行事などをご提供します。	
介護相談	利用者とその家族からのご相談に応じます。	

※介護保険給付に係る加算等については別紙1、別紙2を参照。

（2）食事（食費）

食事	食事時間 朝食7：30～ 昼食12：00～ 夕食18：00～ 食事場所 できるだけ離床して食堂でお食べください。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。 ※外出・外泊等により欠食される場合は、該当料金は徴収致しません。但し欠食日の3日前（土日に掛る場合は4日前）までに連絡されたものに限ります。	朝食：350円 昼食：550円 夕食：550円
----	---	-------------------------------

（3）居室（居住費）

当施設には下記の種類の居室があります

居室の種類	内 容
一般居室	敷金150,000円 家賃55,000円／1ヶ月 管理費16,500円／1ヶ月

(4) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
理髪・美容	理美容業者に訪問していただきます。	実費をご負担いただきます（料金表別紙参照）
レクリエーション行事	当ホームでは、外出行事など定期的の実施いたします。参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます
特別な食事	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます。	実費をご負担いただきます
その他	※日常生活に必要な物品 ※ケアアテンダント：1,100円／30分【税込】 ※リネン代：3,300円（110円／1日）【税込】 ※オムツ代：料金表別紙参照	ご希望の場所への送迎・付き添い

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当ホームのサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当ホームご利用相談室（苦情受付担当者：榎田 征臣、苦情解決責任者：冨田 祐介 電話（082-554-8080）までお気軽にご相談ください。）責任をもって調査、改善をさせていただきます。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

広島市 介護保険課事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 (082) 504-2183 受付時間 月曜日～金曜日8時30分～17時15分（祝祭日・年末年始は休み）
広島市 安芸区役所 福祉課高齢介護係介護	所在地 広島市安芸区船越南三丁目2番16号 電話番号 (082) 821-2823 受付時間 月曜日～金曜日8時30分～17時15分（祝祭日・年末年始は休み）
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082) 254-3419 受付時間 月曜日～金曜日8時30分～17時（祝祭日・年末年始は休み）
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 (082) 554-0783 受付時間 月曜日～金曜日8時30分～17時15分（祝祭日・年末年始は休み）

9. 協力医療等機関

医療機関の名称	秋本クリニック
所在地	広島県安芸郡海田町稲荷町3-34
医療機関の名称	なかむら皮膚科クリニック
所在地	広島県安芸区矢野西4丁目3-15
医療機関の名称	アイリス歯科
所在地	広島県広島市安芸区矢野東2-23-15
医療機関の名称	株式会社ホロン すずらん薬局
所在地	広島県広島市中区袋町4-3

10. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「ふじの家矢野 消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める計画に則り年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知器 誘導灯 ガス漏れ報知器 防火扉・シャッター 非常通報装置 カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	安芸消防署への届出日2023年3月31日 防火管理者 竹次 慶和

1 1. 重度化した場合(別紙3参照)

- ・ 利用者の健康状態が悪化した場合、24時間いつでも速やかにかかりつけ医や医療機関に連絡します。
- ・ 利用者が、病院又は診療所等の施設に入院した場合、入院期間中においても、家賃・管理費を頂きます。

1 2. 身体的拘束について

生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束またその他の行動制限は致しません。

1 3. 虐待防止等のための措置に関する事項

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価(アンケート)等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、
従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修(認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等)を実施する。
- 3 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護(施設)の理念の決定と
従業員間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、
実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)
による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

1 4. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、適切
及び必要な措置を講じるものとし、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償
を速やかに行うものとします。

但し、事業所の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではありません。

1 5. 当ホームご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9時~17時 来所された際には、面会簿へご記入下さい。 来訪者が宿泊される場合には、事前にお知らせ下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には行き先と帰宅日時を職員にお申し出下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください、これに反したご利用により 破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	当ホームは禁煙となります。 飲酒はご本人の健康への留意および他のご入居者のご迷惑とならない範囲で可能です。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入居者の許可なく、その 居室等に立ち入らないようにしてください
所持品の管理	不要な貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
現金等の管理	無
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 6. 当利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

利用者アンケート調査、 意見箱等利用者の意見等 を把握する取組の状況	① あり	実施日	2024年12月
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の 実施状況	① あり	実施日	2024年11月
		評価機関名称	広島県シルバーサービス振興会
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		

私は、本書面に基づいて、事業者の職員（職名：
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

氏名：) から

年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(署名代行者)

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

()

住 所

氏 名

印

(利用者の家族等)

住 所

氏 名

印

続 柄 ()

2024年4月1日以降の介護サービス費及び加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、☑をつけております。

尚、算定要件を満たした場合にのみ算定する加算につきましても☑をつけております。

1単位＝10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

(介護予防)認知症対応型 共同生活介護費 (3ユニット)	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援2・・・1日につき749単位 ・要介護1・・・1日につき753単位 ・要介護2・・・1日につき788単位 ・要介護3・・・1日につき812単位 ・要介護4・・・1日につき828単位 ・要介護5・・・1日につき845単位 ※入院時費用・・・入居者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定。
初期加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・初期加算として入居後30日に限り1日につき30単位 30日を超える病院又は診療所への入院の後に、再び入居した場合も同様に算定します。
医療連携体制加算 (I)ハ	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算(I)ハとして1日につき37単位。 当施設では、指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保し、①日常的な健康管理、②通常時及び状態悪化時における主治医や医療機関との連携、③24時間オンコール体制、④重度化した場合の対応に関する指針の整備し指針内容を説明し同意を得ています。⑤記録の整備を実施しております。
協力医療機関 連携加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関連携加算として1月につき100単位 当施設では、入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制、診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保しており、協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催します。
看取り介護加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り介護加算として利用者が次に掲げるいずれにも認められた場合 死亡日に1日につき1,280単位、前日・前々日に1日につき680単位、死亡日以前4日以上30日以下に1日につき144単位、死亡日以前45日以上31日以下に1日につき72単位
		1. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。 2. 利用者又はその家族の同意を得て、利用者の介護の係る計画が作成されている。 3. 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求めに応じ随時、本人又はその家族に説明を行い、同意を得て介護が行われている。 算定条件としては【1. 死亡日以前45日が上限。2. 退去した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。3. 医療連携体制を算定していない場合は算定しない】となります。
退居時 相談援助加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・退居時相談援助加算として次に掲げる基準を満たしている場合は1回を限度に400単位 (基準)利用期間が1月を超える利用者が退去し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退去時に当該利用者及びその家族等に対して退去後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保険医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に当該利用者の退去後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文章を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合。算定条件としてはご利用者1人につき1回を限度とします。
退居時 情報提供加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> 退居時情報提供加算として1回のみ250単位 医療機関へ退所される入居者について、退居後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回に限り算定します。
新興感染症等施設 療養費	☑	<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症等施設療養費として1日につき240単位 入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
生産性向上推進 体制加算(I)	☑	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上推進体制加算(I)として1月につき100単位 ①生産性向上推進体制加算(II)の要件を満たし、業務改善の成果が確認されています。②見守り機器などのテクノロジーを複数導入しています。③職員間の適切な役割分担を行っています。④1年に1回、業務改善による効果を示すデータを厚生労働省に提供します。
生産性向上推進 体制加算(II)	☑	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上推進体制加算(II)として1月につき10単位 ①利用者の安全、介護の質の確保、職員の負担軽減に向を検討する委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づく改善活動に継続的に取り組んでいます。②見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入しています。③1年に1回、業務改善の効果を示すデータを厚生労働省に提供します。
認知症専門ケア 加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算(I)・・・1日につき3単位 認知症介護に係る専門的な研修を受けた者を1人以上配置し、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められる認知症の者が2分の1以上であること。従業者に対し認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る定期的な会議を実施していること。
	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算(II)・・・1日につき4単位 (I)の要件かつ認知症介護の指導に係る専門的な研修を受けた者を1名以上配置。介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに研修計画を作成し研修を実施又は実施を予定していること。
口腔衛生管理 体制加算	☑	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合・・・1月につき30単位 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」当該施設における入居者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいう。

2024年4月1日以降の介護サービス費及び加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、をつけております。
尚、算定要件を満たした場合にのみ算定する加算につきましてもをつけております。
1単位=10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

認知症チームケア 推進加算(Ⅰ)	<input checked="" type="checkbox"/>	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)として1月につき150単位 ①施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上であること。 ②認知症の行動・心理症状の予防及び認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ③入居者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施していること。
認知症チームケア 推進加算(Ⅱ)	<input checked="" type="checkbox"/>	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)として1月につき120単位 ①施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上であること。 ②認知症の行動・心理症状の予防等に資する専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ③入居者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施していること。
栄養管理体制加算	<input checked="" type="checkbox"/>	栄養管理体制加算・・・1月につき30単位 管理栄養士(外部との連携を含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う場合に算定します。
サービス提供体制 加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・サービス提供体制加算(Ⅰ)・・・1日22単位(介護福祉士70%以上配置)
	<input checked="" type="checkbox"/>	・サービス提供体制加算(Ⅱ)・・・1日18単位(介護福祉士60%以上配置)
	<input checked="" type="checkbox"/>	・サービス提供体制加算(Ⅲ)・・・1日6単位(介護福祉士50%以上配置)
介護職員処遇改善 加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・月の総単位数に11.1%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・月の総単位数に8.1%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)・・・月の総単位数に4.5%乗じた単位数
介護職員等 特定処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・月の総単位数に3.1%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)・・・月の総単位数に2.3%乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等 支援加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・月の総単位数に2.3%乗じた単位数

2024年4月1日からの指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う料金の変更(重要事項説明書【別紙1】【別紙2】)についての説明を受け、これに同意し一部交付を受けました。

2024年6月1日以降の介護職員等処遇改善加算は以下の通りです。算定予定の加算につきましては、をつけております。
尚、算定要件を満たした場合にのみ算定する加算につきましてもをつけております。
1単位=10.45円で計算し、提供するサービスの利用料の負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じてご負担いただきます。

介護職員等 処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・月の総単位数に18.1%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・・・月の総単位数に17.4%乗じた単位数
	<input checked="" type="checkbox"/>	・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・・・月の総単位数に15.0%乗じた単位数

2024年6月1日以降は、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は終了し、介護職員等処遇改善加算に一本化されます。

2024年6月1日からの指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う料金の変更(重要事項説明書【別紙2】)についての説明を受け、これに同意し一部交付を受けました。

(西暦) 年 月 日 署名又は捺印

グループホームふじの家矢野にて重度化した場合における対応に係る指針

1. 主治医や医療機関との医療連携体制

通常時及び入居者の状態が悪化した場合は、状況に応じて看護師が医療機関（主治医）との連絡・調整を図ります

2. 入居者に対する日常的な健康管理

看護師は入居者の日常の健康状態を把握するとともに、介護職員への指示・指導を行ないます。介護職員は看護師から指示、指導を受け、日常的な健康管理を行ないます。

3. 急変時における24時間オンコール体制

入居者に病状等の急変が生じた場合は、看護師が24時間対応します。

4. 看取りに関する指針

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することである。また看取り介護を希望される入居者及びその家族の支援を最後の時点まで継続するとともに、看取り介護実施期間中にやむを得ず医療機関や在宅等に搬送する場合であっても、搬送先の医療機関等への引継ぎ等、継続的に入居者及びその家族への支援を行うものとする。

5. 記録の整備

上記の業務に関する記録を入居者個人別にグループホーム内に保管します。

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、地域密着サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）グループホームふじの家矢野 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

ヘルパーステーションふじ 川内 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが開設するヘルパーステーションふじ 川内（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、適正な指定訪問介護、指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の運営方針として、事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの運営の方針)

第3条 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの運営方針として、事業所の訪問介護員等は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身の状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施内容を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの運営の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としてサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションふじ 川内
- (2) 所在地 広島市安佐南区川内1丁目15-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事

業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名

サービス提供責任者は、訪問介護計画（訪問介護サービス計画）の作成、変更等を行い、利用の申し込みに係る調整や利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関する事、また、訪問介護員等に対する技術指導等を行うとともに、自らも指定訪問介護および指定訪問介護サービスの提供に当たるものとする。

(3) 訪問介護員等 10名以上

訪問介護員等は、訪問介護等の提供にあたる。

(4) 訪問事業責任者 3名

訪問事業責任者は、個別援助計画（生活援助特化型訪問サービス計画）の作成、変更等を行い、利用の申し込みに係る調整や利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関する事、また、生活援助員等に対する技術指導等を行うとともに、自らも生活援助特化型訪問サービスの提供に当たるものとする。

(5) 生活援助員等 10名以上

生活援助員等は、生活援助特化型訪問サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までおよび5月3日から5月5日までを除く。なお、サービス提供は年中無休で行う。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、利用者の希望等により、必要に応じて時間外のサービス提供を行うことがある。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容および利用料等）

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、広島市長が定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- (1) 訪問型サービス（Ⅰ）生活援助特化型訪問サービス（Ⅰ）・・・1週に1回程度
- (2) 訪問型サービス（Ⅱ）生活援助特化型訪問サービス（Ⅱ）・・・1週に2回程度
- (3) 訪問型サービス（Ⅲ）生活援助特化型訪問サービス（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた

場合

- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点より路程1 kmあたり50円を実費として徴収する。
- 4 バイク・車での買物の依頼を受けた場合は、1 kmあたり50円のガソリン代を徴収する。
- 5 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は広島市東区、安佐南区、安佐北区、中区とする。但し、下記安佐北区の一部を除く。

(白木、安佐町)

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の未然防止、早期発見および迅速かつ適切な対応のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。

利用者の安全と人権擁護・虐待の防止等の観点から、虐待防止委員会を設置する。

虐待防止委員会で、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行い、検討結果を従業者へ周知を行う。また、介護の理念・事業所等の運営方針、個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化についても、訪問介護員へ周知することとする。

- (2) 虐待の防止のための指針の整備をする。
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施。

訪問介護員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施する。

(年1回以上)

- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

虐待の防止に関する責任者を管理者とし、利用者及びその家族からの相談や虐待を未然に防ぐ等のために体制を整備する。

- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。また、必要に応じ、成年後見人制度などの利用など必要な情報を提供する。

(秘密の保持と個人情報の保護に関する事項)

第11条 事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らさない。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなったあとにおいても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

(身体拘束等の適正化)

第12条 事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとする。

(1) 訪問介護員等が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。

(2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める。

(3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。

(4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。

(5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとする。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。事業所の訪問介護員等は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(災害等不可抗力に関する事項)

第14条 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべか

らず理由によりサービスが実施できない場合がありうる。

2 前項の場合、すでに提供されたサービスについて、利用者は所定のサービス料金を支払うものとする。

3 災害時の連絡体制

(1) 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行う。

(2) 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行う。

(第三者による評価の実施状況)

第15条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年12回(定例会議内において、月1回実施)

(3) その他の研修 必要に応じ随時、実施する。

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断を定期的実施する。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

4 従業者は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の段階で誓約するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成26年12月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成27年11月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成 元年10月 1日から施行する。
この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 10月 1日から施行する。
この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

1. 事業者の概要

名称	株式会社 不二ビルサービス
法人所在地	広島市西区楠木町四丁目8番12号
電話番号	082-962-8912
代表者氏名	代表取締役 濱野上隆志
法人設立年月日	昭和33年4月24日

2. 事業所の概要

事業の目的と運営方針	要介護・要支援状態にある方に対して、適正な訪問介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。 また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
事業所の名称	ヘルパーステーションふじ 川内
事業所の所在地	広島県広島市安佐南区川内1丁目15-1
事業所の電話番号	082-831-2166
管理者氏名	鶴岡 亜矢子
事業の実施地域	広島市安佐南区・安佐北区（白木、安佐町を除く） ・東区・中区・安芸郡府中町
営業日 休日 営業時間 サービス提供時間	月曜日から金曜日 土曜日・日曜日、5月3日から5月5日、12月30日から1月3日 午前8時30分～午後5時30分 24時間/年中無休 ※電話等により常時連絡が可能な体制をとります
事業所番号	3470207840
指定年月日	指定訪問介護 平成21年4月1日 総合事業訪問介護サービス 平成30年4月1日 総合事業生活援助特化型サービス 令和7年4月1日

3. 事業所の職員体制

職種	常勤（名）	非常勤（名）
管理者	1名（サービス提供責任者、訪問介護員の兼務を含む）	
サービス提供責任者 訪問事業責任者	2名（管理者、訪問介護員の兼務を含む）	1名（訪問介護員の兼務を含む）
訪問介護員 生活援助員	2名（管理者、サービス提供責任者の兼務を含む）	10名

4. サービス内容

サービス区分と種類		サービスの内容
介護計画等の作成		利用者の日常全般の状況および希望を踏まえ、「居宅サービス（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画」を作成します。「訪問介護計画」の同意を得てサービスを開始します。
身体介護	入浴介助・清拭	衣類の着脱、入浴の介助や清拭、洗髪等を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	食事介助	食事の介助を行います。
	衣服着脱介助	衣類の着脱の介助を行います。
	その他	褥瘡防止等のために体位交換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居宅の掃除や整理整頓を行います。
	買い物	利用者の日常生活に必要な買物を行います。
	その他	預貯金の引き出しや預け入れは行いません 利用者以外の方への調理、洗濯、掃除は原則行いません。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

5. 利用料金

(1) サービスにかかる利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告知上の額として設定します。

詳細は、別紙をご参照ください。

(2) その他費用

①交通費

- ・訪問介護員がバイク又は車で買物の依頼を受けた場合は、1キロメートル当たり50円のガソリン代をお支払いただきます。
- ・通常の実施地域を超えた地域を超えたより路程1キロメートル当たり50円のガソリン代をお支払いただきます。（中山間地域は除く）

②キャンセル料

利用予定日の前日までに利用中止の申し出がなかった場合、取消料として下記の料金をお支払いただく

場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない場合に限り取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用料相当額

(3) 利用者負担金のお支払方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。請求金額は、ご利用翌月27日にご指定口座から自動引き落としいたします。なお、27日が土日祝日の場合は、翌日以降の銀行営業日となります。また、口座振替にかかる手数料は弊社負担となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーはサービスの提供にあたって、次の規定する行為等を行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除きます）
- ⑤通勤又は営業活動等の経済活動に係る外出
- ⑥社会通念上適切でない外出

(2) 保険給付として不適切な事例

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供はお断りします。

- ①「直接本人の援助」に該当しない行為
- ②「日常生活の援助」に該当しない行為

(3) ご利用者の迷惑行為

訪問介護員等に対してセクハラ行為やサービス提供上好ましくない行為があった場合は、利用をお断りさせていただく場合があります。

7. 損害賠償保険への加入

- ・本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 保険名：福祉事業者総合賠償責任保険

- ・介護サービス利用に起った事故等により、万一ご利用者の死亡、負傷その他の人的損害、または所持品の損壊等の物的損害につきましては、弊社として誠心誠意対応させていただきます。但し、弊社や訪問介護員らの過失の有無、程度によっては、弊社が損害賠償責任を全部または一部負わない場合があります。

8. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付およびサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利

用者の記録等の情報開示の請求は以下窓口にて受け付けます。

- 苦情解決責任者： 在宅サービス2課 末弘千恵
- 苦情受付担当者： 管理者 鶴岡 亜矢子
- 連絡先 : 電話番号 082-831-2166
- 受付時間 : 毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

(2) 行政機関苦情受付機関

広島市介護保険課 電話番号 082-504-2183
広島県国民健康保険団体連合会 電話番号 082-554-0782

9. 虐待の防止のための措置について

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の未然防止、早期発見および迅速かつ適切な対応のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。

利用者の安全と人権擁護・虐待の防止等の観点から、虐待防止委員会を設置します。

虐待防止委員会で、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行い、検討結果を従業者へ周知を行います。また、介護の理念・事業所等の運営方針、個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化についても、訪問介護員へ周知することとします。

(2) 虐待の防止のための指針の整備をします。

(3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施。

訪問介護員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施する。

(年1回以上)

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

虐待の防止に関する責任者を管理者とし、利用者及びその家族からの相談や虐待を未然に防ぐ等のために体制を整備する。

(5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。また、必要に応じ、成年後見人制度などの利用など必要な情報を提供する。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

11. 身体拘束等の適正化について

事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとし、

- (1) 訪問介護員等が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整えます。
 - (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定めます。
 - (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行います。
 - (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行います。
 - (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成します。
- 2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとします。
- 3 前各項の規程による身体的拘束等を行う場合には、管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等により検討会議を行います。また、経過観察記録を整備する。事業所の訪問介護員等は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

12. 緊急時の対応方法について

- (1) 事業所の従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるように努めます。
- (2) 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

13. 災害等不可抗力について

- (1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについて利用者は所定のサービス料金を支払うものとし

ます。

(3) 災害時の連絡体制

- ①従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行います。
- ②必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

14. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

15. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

重要事項説明の年月日	年	月	日
------------	---	---	---

管理者名 鶴岡 亜矢子

説明者職名 サービス提供責任者

氏名 篠原 恭子 印

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受けて同意をいたしました。

住所 広島市安佐南区八木三丁目 31 番 7-204 号

氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

ヘルパーステーションふじ川内 重要事項説明書 別紙

サービス単価(利用)表

1単位=10.70円

サービス内容			加算	
身体介護	20分未満	163 単位	初回加算	200 単位
	20分以上30分未満	244 単位	介護職員 処遇改善加算 I	所定単位数 × 245/1000
	30分以上1時間未満	387 単位	夜間加算(午後6時から午後10時まで) 早朝加算(午前6時から午前8時まで)	所定単位数 × 25/100
	1時間以上 (567単位に30分増すごとに+82単位)	567 単位	深夜加算(午後10時から午前6時まで)	所定単位数 × 50/100
生活援助	20分以上45分未満	179 単位	緊急時訪問介護加算	100 単位
	45分以上	220 単位	特定事業所加算 II	所定単位数 × 10/100
	* 1 身体介護から引き続いた生活援助を行った場合	65 単位	生活機能向上連携加算 I	100 単位
総合事業	訪問介護サービス(週1回程度)	1176 単位	生活機能向上連携加算 II	200 単位
	訪問介護サービス(週2回程度)	2349 単位		
	訪問介護サービス(週2回超・要支援2のみ)	3727 単位		
	生活援助特化型サービス(週1回程度)	986 単位		
	生活援助特化型サービス(週2回程度)	1971 単位		
	生活援助特化型サービス(週2回超・要支援2のみ)	3126 単位		

* 1. 20分から起算して25分を増すごとに+65単位 (195単位を限度)

☆ バイク・車での買物の依頼を受けた場合は、1キロメートル当たり50円のガソリン代を頂きます。

☆ 通常の実施地域を越えた地点より路程1キロ当たり50円のガソリン代をいただきます。

(中山間地域除く)

☆ サービス開始月については初回加算として別途200単位加算されます。

☆ 訪問リハビリ事業所の理学療法士等と共に行なうアセスメントに基づいた訪問介護計画の作成、サービス提供を実施した場合、生活機能向上連携加算として100単位加算されます。

上記に関しては、サービスご利用料と併せて頂きます。

☆ 介護職員処遇改善加算はご利用額の24.5%となります。

2025 年 月 日

上記、重要事項を説明しました。

事業者
事業者名

所在地

説明者

印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、**訪問介護計画・訪問介護サービス計画**に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）ヘルパーステーションふじ川内 様

（利用者）

住所 広島市安佐南区東野 2 丁目 8-15

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人）

住所 _____

氏名 _____

ヘルパーステーションふじ 白島 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが開設するヘルパーステーションふじ 白島（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、適正な指定訪問介護、指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の運営方針として、事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの運営の方針)

第3条 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの運営方針として、事業所の訪問介護員等は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身の状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施内容を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの運営の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としてサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションふじ 白島
- (2) 所在地 広島市中区東白島町6番11号ホワイトハイツ1F

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 3名
サービス提供責任者は、訪問介護計画（訪問介護サービス計画）の作成、変更等を行い、利用の申し込みに係る調整や利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関する事、また、訪問介護員等に対する技術指導等を行うとともに、自らも指定訪問介護および指定訪問介護サービスの提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員等 20名以上
訪問介護員等は、訪問介護等の提供にあたる。
- (4) 訪問事業責任者 3名
訪問事業責任者は、個別援助計画（生活援助特化型訪問サービス計画）の作成、変更等を行い、利用の申し込みに係る調整や利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関する事、また、生活援助員等に対する技術指導等を行うとともに、自らも生活援助特化型訪問サービスの提供に当たるものとする。
- (5) 生活援助員等 10名以上
生活援助員等は、生活援助特化型訪問サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までおよび5月3日から5月5日までを除く。なお、サービス提供は年中無休で行う。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、利用者の希望等により、必要に応じて時間外のサービス提供を行うことがある。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容および利用料等）

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、広島市長が定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- (1) 訪問型サービス (Ⅰ) 生活援助特化型訪問サービス (Ⅰ)・・・1週に1回程度
- (2) 訪問型サービス (Ⅱ) 生活援助特化型訪問サービス (Ⅱ)・・・1週に2回程度
- (3) 訪問型サービス (Ⅲ) 生活援助特化型訪問サービス (Ⅲ)・・・1週に2回を超えた場合

- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点より路程1kmあたり50円を実費として徴収する。
- 4 バイク・車での買物の依頼を受けた場合は、1kmあたり50円のガソリン代を徴収する。
- 5 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は広島市全域とする。

但し、広島市の安佐南区の一部(沼田町)、安佐北区の一部(可部町、大林町、大林一丁目～四丁目、白木町、狩留家町、小河原町、上深川町)、安芸区の一部(阿戸町)、佐伯区の一部(湯来町、杉並台、五日市町、藤の木一丁目～四丁目)、南区の一部(似島町・宇品町)を除く。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の未然防止、早期発見および迅速かつ適切な対応のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。

利用者の安全と人権擁護・虐待の防止等の観点から、虐待防止委員会を設置する。

虐待防止委員会で、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行い、検討結果を従業者へ周知を行う。また、介護の理念・事業所等の運営方針、個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化についても、訪問介護員へ周知することとする。

- (2) 虐待の防止のための指針の整備をする。
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施。

訪問介護員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施する。

(年1回以上)

- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

虐待の防止に関する責任者を管理者とし、利用者及びその家族からの相談や虐待を未然に防ぐ等のために体制を整備する。

- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に

擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。また、必要に応じ、成年後見人制度などの利用など必要な情報を提供する。

(秘密の保持と個人情報の保護に関する事項)

第11条 事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らさない。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなったあとにおいても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

(身体拘束等の適正化)

第12条 事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとする。

(1) 訪問介護員等が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。

(2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める。

(3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。

(4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。

(5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとする。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。事業所の訪問介護員等は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(災害等不可抗力に関する事項)

第14条 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合がありうる。

2 前項の場合、すでに提供されたサービスについて、利用者は所定のサービス料金を支払うものとする。

3 災害時の連絡体制

(1) 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行う。

(2) 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行う。

(第三者による評価の実施状況)

第15条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年12回(定例会議内において、月1回実施)

(3) その他の研修 必要に応じ随時、実施する。

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断を定期的実施する。

3 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

4 事業者は、事業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の段階で誓約するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成26年12月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 11月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 元年 10月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 11月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 3月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

1. 事業者の概要

名称	株式会社 不二ビルサービス
法人所在地	広島県広島市西区楠木町四丁目 8 番 12 号
電話番号	0 8 2 - 9 6 2 - 8 9 1 2
代表者氏名	代表取締役 濱野上隆志
法人設立年月日	昭和 3 3 年 4 月 2 4 日

2. 事業所の概要

事業の目的と運営方針	要介護・要支援状態にある方に対して、適正な訪問介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。 また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
事業所の名称	ヘルパーステーションふじ白島
事業所の所在地	広島県広島市中区東白島町 6 番 11 号 ホワイトハイツ 1 F
事業所の電話番号	0 8 2 - 5 5 5 - 8 9 0 8
管理者氏名	金山 大志
事業の実施地域	広島市とする。但し、広島市の安佐南区の一部（沼田町）、安佐北区の一部（可部町、大林町、大林一丁目～四丁目、白木町、狩留家町、小河原町、上深川町）、安芸区の一部（阿戸町）、佐伯区の一部（湯来町、杉並台、五日市町、藤の木一丁目～四丁目）、南区の一部（似島町・宇品町）を除く。
営業日	月曜日から金曜日
休日	土曜日・日曜日、5月3日から5月5日、12月30日から1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	24時間／年中無休 ※電話等により常時連絡が可能な体制をとります
事業所番号	3 4 7 0 2 0 0 8 8 6
指定年月日	平成 17 年 6 月 1 日（訪問介護） 平成 29 年 4 月 1 日（訪問介護サービス）

3. 事業所の職員体制

職種	常勤（名）	非常勤（名）
管理者	1（サービス提供責任者、訪問介護員の兼務を含む）	
サービス提供責任者 訪問事業責任者	3（管理者と兼務を含む）	
訪問介護員 生活援助員	3（管理者、サービス提供責任者の兼務を含む）	20名以上

4. サービス内容

サービス区分と種類		サービスの内容
介護計画等の作成		利用者の日常全般の状況および希望を踏まえ、「居宅サービス（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画」を作成します。「訪問介護計画」の同意を得てサービスを開始します。
身体介護	入浴介助・清拭	衣類の着脱、入浴の介助や清拭、洗髪等を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	食事介助	食事の介助を行います。
	衣服着脱介助	衣類の着脱の介助を行います。
	その他	褥瘡防止等のために体位交換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居宅の掃除や整理整頓を行います。
	買い物	利用者の日常生活に必要な買物を行います。
	その他	預貯金の引き出しや預け入れは行いません 利用者以外の方への調理、洗濯、掃除は原則行いません。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

5. 利用料金

(1) サービスにかかる利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告知上の額として設定します。

詳細は、別紙をご参照ください。

(2) その他費用

①交通費

- ・訪問介護員がバイク又は車で買物の依頼を受けた場合は、1キロメートル当たり50円のガソリン代をお支払いいただきます。
- ・通常の実施地域を超えた地域を超えたより路程1キロメートル当たり50円のガソリン代をお支払いいただきます。（中山間地域は除く）

②キャンセル料

利用予定日の前日までに利用中止の申し出がなかった場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない場合に限り取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用料相当額

(3) 利用者負担金のお支払方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。請求金額は、ご利用翌月27日にご指定口座から自動引き落としいたします。なお、27日が土日祝日の場合は、翌日以降の銀行営業日となります。また、口座振替にかかる手数料は弊社負担となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって、次の規定する行為等を行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除きます）
- ⑤通勤又は営業活動等の経済活動に係る外出
- ⑥社会通念上適切でない外出

(2) 保険給付として不適切な事例

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供はお断りします。

- ①「直接本人の援助」に該当しない行為
- ②「日常生活の援助」に該当しない行為

(3) ご利用者の迷惑行為

訪問介護員等に対してセクハラ行為やサービス提供上好ましくない行為があった場合は、利用をお断りさせていただく場合があります。

7. 損害賠償保険への加入

- ・本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 保険名：福祉事業者総合賠償責任保険

- ・介護サービス利用に起った事故等により、万一ご利用者の死亡、負傷その他の人的損害、または所持品の損壊等の物的損害につきましては、弊社として誠心誠意対応させていただきます。但し、弊社や訪問介護員らの過失の有無、程度によっては、弊社が損害賠償責任を全部または一部負わない場合があります。

8. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付およびサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下窓口にて受け付けます。

- 苦情解決責任者： ケア事業部 次長 末弘 千恵
- 苦情受付担当者： 管理者 金山 大志
- 連絡先： 電話番号 082-555-8908
- 受付時間： 毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

(2) 行政機関苦情受付機関

広島市介護保険課	電話番号 082-504-2183
広島県国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0782

9. 虐待防止等のための措置に関する事項

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の未然防止、早期発見および迅速かつ適切な対応のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。

利用者の安全と人権擁護・虐待の防止等の観点から、虐待防止委員会を設置します。

虐待防止委員会で、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行い、検討結果を従業者へ周知を行います。また、介護の理念・事業所等の運営方針、個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化についても、訪問介護員へ周知することとします。

- (2) 虐待の防止のための指針の整備をします。

- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修を実施します。

訪問介護員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施します。

(年1回以上)

- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

虐待の防止に関する責任者を管理者とし、利用者及びその家族からの相談や虐待を未然に防ぐ等のために体制を整備します。

- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に

擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとします。また、必要に応じ、成年後見人制度などの利用など必要な情報を提供します。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、訪問介護員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、訪問介護員と雇用契約の内容とします。

11. 身体拘束等の適正化について

事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 訪問介護員等が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整えます。

- (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定めます。

- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行います。

- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行います。

- (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成します。

2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、

緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとします。

3 前各項の規程による身体的拘束等を行う場合には、管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等により検討会議を行います。また、経過観察記録を整備する。事業所の訪問介護員等は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

する。

1 2. 緊急時の対応方法について

- (1) 事業所の従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるように努めます。
- (2) 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

1 3. 災害等不可抗力について

- (1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについて利用者は所定のサービス料金を支払うものとします。
- (3) 災害時の連絡体制
 - ①従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行います。
 - ②必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

1 4. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

1 5. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

重要事項説明の年月日	年	月	日
------------	---	---	---

管理者名 金山 大志

説明者職名 サービス提供責任者

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受けて同意をいたしました。

氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

ヘルパーステーションふじ白島 重要事項説明書 別紙

サービス単価(利用)表

1単位=10.70円

サービス内容			加算	
身体介護	20分未満	163 単位	初回加算	200 単位
	20分以上30分未満	244 単位	介護職員 処遇改善加算 I	所定単位数×245/1000
	30分以上1時間未満	387 単位	夜間加算(午後6時から午後10時まで) 早朝加算(午前6時から午前8時まで)	所定単位数×25/100
	1時間以上 (567単位に30分増すごとに+82単位)	567 単位	深夜加算(午後10時から午前6時まで)	所定単位数×50/100
生活援助	20分以上45分未満	179 単位	緊急時訪問介護加算	100 単位
	45分以上	220 単位	特定事業所加算 II	所定単位数×10/100
	* 1 身体介護から引き続いた生活援助を行った場合	65 単位	生活機能向上連携加算 I	100 単位
総合事業	訪問介護サービス(週1回程度)	1176 単位	生活機能向上連携加算 II	200 単位
	訪問介護サービス(週2回程度)	2349 単位		
	訪問介護サービス(週2回超・要支援2のみ)	3727 単位		
	生活援助特化型サービス(週1回程度)	986 単位		
	生活援助特化型サービス(週2回程度)	1971 単位		
	生活援助特化型サービス(週2回超・要支援2のみ)	3126 単位		

* 1. 20分から起算して25分を増すごとに+65単位 (195単位を限度)

☆ バイク・車での買物の依頼を受けた場合は、1キロメートル当たり50円のガソリン代を頂きます。

☆ 通常の実施地域を越えた地点より路程1キロ当たり50円のガソリン代をいただきます。

(中山間地域除く)

☆ サービス開始月については初回加算として別途200単位加算されます。

☆ 訪問リハビリ事業所の理学療法士等と共に行なうアセスメントに基づいた訪問介護計画の作成、サービス提供を実施した場合、生活機能向上連携加算として100単位加算されます。

上記に関しては、サービスご利用料と併せて頂きます。

☆ 介護職員処遇改善加算はご利用額の24.5%となります。

2025 年 月 日

上記、重要事項を説明しました。

事業者
事業者名

所在地

説明者

印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、訪問介護計画・訪問介護サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）ヘルパーステーションふじ白島 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

ヘルパーステーションふじ 五日市 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが開設するヘルパーステーションふじ 五日市（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、適正な指定訪問介護、指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の運営方針として、事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの運営の方針)

第3条 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの運営方針として、事業所の訪問介護員等は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身の状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施内容を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの運営の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としてサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションふじ 五日市
- (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園三丁目5番28号 楽々園Nビル103号室

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 3名

サービス提供責任者は、訪問介護計画（訪問介護サービス計画）の作成、変更等を行い、利用の申し込みに係る調整や利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関する事、また、訪問介護員等に対する技術指導等を行うとともに、自らも指定訪問介護および指定訪問介護サービスの提供に当たるものとする。

(3) 訪問介護員等 10名以上

訪問介護員等は、訪問介護等の提供にあたる。

(4) 訪問事業責任者 3名

訪問事業責任者は、個別援助計画（生活援助特化型訪問サービス計画）の作成、変更等を行い、利用の申し込みに係る調整や利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関する事、また、生活援助員等に対する技術指導等を行うとともに、自らも生活援助特化型訪問サービスの提供に当たるものとする。

(5) 生活援助員等 10名以上

生活援助員等は、生活援助特化型訪問サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までおよび5月3日から5月5日までを除く。なお、サービス提供は年中無休で行う。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、利用者の希望等により、必要に応じて時間外のサービス提供を行うことがある。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容および利用料等）

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 指定訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、広島市長が定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。
- (1) 訪問型サービス（Ⅰ）生活援助特化型訪問サービス（Ⅰ）・・・1週に1回程度
 - (2) 訪問型サービス（Ⅱ）生活援助特化型訪問サービス（Ⅱ）・・・1週に2回程度
 - (3) 訪問型サービス（Ⅲ）生活援助特化型訪問サービス（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた場合
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点より路程1km当たり50円を実費として徴収する。

- 4 バイク・車で買物の依頼を受けた場合は、1 kmあたり50円のガソリン代を徴収する。
- 5 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は広島市佐伯区、西区とする。

但し、下記佐伯区の一部を除く。

【湯来町・杉並台・五日市町（上小深川・下小深川・上河内・下河内）・藤の木一丁目～四丁目・河内南一丁目及び二丁目】

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の未然防止、早期発見および迅速かつ適切な対応のため、次の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。

利用者の安全と人権擁護・虐待の防止等の観点から、虐待防止委員会を設置する。

虐待防止委員会で、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行い、検討結果を従業者へ周知を行う。また、介護の理念・事業所等の運営方針、個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化についても、訪問介護員へ周知することとする。

(2) 虐待の防止のための指針の整備をする。

(3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施。

訪問介護員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施する。

(年1回以上)

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

虐待の防止に関する責任者を管理者とし、利用者及びその家族からの相談や虐待を未然に防ぐ等のために体制を整備する。

(5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。また、必要に応じ、成年後見人制度などの利用など必要な情報を提供する。

(秘密の保持と個人情報保護に関する事項)

第11条 事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らさない。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなったあとにおいても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

(身体拘束等の適正化)

第12条 事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとする。

（1）訪問介護員等が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。

（2）身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める。

（3）身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。

（4）身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。

（5）解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとする。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。事業所の訪問介護員等は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(災害等不可抗力に関する事項)

第14条 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合がありうる。

2 前項の場合、すでに提供されたサービスについて、利用者は所定のサービス料金を支払うものとする。

3 災害時の連絡体制

（1）従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行う。

（2）必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行う。

(第三者による評価の実施状況)

第15条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年12回(定例会議内において、月1回実施)
 - (3) その他の研修 必要に応じ随時、実施する。
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断を定期的実施する。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
 - 4 従業者は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の段階で誓約するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 2月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 15日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 12月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

1. 事業者の概要

名称	株式会社 不二ビルサービス
法人所在地	広島市西区楠木町四丁目8番12号
電話番号	082-962-8912
代表者氏名	代表取締役 濱野上隆志
法人設立年月日	昭和33年4月24日

2. 事業所の概要

事業の目的と運営方針	要介護・要支援状態にある方に対して、適正な訪問介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。 また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
事業所の名称	ヘルパーステーションふじ 五日市
事業所の所在地	広島県広島市佐伯区楽々園三丁目5番28号 楽々園Nビル103号室
事業所の電話番号	082-943-8966
管理者氏名	香川 広美
事業の実施地域	事業所の通常の事業の実施地域は広島市佐伯区、西区とする。但し、下記佐伯区の一部を除く。【湯来町・杉並台・五日市町（上小深川・下小深川・上河内・下河内）・藤の木一丁目～四丁目・河内南一丁目及び二丁目】を除く。
営業日 休日 営業時間 サービス提供時間	月曜日から金曜日 土曜日・日曜日、5月3日から5月5日、12月30日から1月3日 午前8時30分～午後5時30分 24時間/年中無休 ※電話等により常時連絡が可能な体制をとります
事業所番号	3470203393
指定年月日	指定訪問介護 平成14年7月1日 総合事業訪問介護サービス 平成30年4月1日 総合事業生活援助特化型サービス 令和7年4月1日

3. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1名（サービス提供責任者、訪問介護員の兼務を含む）	
サービス提供責任者 訪問事業責任者	3名（管理者、訪問介護員の兼務を含む）	
訪問介護員 生活援助員	4名（管理者、サービス提供責任者の兼務を含む）	6名以上（サービス提供責任者の兼務を含む）

4. サービス内容

サービス区分と種類		サービスの内容
介護計画等の作成		利用者の日常全般の状況および希望を踏まえ、「居宅サービス（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画」を作成します。「訪問介護計画」の同意を得てサービスを開始します。
身体介護	入浴介助・清拭	衣類の着脱、入浴の介助や清拭、洗髪等を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	食事介助	食事の介助を行います。
	衣服着脱介助	衣類の着脱の介助を行います。
	その他	褥瘡防止等のために体位交換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居宅の掃除や整理整頓を行います。
	買い物	利用者の日常生活に必要な買物を行います。
	その他	預貯金の引き出しや預け入れは行いません 利用者以外の方への調理、洗濯、掃除は原則行いません。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

5. 利用料金

(1) サービスにかかる利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告知上の額として設定します。

詳細は、別紙をご参照ください。

(2) その他費用

①交通費

- ・訪問介護員がバイク又は車で買物の依頼を受けた場合は、1キロメートル当たり50円のガソリン代をお支払いただきます。
- ・通常の実施地域を超えた地域を超えたより路程1キロメートル当たり50円のガソリン代をお支払いただきます。（中山間地域は除く）

②キャンセル料

利用予定日の前日までに利用中止の申し出がなかった場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない場合に限り取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用料相当額

(3) 利用者負担金のお支払方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。請求金額は、ご利用翌月27日にご指定口座から自動引き落としいたします。なお、27日が土日祝日の場合は、翌日以降の銀行営業日となります。また、口座振替にかかる手数料は弊社負担となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーはサービスの提供にあたって、次の規定する行為等を行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除きます）

⑤通勤又は営業活動等の経済活動に係る外出

⑥社会通念上適切でない外出

(2) 保険給付として不適切な事例

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供はお断りします。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

②「日常生活の援助」に該当しない行為

(3) ご利用者の迷惑行為

訪問介護員等に対してセクハラ行為やサービス提供上好ましくない行為があった場合は、利用をお断りさせていただく場合があります。

7. 損害賠償保険への加入

- ・本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 保険名：福祉事業者総合賠償責任保険

- ・介護サービス利用に起った事故等により、万一ご利用者の死亡、負傷その他の人的損害、または所持品の損壊等の物的損害につきましては、弊社として誠心誠意対応させていただきます。但し、弊社や訪問介護員らの過失の有無、程度によっては、弊社が損害賠償責任を全部または一部負わない場合があります。

8. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付およびサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下窓口にて受付けます。

○苦情解決責任者： ふじ五日市 拠点管理者 上田 千寿恵

○苦情受付担当者： 管理者 香川 広美

○連絡先： 電話番号 082-943-8966

○受付時間： 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 行政機関苦情受付機関

広島市介護保険課 電話番号 082-504-2183

広島県国民健康保険団体連合会 電話番号 082-554-0782

9. 虐待の防止のための措置について

事業所所の利用者の人権の擁護・虐待等の未然防止、早期発見および迅速かつ適切な対応のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。

利用者の安全と人権擁護・虐待の防止等の観点から、虐待防止委員会を設置します。

虐待防止委員会で、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行い、検討結果を従業者へ周知を行います。また、介護の理念・事業所等の運営方針、個々の従業者の職位・

職種ごとの責任や役割の明確化についても、訪問介護員へ周知することとします。

(2) 虐待の防止のための指針の整備をします。

(3) 虐待防止のための従業者に対する研修を実施します。

訪問介護員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施します。

(年1回以上)

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

虐待の防止に関する責任者を管理者とし、利用者及びその家族からの相談や虐待を未然に防ぐ等のために体制を整備します。

(5) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとしてします。また、必要に応じ、成年後見人制度などの利用など必要な情報を提供します。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

11. 身体拘束等の適正化について

事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとしてします。

(1) 訪問介護員等が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整えます。

(2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定めます。

(3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行います。

(4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行います。

(5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成します。

2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとします。

3 前各項の規程による身体的拘束等を行う場合には、管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等により検討会議を行います。また、経過観察記録を整備する。事業所の訪問介護員等は、事業のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

12. 緊急時の対応方法について

(1) 事業所の従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に

連絡する等の措置を講じるように努めます。

(2) 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

13. 災害等不可抗力について

(1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合があります。

(2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについて利用者は所定のサービス料金を支払うものとします。

(3) 災害時の連絡体制

① 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行います。

② 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

14. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

15. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

重要事項説明の年月日	年	月	日
------------	---	---	---

管理者名 香川 広美

説明者職名 サービス提供責任者

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受けて同意をいたしました。

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人氏名 _____ 印 _____

ヘルパーステーションふじ五日市 重要事項説明書 別紙

サービス単価(利用)表

1単位=10.70円

サービス内容		加算		
身体介護	20分未満	163 単位	初回加算	200 単位
	20分以上30分未満	244 単位	介護職員 処遇改善加算 I	所定単位数×245/1000
	30分以上1時間未満	387 単位	夜間加算(午後6時から午後10時まで) 早朝加算(午前6時から午前8時まで)	所定単位数×25/100
	1時間以上 (567単位に30分増すごとに+82単位)	567 単位	深夜加算(午後10時から午前6時まで)	所定単位数×50/100
生活援助	20分以上45分未満	179 単位	緊急時訪問介護加算	100 単位
	45分以上	220 単位	特定事業所加算 II	所定単位数×10/100
	* 1 身体介護から引き続いた生活援助を行った場合	65 単位	生活機能向上連携加算 I	100 単位
総合事業	訪問介護サービス(週1回程度)	1176 単位	生活機能向上連携加算 II	200 単位
	訪問介護サービス(週2回程度)	2349 単位		
	訪問介護サービス(週2回超・要支援2のみ)	3727 単位		
	生活援助特化型サービス(週1回程度)	986 単位		
	生活援助特化型サービス(週2回程度)	1971 単位		
	生活援助特化型サービス(週2回超・要支援2のみ)	3126 単位		

* 1. 20分から起算して25分を増すごとに+65単位 (195単位を限度)

☆ バイク・車での買物の依頼を受けた場合は、1キロメートル当たり50円のガソリン代を頂きます。

☆ 通常の実施地域を越えた地点より路程1キロ当たり50円のガソリン代をいただきます。
(中山間地域除く)

☆ サービス開始月については初回加算として別途200単位加算されます。

☆ 訪問リハビリ事業所の理学療法士等と共に行なうアセスメントに基づいた訪問介護計画の作成、
サービス提供を実施した場合、生活機能向上連携加算として100単位加算されます。

上記に関しては、サービスご利用料と併せて頂きます。

☆ 介護職員処遇改善加算はご利用額の24.5%となります。

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、訪問介護計画・訪問介護サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）ヘルパーステーションふじ五日市 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

ふじケア24川内 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが設置するふじケア24川内（以下「事業所」という。）において実施する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともにその療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ふじケア24川内
- (2) 所在地 広島市安佐南区川内一丁目15番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数は次のとおりとする

- (1) 管理者1名 常勤兼務
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) オペレーター12名うち 常勤兼務5名 非常勤兼務7名
オペレーターは利用者又はその家族等からの通報（緊急・随時）に対応する。
- (3) 定期巡回訪問介護員9名うち 常勤兼務3名 非常勤兼務6名
定期巡回訪問介護員は計画に基づき定期巡回サービスを行う。
- (4) 随時訪問介護員9名うち 常勤兼務3名 非常勤兼務6名
随時訪問介護員はオペレーターの指示により随時訪問サービスを行う。
- (5) 計画作成責任者2名うち 常勤兼務1名 非常勤兼務1名

計画作成責任者は看護職員の定期的なアセスメントに基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行う。

(6) 看護職員 5 名うち 常勤兼務 2 名 非常勤兼務 3 名

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき指定訪問看護等に当たる。

(7) 作業療法士 1 名 非常勤兼務

作業療法士は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 3 6 5 日

(2) 営業時間 2 4 時間とする。

(3) 電話等により 2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第 6 条 事業所で行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、次のとおりとする。

(1) サービス内容

① 定期巡回サービス：計画に基づき必要回数、支援を行う。

② 随時対応サービス：緊急コールをうけ必要な支援の判断・対応をする。

③ 随時訪問サービス：緊急コールをうけ訪問サービスを行う。

④ 訪問看護サービス：定期的なモニタリングとアセスメントを行う。計画に基づいた訪問看護や体調不良時の対応を行う。

(利用料その他の費用)

第 7 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点より路程 1 キロ当たり 5 0 円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、城山北・城南圏域、安佐・安佐南圏域(上安町を除く)、高取北・安西圏域(上安町、高取北町、長楽寺町を除く)、東原・祇園東圏域、祇園・長束圏域、高陽・亀崎・落合圏域(狩留家町、小河原町、上深川町、深川町を除く)、口田圏域、戸坂圏域、牛田・早稲田圏域

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第10条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した指定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 (虐待防止等のための措置に関する事項)

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。

虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。

個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。

運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。

- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把

握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。

虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。

- 3 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業者間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づき、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（身体拘束）

第13条 身体拘束について

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はしないものとする。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除きます）

（災害等不可抗力）

第14条 災害等不可抗力について

- (1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業者の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (2) 前項の場合、既に提供されたサービスについては所定のサービス料金を支払うものとし、ます。
- (3) 災害時の連絡体制
 - ①従業者の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第、利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行うものとする。
 - ②必要に応じて、緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行うものとする。

（合鍵について）

第15条 当事業所では原則合鍵は預からないものとする。

（第三者による評価の実施状況）

第16条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価実施状況の有無 : 有

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上
- (3) 管理者研修 年1回以上
- (4) その他の研修 必要に応じ随時、実施する。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供をさせないものとする。

5 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社不二ビルサービス
主たる事務所の所在地	広島県広島市西区楠木町4丁目8番12号
法人種別	営利法人
代表者名	濱野上 隆志
設立年月日	昭和33年 4月 24日
電話番号	082-962-8912
ファックス番号	082-962-8913
ホームページアドレス	www.fujibiru.co.jp/

2. 事業所の概要

事業所の名称	ふじケア24川内
所在地	広島県広島市安佐南区川内1丁目15-1
電話番号	082-831-2166
ファックス番号	082-877-3363
事業所番号	3490200833
開設年月日	平成27年 4月 1日
管理者の氏名	板垣 静代
サービス提供地域	城山北・城南圏域、安佐・安佐南圏域(上安町を除く)、高取北・安西圏域(上安町、高取北町、長楽寺町を除く)、東原・祇園東圏域、祇園・長束圏域、高陽・亀崎・落合圏域(狩留家町、小河原町、上深川町、深川町を除く)、口田圏域、戸坂圏域、牛田・早稲田圏域 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	株式会社不二ビルサービスが設置するふじケア24川内（以下「事業所」という。）において実施する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、利用者

	<p>が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の緊急時に対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともにその療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業所並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
--	---

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
【管理者兼介護職員】	1名	常勤兼務1名
【オペレーター】	12名	常勤兼務5名 非常勤兼務7名
【定期巡回訪問介護員】	9名	常勤兼務3名 非常勤兼務6名
【随時訪問介護員】	9名	常勤兼務3名 非常勤兼務6名
【計画作成責任者】	2名	常勤兼務1名 非常勤兼務1名
【看護職員】	5名	常勤兼務2名 非常勤兼務3名
【作業療法士】	1名	非常勤兼務1名

5. 営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間（電話等により常時連絡が可能な体制）とする

6. 提供するサービス内容

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、次のとおりとする。
- ① 定期巡回サービス：計画に基づき必要回数、支援を行う。
 - ② 随時対応サービス：緊急コールをうけ必要な支援の判断・対応をする。
 - ③ 随時訪問サービス：緊急コールをうけ訪問サービスを行う。
 - ④ 訪問看護サービス：定期的なモニタリングとアセスメントを行う。計画に基づいた訪問看護や体調不良の対応を行う。

7. 利用料

- (1) 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。（詳しくは別紙参照）
- (2) 支払方法
ご利用者様の負担金その他の費用は、原則として、利用月の翌月27日に、指定口座より自動引き落としさせていただきます。（土日の場合は翌営業日／手数料は当社負担）

8. 貸与備品の取り扱い

事業者の貸与による備品について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

9. 虐待の防止のための措置について

(虐待防止等のための措置に関する事項)

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。
- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

10. 身体拘束について

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は致しません。(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除きます)

11. 苦情申立窓口

事業所相談窓口	対応時間	8:30~17:30
	担当者	管理者 板垣 静代
	電話番号	082-831-2166
広島県 介護保険課	電話番号	082-513-3208
広島市 介護保険課	電話番号	082-504-2183
広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	電話番号	082-254-3419
広島県国民健康保険 団体連合会介護保険課	電話番号	082-554-0782

12. 緊急時の対応方法

- (1) 事業所の従業者は、利用者に症状の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるように努めます。
- (2) 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

13. 災害等不可抗力

- (1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業者の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (2) 前項の場合、既に提供されたサービスについては所定のサービス料金を支払うものとします。
- (3) 災害時の連絡体制
 - ①従業者の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第、利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行います。
 - ②必要に応じて、緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

14. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価実施状況の有無 : 有

15. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 三井住友海上

当事業所は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始に際し、本書面に基づきサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業所名 ふじケア 24川内

説明者 職種 管理者 _____

氏名 板垣 静代 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス内容及び重要事項の説明と交付を受け、同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人または
利用者家族 住所 _____

氏名 _____ 印

定期巡回随時対応型訪問介護看護 ふじケア 24 川内 重要事項説明書別紙

利用料金

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 介護報酬

①単価について

1 単位当たり（5 級地）10,700 円となります。

②基本報酬について

単位数及び利用料金は以下の通りとなります。

<訪問看護サービスを行わない場合>

<訪問看護サービスを行った場合>

	単位数		単位数
要介護 1	5,446 単位	要介護 1	7,946 単位
要介護 2	9,720 単位	要介護 2	12,413 単位
要介護 3	16,140 単位	要介護 3	18,948 単位
要介護 4	20,417 単位	要介護 4	23,358 単位
要介護 5	24,692 単位	要介護 5	28,298 単位

<夜間のみサービスを必要とする場合>

【定額】

・基本夜間訪問サービス費：989 単位/月

【出来高】

・定期巡回サービス費：372 単位/回

・随時訪問サービス費Ⅰ：567 単位/回

・随時訪問サービス費Ⅱ：764 単位/回（2 人の訪問介護員等により訪問する場合）

<その他加算> 1 単位 = 10,700 円

以下の通り算定させていただきます。

- ・基本的には包括単位での請求となります。（入院の場合も含む）
- ・サービス開始月に関しては利用日数に応じた日割り計算での算定となります。
- ・サービス終了月に関しては契約解除またはサービス中止の連絡があり次第 日割で算定となります。
- ・初期加算（該当者）：30 単位/日 利用開始日から起算して30 日の期間について
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：合計単位数×24.5%
- ・緊急時訪問看護加算（Ⅰ）：325 単位/月、（Ⅱ）：315 単位
- ・ターミナルケア加算：2,500 単位/月
- ・総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）：1,200 単位/月、（Ⅱ）：800 単位/月
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：750 単位/月
- ・生活機能向上連携加算（Ⅰ）：100 単位/月 （Ⅱ）：200 単位/月

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）：90単位/月（Ⅱ）：120単位/月
- ・特別管理加算（Ⅰ）：500単位/月（Ⅱ）：250単位/月
- ・退院時共同指導加算：600単位/1回につき
- ・同一建物減算：600単位/月
- ・短期入所生活介護減算：利用日数に応じ日割り計算

・通所介護サービス減算：下記表参照

	看護なし		看護あり
要介護1	62単位	要介護1	91単位
要介護2	111単位	要介護2	141単位
要介護3	184単位	要介護3	216単位
要介護4	233単位	要介護4	266単位
要介護5	281単位	要介護5	322単位

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス（全額自己負担）
- ② エンゼルケア(死後の処置) 11,000円(税込み)/回

(3) その他の費用（全額自己負担）

- ① 交通費（通常のサービス提供地域を越える場合、実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり50円を頂きます）

(4) キャンセル料

- ① サービスの利用を中止する際には、すみやかに事業所にご連絡ください。
- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合、原則としてキャンセル料は無料ですが、できるだけサービス利用日の前日までにご連絡ください。

(5) サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道の費用は、利用者負担となります。

私は、本書面に基づいて事業者から指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の重要事項別紙の説明と交付を受け、同意します。

年 月 日

利用者 署名又は押印

代理人または
利用者家族 署名又は押印

2024年6月1日改定

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）ふじケア 24 川内

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

訪問看護ステーションふじ川内 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが設置する訪問看護ステーションふじ川内（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条

- 1 この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 指定訪問看護等の提供に当たっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションふじ川内
- (2) 所在地 広島市安佐南区川内一丁目15番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

(1) 管理者 看護師 1名 (常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護等が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 常勤換算2.5名以上

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき指定訪問看護等に当たる。

(3) 作業療法士 1名 (非常勤1名)

作業療法士は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、5月3日から5月5日・12月30日から1月3日までを除く。

サービス提供は、利用者の状況に応じ営業日以外も対応する。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

ただし、利用者の状況に応じ、時間外も対応する。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護等は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護等

(3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり50円とする。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問看護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区(沼田町、伴南、大塚東、大塚西、伴東、伴西、上安町、高取北町、長楽寺町を除く)、安佐北区(深川、亀崎、倉掛、真亀、落合町、落合、落合南、口田町、口田、口田南)、東区(戸坂町、戸坂惣田、戸坂山根、戸坂中町、戸坂千足、戸坂山崎町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂くるめ木、戸坂長尾台、戸坂出江、戸坂城山、戸坂数甲、戸坂大上、戸坂南、戸坂新町、中山新町、中山北町、中山上、牛田新町、牛田山、牛田東、牛田早稲田、牛田旭、牛田本町、牛田中、牛田南)とする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条

- 1 指定訪問看護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求め等に必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等に必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条

1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止等のための措置に関する事項)

第14条

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる。研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促し、虐待を未然に防止する。
- 2 虐待またはセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見し対応できるよう、虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知をする。
- 3 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報し、通報の手続きが迅速かつ適切に行われ市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。
- 4 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
虐待防止検討委員会では、虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること、虐待防止のための指針の整備に関すること、虐待の防止のための職員研修の内容に関すること、虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること、従業者が高齢者虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること、虐待等が発生した場合その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関することを検討する。
- 5 虐待防止のための指針を整備する。
- 6 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的実施する。

7 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束)

第15条 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は致しません。(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除きます。)

(災害等不可抗力)

第16条

(1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合があります。

(2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについて、利用者は所定のサービス料金を支払うものとします。

(3) 災害時の連絡体制

① 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行います。

② 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

(第三者による評価の実施状況)

第17条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年6回以上

(3) 管理者研修 年1回以上

(4) その他の研修 必要に応じ随時、実施する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護等の提供をさせないものとする。

5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日改定

この規程は、平成27年10月1日改定

この規程は、平成27年11月1日改定

この規程は、平成27年12月1日改定

この規程は、平成28年1月1日改定

この規程は、平成28年2月1日改定

この規程は、平成28年6月1日改定

この規程は、平成28年7月1日改定

この規程は、平成28年11月1日改定

この規程は、平成29年7月1日改定

この規程は、平成29年10月1日改定

この規程は、平成29年12月1日改定

この規程は、平成30年4月1日改定

この規程は、2019年1月1日改定

この規程は、2019年3月1日改定

この規程は、2019年10月1日改定

この規程は、2020年5月1日改定

この規程は、2020年9月1日改定

この規程は、2021年4月1日改定

この規程は、2022年4月1日改定

この規程は、2024年4月1日改定

この規程は、2025年4月1日改定

訪問看護／介護予防訪問看護 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社不二ビルサービス
主たる事務所の所在地	広島県広島市西区楠木町四丁目8番12号
法人種別	営利法人
代表者名	濱野上 隆志
設立年月日	昭和33年 4月 24日
電話番号	082-962-8912
ファックス番号	082-962-8913
ホームページアドレス	www.fujibiru.co.jp/

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションふじ川内
所在地	広島県広島市安佐南区川内一丁目15-1
電話番号	082-831-2282
ファックス番号	082-877-3363
事業所番号	3460290681
開設年月日	平成26年 11月 1日
管理者の氏名	小林 奈美
サービス提供地域	広島市安佐南区(沼田町、伴南、大塚東、大塚西、伴東、伴西、上安町、高取北町、長楽寺町を除く)、安佐北区(深川、亀崎、倉掛、真亀、落合町、落合、落合南、口田町、口田、口田南)、東区(戸坂町、戸坂惣田、戸坂山根、戸坂中町、戸坂千足、戸坂山崎町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂くるめ木、戸坂長尾台、戸坂出江、戸坂城山、戸坂数甲、戸坂大上、戸坂南、戸坂新町、中山新町、中山北町、中山上、牛田新町、牛田山、牛田東、牛田早稲田、牛田旭、牛田本町、牛田中、牛田南) ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	株式会社不二ビルサービスが設置する訪問看護ステーションふじ川内(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。
-------	--

運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。 3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
-------	---

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
【管理者】	1名	常勤1名、
【看護職員】 看護師	8名	常勤 3名（看護師1名は管理者兼務） 非常勤5名
准看護師	0名	常勤 0名 非常勤0名
【理学療法士】	0名	常勤0名、
【作業療法士】	1名	常勤1名、

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・訪問看護員は、訪問看護業務に当たる。

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し5月3日～5月5日・12月30日～1月3日は除く）
営業時間	8：30～17：30 電話等により、24時間 常時連絡が可能な体制をとります

6. 提供するサービス内容

- (1) 訪問看護は利用者の居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス

スで、主治医の指示に基づき以下のようなサービスを行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

(1)

訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(詳しくは別紙参照)

(2) 支払方法

ご利用者様の負担金その他の費用は、原則として、利用月の翌月27日に、指定口座より自動引き落としさせていただきます。(土日の場合は翌営業日/手数料は当社負担)

8. サービスの苦情相談窓口

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

- ・ 苦情窓口 (担当者)

職 名 拠点管理者 松岡 弘子 解決責任者 在宅1課課長 松岡 文子

電 話 082-831-2282 F a x 082-877-3363

ホームページ <http://www.fujicare.jp/>

受 付 時 間 午前8時30分～午後5時30分 (時間外対応も行っています)

業 務 日 原則として、月曜日～金曜日 (この曜日以外でも対応しています)

- ・ 当事業所以外におけるお客様相談窓口

- 広島市介護保険課 苦情相談窓口

電話：082-504-2183、Fax：082-504-2136

- 各区 福祉課高齢介護係 市外局番は全て(082)です

区	電話番号	Fax 番号	区	電話番号	Fax 番号
中	504-2478	504-2175	安佐南	831-4943	870-2255
東	568-7732	568-7781	安佐北	819-0621	819-0602
南	250-4138	254-9184	安芸	821-2823	821-2832
西	294-6585	233-9621	佐伯	943-9730	923-1611

- 広島県国民健康保険団体連合会

e-mail : info@hiroshima-kokuhoren.or.jp

電話：082-554-0782、Fax：082-511-9126

当事業所は訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面にに基づきサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

9. 緊急時の対応方法

- (1) 事業所の従業者は、利用者に症状の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるように努めます。
- (2) 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

11. 虐待の防止のための措置について

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる。研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促し、虐待を未然に防止する。
- (2) 虐待またはセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見し対応できるよう、虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知をする。
- (3) 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、通報の手続きが迅速かつ適切に行われ市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する。
虐待防止検討委員会では、虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること、虐待防止のための指針の整備に関すること、虐待の防止のための職員研修の内容に関すること、虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること、従業者が高齢者虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること、虐待等が発生した場合その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関することを検討する。
- (5) 虐待防止のための指針を整備する。
- (6) 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的を実施する。
- (7) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く

虐待防止に関する責任者	在宅2課課長 末弘千恵
虐待防止に関する担当者	管理者 小林奈美

12. 身体拘束について

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は致しません。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除きます。）

1 3. 秘密の保持と個人情報保護について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を、正当な理由もなく第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1 4. 災害等不可抗力

(1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合があります。

(2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについて、利用者は所定のサービス料金を支払うものとします。

(3) 災害時の連絡体制

①従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行います。

②必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

1 5. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

1 6. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 禁止行為

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

2025 年 月 日

事業所名 訪問看護ステーションふじ川内

説明者 職種 看護師

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意をした。

2025 年 月 日

利用者

住所

氏名 _____ 印

代理人または
利用者家族

住所

氏名 _____ 印

訪問看護ステーションふじ川内 訪問看護料金表（介護保険）

1、基本料金

サービス内容	項目	訪問看護 単位	介護予防訪問看護 単位
訪問看護	20分未満	314単位	303単位
	30分未満	471単位	451単位
	30分以上1時間未満	823単位	794単位
	1時間以上1時間30分未満	1128単位	1090単位
理学療法士等による訪問看護	20分未満	294単位 *1日3回以上の場合は90/100	284単位 *1日3回以上の場合は50/100

備考

- ・介護保険関連の法令（令和6年6月1日改正）に基づき定められた料金です。
- ・准看護師が訪問する場合は所定単位数の90/100を算定します。
- ・料金は介護報酬告示額に広島市の地域加算 1単位=10.70円を乗じて算出しています。
- ・利用料の負担額は、利用者の介護保険負担割合証により算定します。
- ・被爆者健康手帳等をお持ちの方は介護給付の自己負担が公費負担されます。
- ・平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外でサービスを行う場合は次の割合で割増されます。
 早朝（午前6時から8時まで）：25%増 夜間（午後6時から10時まで）：25%増
 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%増
- ・厚生労働大臣が定める次の基準に該当する場合は、1回につき8単位を所定単位数から減算する（※）
 1. 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
 2. 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと
- ・理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護費の減算（※）を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算をしていない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する

2、加算

項目	単位
初回加算Ⅰ ※1	350単位
初回加算Ⅱ ※2	300単位
緊急時訪問看護加算Ⅰ ※3	600単位
緊急時訪問看護加算Ⅱ ※4	574単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ ※5	6単位/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ ※6	3単位/回
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位/月
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位/月
退院時共同指導加算	600単位
複数名訪問看護加算（Ⅰ） 30分未満の場合	254単位
複数名訪問看護加算（Ⅰ） 30分以上の場合	402単位
複数名訪問看護加算（Ⅱ） 30分未満の場合	201単位
複数名訪問看護加算（Ⅱ） 30分以上の場合	317単位
長時間訪問看護加算	300単位
特別管理加算Ⅰ ※7	500単位
特別管理加算Ⅱ ※8	250単位
ターミナルケア加算	2,500単位
口腔連携強化加算	50単位/回

備考

- ・初回加算は過去2か月間において、当該訪問看護ステーションから訪問看護（医療保険の訪問看護も含む）の提供を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。
 - ※1 退院、退所した日に初回訪問
 - ※2 退院翌日以降に初回訪問
- ・※3 ○次に掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (1) 利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事。
 - (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事。
- ・※4 ○緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の（1）に該当するものであること。
- ・※5 ○次に掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (1) 指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施または実施を予定している事
 - (2) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的で開催する事
 - (3) 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施する事
 - (4) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること
- ・※6 ○次に掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (1) サービス提供体制強化加算の（1）～（3）までに掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (2) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること
- ・特別管理加算 特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合に算定
 - ※7 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態にある方
 - ※8 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方
- ・ターミナルケア加算 以下の要件を満たした場合に算定する
 - (1) 24時間連絡・訪問体制を整備していること
 - (2) ターミナルケア体制を届けていること
 - (3) 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること
 - (4) 主治医との連携の元に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること
 - (5) ターミナルケアの提供について、利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること
 - (6) 訪問看護においてターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関に搬送し、24時間以内に死亡が確認される等

3、その他の料金

項目	料金
訪問の往復にかかる交通費	通常のサービス提供地域を超える場合 実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり50円を頂きます
エンゼルケア（死後の処置）	11,000円（税込み）/回
介護保険外・医療保険対象外サービス	5,500円（税込み）/ 30分
キャンセル料	利用予定日の当日にキャンセルの場合 利用者負担金の100%

訪問看護ステーションふじ川内 訪問看護料金表（医療保険）

- ・利用料の自己負担額は、利用者の加入保険の自己負担割合により算定します。
- ・75歳以上の場合は後期高齢者医療の対象となります。
- ・介護保険利用の方でも次の場合は自動的に医療保険に変更になります。
 - (1) 厚生労働大臣が認める疾病等の場合
 - (2) 症状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
 - (3) 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

1、基本料金

項目		金額	
		正看護師 理学療法士等	准看護師
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日につき）	週3回まで	5,550円	5,050円
	週4日目以降	6,550円	6,050円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （1日につき）	同一日に2人 週3回まで	5,550円	5,050円
	同一日に2人 週4日目以降	6,550円	6,050円
	同一日に3人以上 週3回まで	2,780円	2,530円
	同一日に3人以上 週4日目以降	3,280円	3,030円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		8,500円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	30分未満	4,250円
		30分以上	5,550円
	週4日目以降	30分未満	5,100円
		30分以上	6,550円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	週3日まで	30分未満	2,130円
		30分以上	2,780円
	週4日目以降	30分未満	2,550円
		30分以上	3,280円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）		8,500円	
訪問看護ベースアップ評価料		（Ⅰ）	780円
		（Ⅱ）1	10円
		（Ⅱ）2	20円
		（Ⅱ）10	100円
		（Ⅱ）11	150円
		（Ⅱ）18	500円

2、各種加算料金

項目	金額	
緊急訪問看護加算（1日につき）	イ 月14日目まで	2,650円
	ロ 月15日目以降	2,000円
早朝・夜間訪問看護加算	2,100円	
深夜訪問看護加算	4,200円	
難病等複数訪問看護加算	1日2回の訪問	4,500円
	1日3回以上の訪問	8,000円
長時間訪問看護加算（週1回に限り）	5,200円	
複数名訪問看護加算	看護師（週1回に限り）	4,500円
	准看護師（週1回に限り）	3,800円
	看護補助者（週3回に限り）	3,000円
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	7,670円
	月の2日目以降の訪問	3,000円
24時間対応体制加算（1月につき）	イ	6,800円
	ロ	6,520円
特別管理加算（1月につき）	※9	5,000円
	※10	2,500円
退院時共同指導加算（1月につき）	8,000円	
退院支援指導加算	6,000円	
特別管理指導加算	2,000円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円	
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	25,000円	
訪問看護ターミナル療養費Ⅱ	10,000円	

※9 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態にある方

※10 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方

承諾書

訪問看護ステーションふじ川内

訪問看護ステーションふじ川内 管理者 殿

緊急時訪問看護加算/24時間対応体制加算

- ・利用者やその家族等からの電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の対応を行うことができる体制を評価する加算

特別管理加算Ⅰ

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
 ・気管カニューレを使用している状態
 ・留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
 ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
 ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
 ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
①NPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度
②DESIGN-R分類D3,D4またはD5
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※上記の特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護を実施する。

指定訪問看護の利用にあたり、上記加算を算定する事に同意します。

契約日： 2025 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他

- (1) 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- (2) ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- (3) 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 2025 年 月 日

（事業者）訪問看護ステーションふじ川内 様

（利用者） 住所 広島市安佐南区川内一丁目 14 番 35-6 号

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

訪問看護ステーションふじ段原 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが設置する訪問看護ステーションふじ段原（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条

- 1 この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 指定訪問看護等の提供に当たっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションふじ段原
- (2) 所在地 広島市南区金屋町4番17号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

(1) 管理者 看護師 1名(常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護等が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 常勤換算2.5名以上

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき指定訪問看護等に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

サービス提供は、利用者の状況に応じ営業日以外も対応する。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

ただし、利用者の状況に応じ、時間外も対応する。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護等は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護等

(3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり50円とする。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問看護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

1. 広島市南区で元宇品町・出島・似島町・向洋大原町・向洋新町、月見町、向洋沖町、向洋中町、向洋本町を除いた範囲
2. 広島市中区で江波沖町、江波南、江波栄町、江波二本松、江波本町、江波東、舟入南、舟入川口町、舟入西川口町、舟入幸町、舟入本町、舟入中町、光南、南吉島を除いた範囲
3. 広島市東区で山根町、愛宕町、曙町、尾長西1丁目～2丁目、尾長東1丁目～3丁目、尾長町、上大須賀町、東蟹屋町、西蟹屋、南蟹屋、東山町、光が丘、光町1丁目～2丁目、二葉の里1丁目～3丁目、若草町

（衛生管理等）

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第11条

- 1 指定訪問看護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条

1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止等のための措置に関する事項)

第14条

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる。研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促し、虐待を未然に防止する。
- 2 虐待またはセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見し対応できるよう、虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知をする。
- 3 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、通報の手続きが迅速かつ適切に行われ市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。
- 4 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
虐待防止検討委員会では、虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること、虐待防止のための指針の整備に関すること、虐待の防止のための職員研修の内容に関すること、虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること、従業者が高齢者虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること、虐待等が発生した場合その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関することを検討する。
- 5 虐待防止のための指針を整備する。
- 6 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的実施する。

7 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束)

第15条 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はしないものとする。(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除きます。)

(災害等不可抗力)

第16条

(1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合がある。

(2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについて、利用者は所定のサービス料金を支払うものとする。

(3) 災害時の連絡体制

① 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行うものとする。

② 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行うものとする。

(第三者による評価の実施状況)

第17条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年6回以上

(3) 管理者研修 年1回以上

(4) その他の研修 必要に応じ随時、実施する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護等の提供をさせないものとする。

5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

令和2年4月1日改定

令和2年9月1日改定

令和3年4月1日改定

令和3年8月1日改定

令和5年9月1日改定

令和7年4月1日改定

訪問看護／介護予防訪問看護 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社不二ビルサービス
主たる事務所の所在地	広島県広島市西区楠木町4丁目8番12号
法人種別	営利法人
代表者名	濱野上 隆志
設立年月日	昭和33年 4月 24日
電話番号	082-962-8912
ファックス番号	082-962-8913
ホームページアドレス	www.fujibiru.co.jp/

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションふじ段原
所在地	広島県広島市南区金屋町4番17号
電話番号	082-567-5873
ファックス番号	082-567-5874
事業所番号	3460190782
開設年月日	平成28年 4月 1日
管理者の氏名	松岡 忍
サービス提供地域	<p>広島市南区：元字品町・出島・似島町・向洋大原町 向洋新町、月見町、向洋沖町、向洋中町、向洋本町を 除いた範囲</p> <p>広島市中区：江波沖町、江波南、江波栄町、江波二本松、 江波本町、江波東、舟入南、舟入川口町、舟入西川口町、 舟入幸町、舟入本町、舟入中町、光南、南吉島を除いた範囲</p> <p>広島市東区：山根町、愛宕町、曙町、尾長西1丁目～ 2丁目、尾長東1丁目～3丁目、尾長町、上大須賀町、 東蟹屋町、西蟹屋、南蟹屋、東山町、光が丘、光町1丁目～ 2丁目、二葉の里1丁目～3丁目、若草町</p> <p>※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください</p>

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	株式会社不二ビルサービスが設置する訪問看護ステーションふじ段原（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等の提供を確
-------	--

	保することを目的とする。
運営の方針	<p>1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。</p> <p>2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
【管理者兼看護職員】 看護師	1名	常勤 1名
【看護職員】 看護師	2名	常勤 2名

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月30日～1月3日は除く）
営業時間	8：30～17：30 電話等により、24時間 常時連絡が可能な体制をとります

6. 提供するサービス内容

(1) 訪問看護は利用者の居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき以下のようなサービスを行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置

- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

(1) 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(詳しくは別紙参照)

(2) 支払方法

ご利用者様の負担金その他の費用は、原則として、利用月の翌月27日に、指定口座より自動引き落としさせていただきます。(土日の場合は翌営業日/手数料は当社負担)

8. サービスの苦情相談窓口

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

・ 苦情窓口 (担当者)

職 名 管理者 松岡 忍 解決責任者 在宅1課課長 松岡 文子

電 話 082-567-5873 F a x 082-567-5874

ホームページ <http://www.fujicare.jp/>

受 付 時 間 午前8時30分～午後5時30分 (時間外対応も行っています)

業 務 日 原則として、月曜日～金曜日 (この曜日以外でも対応しています)

・ 当事業所以外におけるお客様相談窓口

● 広島市介護保険課 苦情相談窓口

電話：082-504-2183、Fax：082-504-2136

● 各区 福祉課高齢介護係 市外局番は全て(082)です

区	電話番号	Fax 番号	区	電話番号	Fax 番号
中	504-2478	504-2175	安佐南	831-4943	870-2255
東	568-7732	568-7781	安佐北	819-0621	819-0602
南	250-4138	254-9184	安芸	821-2823	821-2832
西	294-6585	233-9621	佐伯	943-9730	923-1611

● 広島県国民健康保険団体連合会

e-mail : info@hiroshima-kokuhoren.or.jp

電話：082-554-0782、Fax：082-511-9126

当事業所は訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づきサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

9. 緊急時の対応方法

(1) 事業所の従業者は、利用者に症状の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるように努めます。

(2) 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

11. 虐待の防止のための措置について

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。

虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。

個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。

運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。

- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。

虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。

- (3) 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。

情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。

- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。

- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。

- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。

利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。

- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。

- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

- (9) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定する。

虐待防止に関する責任者	拠点管理者 阿波 順子
虐待防止に関する担当者	管理者 松岡 忍

12. 身体拘束について

身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は致しません。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除きます。）

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を、正当な理由もなく第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1 4. 災害等不可抗力

(1) 本契約の有効期間中、地震、水害、火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合があります。

(2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについて、利用者は所定のサービス料金を支払うものとします。

(3) 災害時の連絡体制

①従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行います。

②必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

1 5. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

1 6. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 禁止行為

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

当事業所は訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づきサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業所名 訪問看護ステーションふじ段原

説明者 職種 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意をした。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人または 住所 _____
利用者家族

氏名 _____ 印

訪問看護ステーションふじ段原 訪問看護料金表（介護保険）

1、基本料金

サービス内容	項目	訪問看護 単位	介護予防訪問看護 単位
訪問看護	20分未満	314単位	303単位
	30分未満	471単位	451単位
	30分以上1時間未満	823単位	794単位
	1時間以上1時間30分未満	1128単位	1090単位
理学療法士等による訪問看護	20分未満	294単位 *1日3回以上の場合は90/100	284単位 *1日3回以上の場合は50/100

備考

- ・介護保険関連の法令（令和6年6月1日改正）に基づき定められた料金です。
- ・准看護師が訪問する場合は所定単位数の90/100を算定します。
- ・料金は介護報酬告示額に広島市の地域加算 1単位=10.70円を乗じて算出しています。
- ・利用料の負担額は、利用者の介護保険負担割合証により算定します。
- ・被爆者健康手帳等をお持ちの方は介護給付の自己負担が公費負担されます。
- ・平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外でサービスを行う場合は次の割合で割増されます。
 早朝（午前6時から8時まで）：25%増 夜間（午後6時から10時まで）：25%増
 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%増
- ・厚生労働大臣が定める次の基準に該当する場合は、1回につき8単位を所定単位数から減算する（※）
 1. 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
 2. 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと
- ・理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護費の減算（※）を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算をしていない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する

2、加算

項目	単位
初回加算Ⅰ ※1	350単位
初回加算Ⅱ ※2	300単位
緊急時訪問看護加算Ⅰ ※3	600単位
緊急時訪問看護加算Ⅱ ※4	574単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ ※5	6単位/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ ※6	3単位/回
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位/月
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位/月
退院時共同指導加算	600単位
複数名訪問看護加算（Ⅰ） 30分未満の場合	254単位
複数名訪問看護加算（Ⅰ） 30分以上の場合	402単位
複数名訪問看護加算（Ⅱ） 30分未満の場合	201単位
複数名訪問看護加算（Ⅱ） 30分以上の場合	317単位
長時間訪問看護加算	300単位
特別管理加算Ⅰ ※7	500単位
特別管理加算Ⅱ ※8	250単位
ターミナルケア加算	2,500単位
口腔連携強化加算	50単位/回

備考

- ・初回加算は過去2か月間において、当該訪問看護ステーションから訪問看護（医療保険の訪問看護も含む）の提供を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。
 - ※1 退院、退所した日に初回訪問
 - ※2 退院翌日以降に初回訪問
- ・※3 ○次に掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (1) 利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事。
 - (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事。
- ・※4 ○緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の（1）に該当するものであること。
- ・※5 ○次に掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (1) 指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施または実施を予定している事
 - (2) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的で開催する事
 - (3) 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施する事
 - (4) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること
- ・※6 ○次に掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (1) サービス提供体制強化加算の（1）～（3）までに掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (2) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること
- ・特別管理加算 特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合に算定
 - ※7 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態にある方
 - ※8 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方
- ・ターミナルケア加算 以下の要件を満たした場合に算定する
 - (1) 24時間連絡・訪問体制を整備していること
 - (2) ターミナルケア体制を届けていること
 - (3) 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること
 - (4) 主治医との連携の元に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること
 - (5) ターミナルケアの提供について、利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること
 - (6) 訪問看護においてターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関に搬送し、24時間以内に死亡が確認される等

3、その他の料金

項目	料金
訪問の往復にかかる交通費	通常のサービス提供地域を超える場合 実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり50円を頂きます
エンゼルケア（死後の処置）	11,000円（税込み）/回
介護保険外・医療保険対象外サービス	5,500円（税込み）/ 30分
キャンセル料	利用予定日の当日にキャンセルの場合 利用者負担金の100%

訪問看護ステーションふじ段原 訪問看護料金表（医療保険）

- ・利用料の自己負担額は、利用者の加入保険の自己負担割合により算定します。
- ・75歳以上の場合は後期高齢者医療の対象となります。
- ・介護保険利用の方でも次の場合は自動的に医療保険に変更になります。
 - (1) 厚生労働大臣が認める疾病等の場合
 - (2) 症状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
 - (3) 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

1、基本料金

項目		金額	
		正看護師 理学療法士等	准看護師
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日につき）	週3回まで	5,550円	5,050円
	週4日目以降	6,550円	6,050円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （1日につき）	同一日に2人 週3回まで	5,550円	5,050円
	同一日に2人 週4日目以降	6,550円	6,050円
	同一日に3人以上 週3回まで	2,780円	2,530円
	同一日に3人以上 週4日目以降	3,280円	3,030円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		8,500円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	30分未満	4,250円
		30分以上	5,550円
	週4日目以降	30分未満	5,100円
		30分以上	6,550円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	週3日まで	30分未満	2,130円
		30分以上	2,780円
	週4日目以降	30分未満	2,550円
		30分以上	3,280円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）		8,500円	
訪問看護ベースアップ評価料		（Ⅰ）	780円
		（Ⅱ）1	10円
		（Ⅱ）2	20円
		（Ⅱ）10	100円
		（Ⅱ）11	150円
		（Ⅱ）18	500円

2、各種加算料金

項目	金額	
緊急訪問看護加算（1日につき）	イ 月14日目まで	2,650円
	ロ 月15日目以降	2,000円
早朝・夜間訪問看護加算	2,100円	
深夜訪問看護加算	4,200円	
難病等複数訪問看護加算	1日2回の訪問	4,500円
	1日3回以上の訪問	8,000円
長時間訪問看護加算（週1回に限り）	5,200円	
複数名訪問看護加算	看護師（週1回に限り）	4,500円
	准看護師（週1回に限り）	3,800円
	看護補助者（週3回に限り）	3,000円
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	7,670円
	月の2日目以降の訪問	3,000円
24時間対応体制加算（1月につき）	イ	6,800円
	ロ	6,520円
特別管理加算（1月につき）	※9	5,000円
	※10	2,500円
退院時共同指導加算（1月につき）	8,000円	
退院支援指導加算	6,000円	
特別管理指導加算	2,000円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円	
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	25,000円	
訪問看護ターミナル療養費Ⅱ	10,000円	

※9 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態にある方

※10 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方

承諾書

訪問看護ステーションふじ段原

訪問看護ステーションふじ川内 管理者 殿

緊急時訪問看護加算/24時間対応体制加算

- ・利用者やその家族等からの電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の対応を行うことができる体制を評価する加算

特別管理加算Ⅰ

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
 ・気管カニューレを使用している状態
 ・留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
 ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
 ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
 ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態

- ・真皮を越える褥瘡の状態
 ①NPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度
 ②DESIGN-R分類D3,D4またはD5

- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※上記の特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護を実施する。

指定訪問看護の利用にあたり、上記加算を算定する事に同意します。

契約日： 年 月 日

利用者 住所 _____

 氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

 氏名 _____ 印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を守り、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他

- (1) 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- (2) ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- (3) 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）訪問看護ステーションふじ段原 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

訪問看護ステーションふじ観音 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが設置する訪問看護ステーションふじ観音（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条

- 1 この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 指定訪問看護等の提供に当たっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションふじ観音
- (2) 所在地 広島市西区南観音八丁目11番29号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

(1) 管理者 看護師 1名 (常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護等が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 常勤換算2.5名以上

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき指定訪問看護等に当たる。

(3) 作業療法士 1名 (非常勤1名)

作業療法士は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、5月3日から5月5日・12月30日から1月3日までを除く。

サービス提供は、利用者の状況に応じ営業日以外も対応する。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

ただし、利用者の状況に応じ、時間外も対応する。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護等は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護等

(3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり50円とする。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問看護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市西区、南区(似島町除く)、中区全域とする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条

- 1 指定訪問看護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問看護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導

又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止等のための措置に関する事項)

第14条

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる。研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促し、虐待を未然に防止する。
- 2 虐待またはセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見し対応できるよう、虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知をする。
- 3 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報し、通報の手続きが迅速かつ適切に行われ市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。
- 4 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
虐待防止検討委員会では、虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事、虐待防止のための指針の整備に関する事、虐待の防止のための職員研修の内容に関する事、虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関する事、従業者が高齢者虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事、虐待等が発生した場合その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関する事を検討する。
- 5 虐待防止のための指針を整備する。
- 6 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的実施する。
- 7 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束)

- 第15条 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は致しません。(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除きます。)

(災害等不可抗力)

第16条

- (1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについて、利用者は所定のサービス料金を支払うものとします。
- (3) 災害時の連絡体制
 - ① 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行います。
 - ② 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

(第三者による評価の実施状況)

第17条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上
- (3) 管理者研修 年1回以上

(4) その他の研修 必要に応じ随時、実施する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護等の提供をさせないものとする。

5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

訪問看護／介護予防訪問看護 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社不二ビルサービス
主たる事務所の所在地	広島県広島市西区楠木町四丁目8番12号
法人種別	営利法人
代表者名	濱野上 隆志
設立年月日	昭和33年 4月24日
電話番号	082-962-8912
ファックス番号	082-962-8913
ホームページアドレス	www.fujibiru.co.jp/

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションふじ観音
所在地	広島県広島市西区南観音八丁目11番29号
電話番号	082-532-2028
ファックス番号	082-532-7289
事業所番号	
開設年月日	2025年 4月 1日
管理者の氏名	松岡 弘子
サービス提供地域	広島市西区、南区（似島町除く）、中区全域 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	株式会社不二ビルサービスが設置する訪問看護ステーションふじ観音（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。

	<p>3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
--	---

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
【管理者】	1名	常勤1名
【看護職員】		
看護師	3名	常勤 2名（看護師1名は管理者兼務） 非常勤1名
准看護師	0名	常勤 0名 非常勤0名
【理学療法士】	0名	常勤0名
【作業療法士】	1名	非常勤1名

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・訪問看護員は、訪問看護業務に当たる。

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し5月3日～5月5日・12月30日～1月3日は除く）
営業時間	8：30～17：30 電話等により、24時間 常時連絡が可能な体制をとります

6. 提供するサービス内容

(1) 訪問看護は利用者の居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき以下のようなサービスを行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護

- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

(1) 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
(詳しくは別紙参照)

(2) 支払方法

ご利用者様の負担金その他の費用は、原則として、利用月の翌月27日に、指定口座より自動引き落としさせていただきます。(土日の場合は翌営業日/手数料は当社負担)

8. サービスの苦情相談窓口

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

・ 苦情窓口 (担当者)

職 名 管理者 松岡 弘子 解決責任者 在宅2課課長 末弘 千恵
 電 話 082-532-2028 Fax 082-532-7289
 ホームページ <http://www.fujicare.jp/>
 受付時間 午前8時30分～午後5時30分 (時間外対応も行っています)
 業務日 原則として、月曜日～金曜日 (この曜日以外でも対応しています)

・ 当事業所以外におけるお客様相談窓口

● 広島市介護保険課 苦情相談窓口

電話：082-504-2183、Fax：082-504-2136

● 各区 福祉課高齢介護係 市外局番は全て(082)です

区	電話番号	Fax 番号	区	電話番号	Fax 番号
中	504-2478	504-2175	安佐南	831-4943	870-2255
東	568-7732	568-7781	安佐北	819-0621	819-0602
南	250-4138	254-9184	安芸	821-2823	821-2832
西	294-6585	233-9621	佐伯	943-9730	923-1611

● 広島県国民健康保険団体連合会

e-mail : info@hiroshima-kokuhoren.or.jp

電話：082-554-0782、Fax：082-511-9126

当事業所は訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面にに基づきサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

9. 緊急時の対応方法

- (1) 事業所の従業者は、利用者に症状の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるように努めます。
- (2) 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・ 加入保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

1 1. 虐待の防止のための措置について

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる。
研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促し、虐待を未然に防止する。
- (2) 虐待またはセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見し対応できるよう、虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知をする。
- (3) 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、通報の手続きが迅速かつ適切に行われ市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する。
虐待防止検討委員会では、虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること、虐待防止のための指針の整備に関すること、虐待の防止のための職員研修の内容に関すること、虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること、従業者が高齢者虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること、虐待等が発生した場合その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関することを検討する。
- (5) 虐待防止のための指針を整備する。
- (6) 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的を実施する。
- (7) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く

虐待防止に関する責任者	在宅2課課長	末弘 千恵
虐待防止に関する担当者	管理者	松岡 弘子

1 2. 身体拘束について

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は致しません。（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除きます。）

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を、正当な理由もなく第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

14. 災害等不可抗力

- (1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからず理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについて、利用者は所定のサービス料金を支払うものとします。
- (3) 災害時の連絡体制
 - ①従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状等に応じて必要な訪問を行います。
 - ②必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。

15. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

16. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 禁止行為
 - ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

2025年 月 日

事業所名 訪問看護ステーションふじ観音

説明者 職種 看護師

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意をした。

2025年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人または 住所
利用者家族

氏名 印

訪問看護ステーションふじ観音 訪問看護料金表（介護保険）

1、基本料金

サービス内容	項目	訪問看護 単位	介護予防訪問看護 単位
訪問看護	20分未満	314単位	303単位
	30分未満	471単位	451単位
	30分以上1時間未満	823単位	794単位
	1時間以上1時間30分未満	1128単位	1090単位
理学療法士等による訪問看護	20分未満	294単位 *1日3回以上の場合は90/100	284単位 *1日3回以上の場合は50/100

備考

- ・介護保険関連の法令（令和6年6月1日改正）に基づき定められた料金です。
- ・准看護師が訪問する場合は所定単位数の90/100を算定します。
- ・料金は介護報酬告示額に広島市の地域加算 1単位=10.70円を乗じて算出しています。
- ・利用料の負担額は、利用者の介護保険負担割合証により算定します。
- ・被爆者健康手帳等をお持ちの方は介護給付の自己負担が公費負担されます。
- ・平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外でサービスを行う場合は次の割合で割増されます。
 早朝（午前6時から8時まで）：25%増 夜間（午後6時から10時まで）：25%増
 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%増
- ・厚生労働大臣が定める次の基準に該当する場合は、1回につき8単位を所定単位数から減算する（※）
 1. 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
 2. 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと
- ・理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護費の減算（※）を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算をしていない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する

2、加算

項目	単位
初回加算Ⅰ ※1	350単位
初回加算Ⅱ ※2	300単位
緊急時訪問看護加算Ⅰ ※3	600単位
緊急時訪問看護加算Ⅱ ※4	574単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ ※5	6単位/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ ※6	3単位/回
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位/月
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位/月
退院時共同指導加算	600単位
複数名訪問看護加算（Ⅰ） 30分未満の場合	254単位
複数名訪問看護加算（Ⅰ） 30分以上の場合	402単位
複数名訪問看護加算（Ⅱ） 30分未満の場合	201単位
複数名訪問看護加算（Ⅱ） 30分以上の場合	317単位
長時間訪問看護加算	300単位
特別管理加算Ⅰ ※7	500単位
特別管理加算Ⅱ ※8	250単位
ターミナルケア加算	2,500単位
口腔連携強化加算	50単位/回

備考

- ・初回加算は過去2か月間において、当該訪問看護ステーションから訪問看護（医療保険の訪問看護も含む）の提供を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。
 - ※1 退院、退所した日に初回訪問
 - ※2 退院翌日以降に初回訪問
- ・※3 ○次に掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (1) 利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事。
 - (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事。
- ・※4 ○緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の（1）に該当するものであること。
- ・※5 ○次に掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (1) 指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施または実施を予定している事
 - (2) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的で開催する事
 - (3) 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施する事
 - (4) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること
- ・※6 ○次に掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (1) サービス提供体制強化加算の（1）～（3）までに掲げる基準のいずれにも適合する事
 - (2) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること
- ・特別管理加算 特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合に算定
 - ※7 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態にある方
 - ※8 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方
- ・ターミナルケア加算 以下の要件を満たした場合に算定する
 - (1) 24時間連絡・訪問体制を整備していること
 - (2) ターミナルケア体制を届けていること
 - (3) 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること
 - (4) 主治医との連携の元に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること
 - (5) ターミナルケアの提供について、利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること
 - (6) 訪問看護においてターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関に搬送し、24時間以内に死亡が確認される等

3、その他の料金

項目	料金
訪問の往復にかかる交通費	通常のサービス提供地域を超える場合 実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり50円を頂きます
エンゼルケア（死後の処置）	11,000円（税込み）/回
介護保険外・医療保険対象外サービス	5,500円（税込み）/ 30分
キャンセル料	利用予定日の当日にキャンセルの場合 利用者負担金の100%

訪問看護ステーションふじ観音 訪問看護料金表（医療保険）

- ・利用料の自己負担額は、利用者の加入保険の自己負担割合により算定します。
- ・75歳以上の場合は後期高齢者医療の対象となります。
- ・介護保険利用の方でも次の場合は自動的に医療保険に変更になります。
 - (1) 厚生労働大臣が認める疾病等の場合
 - (2) 症状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
 - (3) 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

1、基本料金

項目		金額	
		正看護師 理学療法士等	准看護師
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日につき）	週3回まで	5,550円	5,050円
	週4日目以降	6,550円	6,050円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （1日につき）	同一日に2人 週3回まで	5,550円	5,050円
	同一日に2人 週4日目以降	6,550円	6,050円
	同一日に3人以上 週3回まで	2,780円	2,530円
	同一日に3人以上 週4日目以降	3,280円	3,030円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		8,500円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	30分未満	4,250円
		30分以上	5,550円
	週4日目以降	30分未満	5,100円
		30分以上	6,550円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	週3日まで	30分未満	2,130円
		30分以上	2,780円
	週4日目以降	30分未満	2,550円
		30分以上	3,280円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）		8,500円	
訪問看護ベースアップ評価料		（Ⅰ）	780円
		（Ⅱ）1	10円
		（Ⅱ）2	20円
		（Ⅱ）10	100円
		（Ⅱ）11	150円
		（Ⅱ）18	500円

2、各種加算料金

項目	金額	
緊急訪問看護加算（1日につき）	イ 月14日目まで	2,650円
	ロ 月15日目以降	2,000円
早朝・夜間訪問看護加算	2,100円	
深夜訪問看護加算	4,200円	
難病等複数訪問看護加算	1日2回の訪問	4,500円
	1日3回以上の訪問	8,000円
長時間訪問看護加算（週1回に限り）	5,200円	
複数名訪問看護加算	看護師（週1回に限り）	4,500円
	准看護師（週1回に限り）	3,800円
	看護補助者（週3回に限り）	3,000円
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	7,670円
	月の2日目以降の訪問	3,000円
24時間対応体制加算（1月につき）	イ	6,800円
	ロ	6,520円
特別管理加算（1月につき）	※9	5,000円
	※10	2,500円
退院時共同指導加算（1月につき）	8,000円	
退院支援指導加算	6,000円	
特別管理指導加算	2,000円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円	
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	25,000円	
訪問看護ターミナル療養費Ⅱ	10,000円	

※9 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態にある方

※10 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方

承諾書

訪問看護ステーションふじ観音

訪問看護ステーションふじ観音 管理者 殿

緊急時訪問看護加算/24時間対応体制加算

- ・利用者やその家族等からの電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の対応を行うことができる体制を評価する加算

特別管理加算Ⅰ

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
 ・気管カニューレを使用している状態
 ・留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
 ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
 ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
 ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
①NPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度
②DESIGN-R分類D3,D4またはD5
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※上記の特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護を実施する。

指定訪問看護の利用にあたり、上記加算を算定する事に同意します。

契約日： 2025 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

福祉用具ステーション ふじ川内 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが開設する福祉用具ステーション ふじ川内（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要支援または要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行うことにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福祉用具ステーション ふじ川内
- (2) 所在地 広島市安佐南区川内一丁目15番24号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名 常勤職員（福祉用具専門相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たるものとする。
- (2) 福祉用具専門相談員4名（常勤職員2名（内管理者兼務1名）、非常勤職員2名）
福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 通常は午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、利用者の希望等により、必要に応じて時間外の営業を行うことがある。

(特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第6条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

- 2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(取り扱う種目)

第7条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 特殊尿器
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分
- (6) 自動排泄処理装置の交換部品等

(利用料等)

第8条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供した場合は、現に当該福祉用具の購入に要した費用の額等の支払いを受けるものとする。

- 2 品目ごとの販売費用の額等は、目録に記載し、事務所に備え付けるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに20円徴収する。
 - (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。
 - (1) 当該特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
 - (2) 提供した特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の種目及び品目の名称及び販売費用の額、その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - (3) 領収書
 - (4) 当該福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市・廿日市市・安芸郡府中町・海田町・熊野町・坂町の区域とする。

(利用者等の虐待の防止の為の措置)

第10条 (虐待防止等のための措置に関する事項)

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価(アンケート)等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修(認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等)を実施する。
- 3 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであることを検証し、目標とする介護(施設)の理念の決定と従業員間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。

- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第11条 事業所は、福祉用具専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

重要事項説明書（特定福祉用具販売版）

1 事業者の概要

名称・法人種別	株式会社 不二ビルサービス
代表者名	代表取締役 濱野上隆志
本社所在地	広島市西区楠木町四丁目8番12号
電話番号	082-962-8912
法人設立日	昭和33年4月24日

2 事業所の概要

事業の目的と運営方針	要介護、要支援状態にある方に対して、適切な福祉用具を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。 また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。 「ゆとりと安心、笑顔あふれる毎日のために」をモットーに、常時ご利用者の生活をサポートさせていただきます。介護に関する相談やお困り事に応じて、創意工夫致します。
事業所名	福祉用具ステーションふじ川内
サービスの種類	特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売
所在地	広島市安佐南区川内一丁目15番24号
事業所指定番号	広島県第3470206495
管理者	富田 祐介
事業所の電話番号	082-831-8911
事業の実施地域	広島市全区 廿日市市、安芸郡府中町・海田町・坂町・熊野町

3 事業所の職員体制等

職種	人員と職務内容
管理者	1名（常勤1名） 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
福祉用具専門相談員	3名（管理者兼務1名を含む） 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売の提供に当たっては、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定されかつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じると共に、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に関わる同意を得るものとします。

4 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日
休日	土曜日・日曜日、12月30日から1月3日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで 但し、ご利用者の希望等により、必要に応じて時間外の営業を行うことがある。

5 主となるサービス内容

- (1) 販売できる特定福祉用具は介護保険法で定める特定福祉用具販売の対象種目に限られます。
- ①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③自動排泄処理装置（交換部品等は除く） ④簡易浴槽
⑤ 移動用リフトのつり具の部分 ⑦歩行器 ⑧スロープ ⑨歩行補助つえ
⑩排泄予測支援機器
- (2) 特定福祉用具の選択にあたっては、福祉用具専門相談員が各機種の機能や取扱いについて説明します。
- (3) 特定福祉用具の納品に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、ご利用者の身体の状態等に応じて当該福祉用具の調整を行います。

6 利用料金

- (1) 利用料 当該福祉用具の購入価格は目録等の提示により決定します。
- (2) 交通費 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う（介護予防）特定福祉用具販売を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を超えた地点より片道1キロメートル当たり20円を実費として徴収します。
- (3) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費を徴収します。
- (4) 料金の支払い方法
- ①償還払い
ご利用者が、いったん費用の全額(10割分)を事業者支払い、その後、保険者に申請して自己負担分(1割または2割分)を除く保険給付分の支給を受けます。
- ②受領委任払い
自己負担分(1割、2割または3割分)を事業者支払い、保険給付分は給付費の受け取りを委任する手続きを行うことにより、保険者より事業者へ直接支払われます。
- ③自己負担分の支払い
請求金額は、ご利用翌月27日にご指定の口座から自動引き落としします。なお、27日が土日祝日の場合は、翌日以降の銀行営業日となります。また、口座振替にかかる手数料は弊社負担となります。

7 相談窓口、苦情対応

■サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

当事業所	苦情解決責任者 ケア事業部 係長 澄川 敦子 苦情受付担当者 管理者 富田 祐介 連絡先：082-831-8911 受付時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで
広島市 介護保険課	082-245-2183
広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0782
中区健康長寿課介護保険係	082-504-2478
東区健康長寿課介護保険係	082-568-7732
南区健康長寿課介護保険係	082-250-4138
西区健康長寿課介護保険係	082-294-6585
安佐南区健康長寿課介護保険係	082-831-4943
安佐北区健康長寿課介護保険係	082-819-0621
安芸区健康長寿課介護保険係	082-821-2823
佐伯区健康長寿課介護保険係	082-943-9730
廿日市市高齢者係	0829-30-9155
府中町高齢介護係	082-286-3235
坂町保険健康課	082-820-1504
熊野町福祉課	082-820-5605
海田町長寿保険課	082-554-0783

ご利用者又はご家族の方から苦情及び事故発生の連絡があった場合、迅速かつ円滑な処理が行える

ように、下記の処理体制を整備します。

- (1) 苦情・事故処理を迅速かつ円滑に行うため、苦情・事務処理窓口を設置します。
- (2) 苦情・事故処理担当者を配置します。
- (3) 苦情・事故処理窓口に入った情報は担当者が必ず受け、パソコン（専用シート）に打ち込みデータベースとして保存します。
- (4) 担当者は管理責任者と相談の上、ご利用者に支障をきたさないように、迅速に対応方針にそって処理を行います。
- (5) 同様な苦情及び事故発生が起こらないように検討会議を行いサービスの改善をします。

8 緊急事態発生時の対応

- (1) 訪問活動時等のご利用者の身体状況の急変等があった場合には、速やかにご利用者の関係者、担当居宅介護支援事業所、医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。
- (2) 本事業所はお客様に対し、自らが提供したサービスにおいて緊急の対応が必要になった場合、医療機関への連絡（119番通報）搬送の実施等必要な措置を講じた後、必要に応じ事故発生状況・内容の確認、ご家族・市町・居宅介護支援事業者への報告、事故発生原因の解明及び再発防止への措置、ご利用者への事故解決経過・結果の説明をします。

9 故障時の取り扱い

- (1) 万一故障が起きた場合、082-831-8911へご連絡ください。速やかに、修理・交換等の手配をします。
- (2) 但し、故意または間違った使い方による故障・破損の場合には、修理代金相当額を請求させていただきます場合があります。

10 損害賠償

- (1) 本事業所は、ご利用者に対する本サービスの提供にあたって本事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者又はそのご家族等の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、ご利用者またはそのご家族等に過失がある場合は、本事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- (2) 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- (3) 修理または復元が不可能な場合は原則として購入時の金額ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。
- (4) ご利用者またはそのご家族は、ご利用者またはそのご家族の攻めに帰すべき事由により、本事業所の従業者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

11 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 本事業所及び従業者は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族等の秘密及び個人情報について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関係機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
- (2) 本事業所はサービス提供上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。またその守秘義務は就業中はもとより退職後も同様とします。

12 虐待の防止の為の措置について

- (1) 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。
- (2) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有します。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定し、個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化します。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有します。
- (3) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備します。
虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実

施します。

- (4) 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化し、情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化します。
- (5) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業者間で共有をします。
- (6) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得します。
- (7) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施します。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- (8) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (9) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとします。
- (10) 成年後見制度の利用を支援します。

【説明確認欄】

年 月 日

特定福祉用具販売売買契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 広島市安佐南区川内一丁目15番24号
事業所名 福祉用具ステーションふじ川内
説明者 印

特定福祉用具販売売買契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けて同意しました。

利用者 住所
氏名 印

(上記代理人)住所
氏名 印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、福祉用具サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）福祉用具ステーションふじ川内 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

福祉用具ステーション ふじ川内 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが開設する福祉用具ステーション ふじ川内（以下「事業所」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の福祉用具専門相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス関係者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福祉用具ステーション ふじ川内
- (2) 所在地 広島市安佐南区川内一丁目15番24号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤職員 福祉用具専門相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 福祉用具専門相談員4名（常勤職員2名（内、管理者兼務1名）、非常勤職員2名）
福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更等を行い、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 通常は午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、利用者の希望等により、必要に応じて時間外の営業を行うことがある。

(福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第6条 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法は、次のとおりとする。

別添 福祉用具貸与業務フローチャート

(取り扱う種目)

第7条 事業所で取り扱う福祉用具の種目は、次のとおりとする。

- (1) 車椅子 (2) 車椅子付属品 (3) 特殊寝台 (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ予防用具 (6) 体位変換器 (7) 手すり (8) スロープ
- (9) 歩行器 (10) 歩行補助杖 (11) 認知症老人徘徊感知器
- (12) 移動用リフト（つり具の部分を除く） (13) 自動排泄処理装置（交換部品等は除く） (14) 介助用ベルト

(利用料その他の費用の額)

第8条 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 品目ごとの利用料は、目録に記載し、事業所に備え付けるものとする。
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点より路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 4 レンタル料金はその契約日が15日以前については半月分、16日以降の場合には1ヶ月分として徴収する。同様に解約日が15日以前については半月分、16日以降については1ヶ月分として徴収する。
ただし、契約日と解約日が同月内の場合には1ヶ月分を徴収する。
- 5 レンタル料金の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市、廿日市市、安芸郡府中町・海田町・熊野町・坂町の区域とする。

(利用者等の虐待の防止の為の措置)

第10条 (虐待防止等のための措置に関する事項)

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価(アンケート)等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修(認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等)を実施する。
- 3 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護(施設)の理念の決定と従業員間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、福祉用具専門相談員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内

- (2) 継続研修 年6回以上
- (3) その他の研修 必要に応じて随時、実施する
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の段階で誓約するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年11月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年1月1日から施行する。

重要事項説明書（福祉用具貸与版）

1 当社の概要

名称・法人種別	株式会社 不二ビルサービス
代表者名	代表取締役 濱野上隆志
本社所在地	広島市西区楠木町四丁目8番12号
電話番号	082-962-8912
業務の概要	訪問介護、福祉用具貸与・特定福祉用具販売、居宅介護支援、通所介護、特定施設入居者生活介護

2 事業所の概要

事業所名	福祉用具ステーションふじ川内
種類	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
所在地	広島市安佐南区川内一丁目15番24号
事業所指定番号	広島県第3470201942
管理者・連絡先	氏名： 富田 祐介 TEL： 082-831-8911
サービス提供地域	広島市全区 廿日市市、安芸郡府中町・海田町・坂町・熊野町

3 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名（常勤1名）
福祉用具専門相談員	3名（管理者と兼務1名）

- 管理者は、本事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも福祉用具貸与の提供にあたるものとします。また従業者に厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令を行います。
- 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与の提供にあたっては、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、貸与福祉用具が適切に選定されかつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じると共に、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、貸与費用等に関する情報を提供し、個別の福祉用具貸与の関わる同意を得るものとします。

4 営業時間

区 分	平 日	土曜日	日祭日
営業時間	8:30 ～ 17:30	休み	休み(12月30日～1月3日含む)

5 ご利用者様負担金、その他費用のご請求及びお支払い方法

- (1) ご利用者様負担金、その他の費用は、サービス提供ごとに計算し、ご利用月ごとの合計金額によりご請求します。
- (2) 請求書は月末集計し、ご利用月の翌月15日前後に、ご利用者宅へ郵送します。
- (3) ご利用者負担金、その他費用は、次のいずれかの方法にて月末までにお支払い下さい。ご相談のうえお決め頂きます。

- A 銀行振込み(期日までに利用者の方がお振込み願います。手数料はご利用者負担となります。)
- B 郵便振込み(期日までに利用者の方がお振込み願います。手数料は事業者負担となります。)
- C 銀行引き落とし

(4) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う（介護予防）指定福祉用具貸与に要した交通費は、その実費を徴収します。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点より路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収します。

6 当社のサービスの方針等

私どもは「ゆとりと安心、笑顔あふれる毎日のために」をモットーに、常時ご利用者の生活をサポートさせていただきます。介護に関する相談やお困り事に応じて、創意工夫します。

7 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

当社お客様相談コーナー	電話番号	082-831-8911
	FAX 番号	082-831-8910
	苦情並びに相談窓口担当者	富田 祐介
	苦情解決責任者	ケア事業部 係長 澄川 敦子
	対応時間	8:30~17:30
広島市 介護保険課		082-245-2111
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課		082-554-0783
中区健康長寿課介護保険係		082-504-2478
東区健康長寿課介護保険係		082-568-7732
南区健康長寿課介護保険係		082-250-4138
西区健康長寿課介護保険係		082-294-6585
安佐南区健康長寿課介護保険係		082-831-4943
安佐北区健康長寿課介護保険係		082-819-0621
安芸区健康長寿課介護保険係		082-821-2823
佐伯区健康長寿課介護保険係		082-943-9730
廿日市市高齢者係		0829-30-9155
府中町高齢介護係		082-286-3235
坂町保険健康課		082-820-1504
熊野町福祉課		082-820-5605
海田町長寿保険課		082-554-0783

ご利用者又はご家族の方から苦情及び事故発生の連絡があった場合、迅速かつ円滑な処理が行えるように、下記の処理体制を整備します。

- (1) 苦情・事故処理を迅速かつ円滑に行うため、苦情・事務処理窓口を設置しております。
- (2) 苦情・事故処理担当者を配置しております。
- (3) 苦情・事故処理窓口に入った情報は担当者が必ず受け、パソコン（専用シート）に打ち込みデータベースとして保存します。
- (4) 担当者は管理責任者と相談の上、ご利用者に支障をきたさないように、迅速に対応方針にそって処理を行います。
- (5) 同様な苦情及び事故発生が起らないように検討会議を行いサービスの改善をします。

8 緊急事態発生時の対応

- (1) 訪問活動時等のご利用者の身体状況の急変等があった場合には、速やかにご利用者の関係者、担当居宅介護支援事業者、医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。
- (2) 本事業所はご利用者に対し、自らが提供したサービスにおいて緊急の対応が必要になった場合、医療機関への連絡（119 番通報）搬送の実施等必要な措置を講じた後、必要に応じ事故発生状況・内容の確認、ご家族・市町・居宅介護支援事業所への報告、事故発生原因の解明及び再発防止への措置、ご利用者への事故解決経過・結果の説明をします。

9 故障時の取り扱い

- (1) 万一故障が起きた場合、082-831-8911 へご連絡ください。

速やかに、修理・交換等の手配を致します。

- (2) ただし、故意または間違った使い方による故障・破損の場合には、修理代金相当額を請求させて頂く場合があります

1 0 損害賠償

- (1) 本事業所は、ご利用者に対する本サービスの提供にあたって本事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、ご利用者またはそのご家族等に過失がある場合には、本事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- (2) 盗難・事故・火災天変地異等により、貸与商品が滅失（修理不能も含む）した場合、代替商品の購入代金相当額（資産計上されている商品については帳簿残額相当額）を請求します。
- (3) 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- (4) 修理または復元が不可能な場合は原則として購入時の金額ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。
- (5) ご利用者またはそのご家族は、ご利用者またはそのご家族の責めに帰すべき事由により、本事業所の従業者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

1 1 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 本事業所及び従業者は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族等の秘密及び個人情報について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関係機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
- (2) 本事業所はサービス提供上知り得たご利用者様及びそのご家族の秘密及び個人情報について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また守秘義務は就業中はもとより退職後も同様とします。

1 2 虐待の防止の為の措置について

- (1) 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。
 - (2) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有します。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定し、個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化します。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有します。
 - (3) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備します。
虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施します。
 - (4) 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化し、情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化します。
 - (5) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業者間で共有をします。
 - (6) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得します。
 - (7) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施します。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
 - (8) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
 - (9) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとします。
- (10) 成年後見制度の利用を支援します。

1 3 介護保険外での取り扱いについて

介護保険施設や医療施設に入所または入院されたとき、要介護認定で自立と判定されたときに

は介護保険を利用しての用具の貸与は受ける事ができません。レンタル代金の全額がご利用者のご負担になるので、このような場合早急に 082-831-8911 までご連絡ください。以後のお取り扱いについてご相談します。

【説明確認欄】

年 月 日

福祉用具貸与契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 広島市安佐南区川内一丁目15番24号

事業所名 福祉用具ステーションふじ川内

説明者 印

福祉用具貸与契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 印
氏名

(上記代理人) 住所 印
氏名

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、福祉用具サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者）福祉用具ステーションふじ川内 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

指定共生型放課後等デイサービス事業運営規程
共生型放課後等デイサービス ふじの家 段原

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスの設置経営する共生型放課後等デイサービス ふじの家段原（以下「事業所」という。）が行う指定共生型放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業員は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 共生型放課後等デイサービス ふじの家 段原

(2) 所在地 広島県広島市南区金屋町4番17号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人（常勤専従 1名）

児童発達支援管理責任者は、共生型放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 生活相談員 3人（常勤兼務 3人）

保護者及び障害児との相談業務等を行う。

(4) 介護職員 8人

(常勤専従 1人 常勤兼務 2人 非常勤専従 5人 非常勤兼務0名)

共生型放課後等デイサービス計画に基づき、障害児に対し適切に指導・支援等を行う。

(5) 看護職員 3人 (常勤兼務 2人 非常勤兼務1人)

共生型放課後等デイサービス計画に基づき、障害児に対し健康管理等を行い、必要に応じて主治医・保護者と連携を取り、適切な対応を行う。

(6) 機能訓練指導員 3人 (常勤兼務 2人 、非常勤兼務 1人)

共生型放課後等デイサービス計画に基づき、障害児に対し適切に機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする (12/31～1/3を除く)
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
授業終了後及び学校休業日 午前9時30分から午後5時

(指定共生型放課後等デイサービスの利用定員)

第6条 当事業所における利用定員40人の中のうち、共生型放課後等デイサービスの利用定員は10人とする。

(指定共生型放課後等デイサービスの内容)

第7条 事業所で行う指定共生型放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別療育
療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。
- (2) 集団療育
療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。
- (3) 関係機関との連携
保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。
- (4) 健康状態の確認
- (5) 相談、助言に関すること
障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 指定共生型放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定共生型放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共生型放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定共生型放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目に関しては、別途料金の支払いを受けるものとする。

(1) 食事代 昼食 550円を実費

(2) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められる費用

3 前2項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市（離島を除く。）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 障害児が指定共生型放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

(1) 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

(2) 利用日に体調・健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

(3) 主治医が、放課後等デイサービス提供中に他の利用する障害児に感染する疾病と診断した場合、サービスの利用はできないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定共生型放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 指定共生型放課後等デイサービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第13条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定共生型放課後等デイサービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第14条 指定共生型放課後等デイサービスを提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第15条 管理者は、従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

(衛生管理)

第16条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(秘密保持)

第17条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第18条 指定共生型放課後等デイサービスの提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条

事業所の障害児の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 障害福祉の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、障害児、家族等との情報を共有する。
- 2 児童の安全と人権擁護の観点から、虐待防止委員会を設置する。適正な支援が実施され、児童のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。
- 3 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- 4 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 5 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする障害福祉（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。
- 6 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的に、実践的に習得する。
- 7 家族等保護者の児童虐待への理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
障害児及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 8 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 9 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（障害児の家族等を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる障害児を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第21条

事業所は、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、当該障害児又は他の障害児等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。障害児等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 関係従事者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のた

めの体制を整える。

(2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める。

(3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、障害児等又はその家族への説明を行う。

(4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての障害児等又はその家族への説明を行う。

(5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ障害児の家族に、障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとします。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者、介護支援専門員、介護従業者等により検討会議を行う。また、経過観察記録を整備する。事業所の職員は、事業のサービス提供中に、障害児の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

(その他)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

平成30年9月1日改定

平成30年12月1日改定

平成31年2月1日改定

令和3年4月1日改定

令和3年9月1日改定

令和4年4月1日改定

令和4年7月1日改定

令和6年4月1日改定

令和7年2月1日改定

共生型放課後等デイサービス ふじの家段原

重要事項説明書

(2025年4月1日現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社 不二ビルサービス
法人種別	営利法人
法人所在地	広島市西区楠木町4丁目8番12号
電話番号	(082) 962-8912
代表者氏名	代表取締役 濱野上 隆志

2 事業所の概要

事業の種類	共生型放課後等デイサービス
事業所の名称	共生型放課後等デイサービス ふじの家段原
事業所の所在地	広島市南区金屋町4番17号
事業所の電話番号	(082) 567-5872
事業所番号	3450110587 (令和3年10月1日指定)
事業所開設年月日	平成27年10月1日
事業所の面積	195.3 m ²
利用定員	40名 (内共生型放課後等デイサービス10名)
主たる対象者	障がいの種類は定めない
営業日、営業時間	営業日：月曜日から土曜日 (12/31~1/3は除く) 営業時間：午前8:30から午後5:30
サービス提供日 提供時間	サービス提供日：月曜日から土曜日 (12/31~1/3は除く) 提供時間 授業終了後：午前9:30~午後5:00 学校休業日：午前9:30~午後5:00
サービス提供地域	広島市 (離島を除く)
事業の目的及び運営方針	(事業の目的) ・事業所が行う指定放課後等デイサービス事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、保護者及び障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。 (運営方針) ・利用児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流が図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする ・事業の実施に当たっては、県・関係市町、障害福祉サービスを行うもの、児童福祉施設その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

3 事業所の職員体制

	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1	0	1	介護福祉士
児童発達支援管理責任者	1	0	1	児童発達支援管理責任者 介護福祉士
生活相談員	3	0	3	介護福祉士・社会福祉主事
介護職員	3	4	8	介護福祉士等
看護職員	2	1	3	看護師免許
機能訓練指導員	2	1	3	看護師免許

4 職員の勤務体制 ※共生型放課後等デイサービスの場合の配置

職種	勤務体制
管理者	勤務時間帯 午前8時30分～午後5時30分
児童発達支援管理責任者	勤務時間帯 午前9時00分～午後6時00分
保育士	勤務時間帯 午前8時30分～午後5時30分
生活相談員	勤務時間帯 午前8時30分～午後5時30分
介護職員	勤務時間帯 午前8時30分～午後5時30分
看護職員	勤務時間帯 午前8時30分～午後5時30分
機能訓練指導員	勤務時間帯 午前8時30分～午後5時30分

5 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備考
指導訓練室	1	生活能力向上に必要な指導、訓練を行います
静養室	1	専用区画を確保しベッドも設置しています
相談室	1	秘密の漏えいを防ぐ配慮をしています
事務スペース	1	
浴室	1	手すり、シャワーチェア等設置しています。
トイレ	1	車椅子で出入りするものもあります。

6 サービスの内容

① サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

（内容）

- ・療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導
- ・療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育
- ・健康状態の確認
- ・日常生活における介護等に関する相談及び助言

7 利用料金

①障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

区市町が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。
（主な給付費）

項目	単位数
共生型放課後等デイサービス給付費	430 単位（放課後） 507 単位（学校休業日）
共生型サービス体制加算イ （児童発達支援管理責任者かつ保育士又は児童指導員を配置）	1日につき181 単位 （1日につきイロハいずれか）
共生型サービス体制加算ロ （児童発達支援管理責任者を配置）	1日につき103 単位 （1日につきイロハいずれか）
共生型サービス体制加算ハ （保育士又は児童指導員を配置）	1日につき78 単位 （1日につきイロハいずれか）
利用者負担上限額管理加算 ※対象者のみ	1月につき150 単位
福祉専門職員配置等加算Ⅰ（生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上）	1日につき15 単位
欠席時対応加算（月4回を限度）	1回につき94 単位
送迎加算	片道につき54 単位
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ （当事業所では職員の賃金等の処遇改善を図っています）	基本単位＋加算単位の 1000分の134

なお、サービス提供に要する額として、事業者が保護者に代わり区市町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

②利用者自己負担によるサービスについて

利用児童の事情により必要となる嗜好品等、創作活動に必要な物品費用については、必要時に保護者に説明し、その実費について負担していただきます。

③欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

8 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求します。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。引き落としは翌月の27日となります。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

9 利用者の記録及び情報の管理等

① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。

② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

10 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
健康管理	利用日に体調・健康状態に異常がある場合にはその旨をお伝えくだ

	さい。 主治医が他の児童への感染する疾病と診断した場合にはサービスの利用はできないものとします。
--	---

1.1 緊急時の対応方法

利用者の状態急変時には、速やかに医療機関への連絡を行います。

【主治医】

医療機関名	
診療科	
主治医氏名	
所在地	
電話番号	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

1.2 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	たけもとクリニック
所在地	広島市中区鶴見町 14-6
電話番号	082-541-0202

1.3 非常災害時の対応

① 非常時の対応

別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。

② 避難訓練

事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。

③ 防火管理者

田村 祐貴

④ 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。

⑤ 前項の場合、すでに提供されたサービスについては所定のサービス料金を支払うものとします。

⑥ 防災設備

- ・ 火災報知器
- ・ ガス漏れ報知器

1.4 虐待防止のための措置に関する事項

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

① 虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	田村 祐貴
-------------	-------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決の体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1.5 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

苦情受付者	田村 祐貴
苦情対応責任者	末弘 千恵

電話番号	082-567-5872
受付時間	8:30~17:30

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 苦情・事故処理の担当者を配置 ② 苦情・事故処理窓口に入った情報は、担当者が必ず受け、パソコン（専用シート）に打ち込みデータベースとして保存 ③ 担当者以外の者が相談を受けた場合は、相談を受けたものが遅滞なく担当者に相談内容を連絡する。 ④ 担当者は管理者と相談の上利用者に支障をきたさないよう、迅速に対応方針に沿って処理を行う。 ⑤ 今後同様の苦情及び事故がおこらないようにサービスの改善などを行う ⑥ 苦情・事故が発生した場合には、同様の苦情・事故が起こらないようカンファレンスなどを実施し、情報共有・サービスの改善を行う ⑦ 職員の研修を採用後1か月以内に、また継続研修を年6回以上実施する |
|--|

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	広島市障害自立支援課	082-504-2148
	中区保健福祉課児童福祉係	082-504-2569
	南区保健福祉課児童福祉係	082-250-4131
	西区保健福祉課児童福祉係	082-294-6342
	東区保健福祉課児童福祉係	082-568-7733
	安佐南区保健福祉課児童福祉係	082-831-4945
	安佐北区保健福祉課児童福祉係	082-819-0605
	佐伯区保健福祉課児童福祉係	082-943-9732

年 月 日

放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地)
(事業者名)
(説明者) 所属
氏名

印

私は本書面により、これから利用する放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

利用児童

(住所)
(氏名)

印

保護者

(住所)
(氏名)
(続柄)

印

共生型放課後等デイサービス ふじの家段原 契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、個人情報保護法のもと、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

事業者が、児童福祉法等関係法令に従い、私のサービス計画に基づき、サービス等を円滑に実施するために私の相談支援専門員やその他のサービス事業所との連絡・連携に必要な場合に使用します。

2. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、前項1. に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供には関係者以外には決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管(電磁的な記録も含む)においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理を払うこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

3. 個人情報の内容

・私や家族個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、日々の様子などに関するすべての情報

4. 使用する期間

契約締結日から契約終了日まで

5. その他 (任意項目) ※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

放課後等デイサービス ふじの家段原 様

利用者

氏名 _____ 印 _____

上記代理人

又は利用者家族代表

氏名 _____ 印 _____

指定通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業
 デイサービスセンターふじ周南 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが運営するデイサービスセンターふじ 周南(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下、「介護職員等」という。)が、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者(以下、「利用者」という。)に対し、適切な指定通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所の介護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターふじ周南
- (2) 所在地 山口県周南市築港町12番1号

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

管理者	1名	常勤	1名	兼務	1名【介護職員・生活相談員】
-----	----	----	----	----	----------------

- (2) 生活相談員は、利用者及び家族との相談業務・契約業務等を行う。

生活相談員	6名	常勤	5名	兼務	4名【介護職員】1名【管理者・介護職員】
		非常勤	1名	兼務	1名【介護職員】

- (3) 看護職員は、利用者の体調管理、看護処置を行う。

看護職員	5名	常勤	4名	兼務	4名【介護職員・機能訓練指導員】
		非常勤	1名	兼務	1名【介護職員・機能訓練指導員】

- (4) 機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を指導する。

機能訓練指導員	5名	常勤	4名	兼務	4名【介護職員・看護職員】
		非常勤	1名	兼務	1名【介護職員・看護職員】

(5) 介護職員は、利用者の介護業務に従事する。

介護職員	18名	常勤	1名	専従	1名
			9名	兼務	1名【管理者・生活相談員】
					4名【生活相談員】
		4名【機能訓練指導員・看護職員】			
		非常勤	6名	専従	6名
			1名	兼務	1名【生活相談員】
			1名	兼務	1名【機能訓練指導員・看護職員】

事務職員 1名

事務職員は、事業所の事務・庶務業務を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日
および、周年行事催行日として11月第二または第三日曜日

(2) 営業時間 8:00 ~ 17:00

(3) サービス提供時間
9:15 ~ 15:45
但し、提供時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(通所介護等の利用定員)

第6条 指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業の利用定員は合せて40名とする。

(通所介護等の内容)

第7条 指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常生活動作の機能訓練（生活リハビリ）
- (7) レクリエーション（アクティビティ）
- (8) 介護予防
- (9) 個別機能訓練
- (10) 相談・助言等

(通所介護計画等の作成)

第8条

- 1 指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業を開始する際には利用者の心身の状況、希望、置かれている状況や家族の状況等十分に把握し、指定通所介護計画／介護予防・日常生活支援総合事業計画、個別機能訓練計画（以下「計画」という）を作成する。
- 2 作成および変更の際には、利用者又は家族に対して当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、当該計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条

- 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、周南市長が定めたる額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。
- 2 前号に掲げるもののほか、指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業の各種サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費として次のとおり徴収する。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、事業所から10kmを超過する距離に対し路程1km当たり50円を実費として徴収する。
 - (2) 食費代 1日あたり660円
 - (3) リハビリパンツ1枚あたり100円、紙おむつ1枚あたり120円 尿取パッド1枚あたり50円 マスク1枚あたり20円 またはご利用の都度、次回同等の商品を返却いただくものとする。
- 3 本条の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。
- 4 利用料の支払は、原則、利用月の翌月27日にご利用者の指定口座より自動引き落としする。(土日祝の場合は翌営業日) その際の手数料は事業所負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条

事業者の通常の事業の実施地域は、周南市のうち榑浜・鼓南・周陽・秋月・桜木・岐山遠石・関門・久米・中央・今宿・富田・菊川・夜市、下松市のうち末武・花岡地区とする。※介護予防・日常生活支援総合事業については上記下松市エリアは対象外とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条

利用者はサービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 食堂兼機能訓練室内は禁煙とし、利用者に限り、事業所の指定する場所で喫煙いただく。
- (2) 食べ物・飲料等は事業所が提供するもの以外については協議の上、持ち込みを検討する。

- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。但し、当該利用者の心身の状況を斟酌し減免する場合がある。
- (5) 事業所内では、介護職員等の指示に従い、他の利用者の迷惑となる行為は行わない。
- (6) 感染の恐れのある病気に罹患する等により他の利用者に対し危険を及ぼす可能性のある場合は、当該利用者に対し利用休止をお願いすることがある。
- (7) 他の利用者および事業所に従事する者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止とする。

(緊急時等における対処方法)

第12条

介護職員等は、サービス提供中に利用者の体調の急変やその他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、利用者の家族や、指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業のサービス関係者に連絡するとともに、管理者に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

(事故発生時の対応)

第13条

- 1 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(損害賠償責任)

第14条

- 1 指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業サービス提供の実施に伴って、事業所の責に帰すべき事由によって利用者に生じた損害について事業者は当該利用者に対し賠償する責任を負う。
- 2 以下各号に該当する場合には、事業所は前項の損害に対し損害賠償責任を免れることとする。
 - (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なった事に専ら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 事業者による各種サービス提供との因果関係がなく且つ予見不能な利用者の急激な体調の変化により発生した場合。
 - (3) 利用者が事業者及び介護職員等の指示に反して故意に行なった行為が原因の場合

(非常災害対策)

第15条

- 1 指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業者のサービス提供中に、天災その他の災害が発生した場合、事業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体

的な対処方法、避難経路及び協力機関との連絡先を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 事業所は、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備え年2回以上、地域住民を含めた避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第16条

- 1 指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業のサービスは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第17条

指定通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供中に利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。

但し、やむを得ない場合は、その様態及び、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急でやむを得ない理由を記録し、ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、開示することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条

- 1 事業所は、介護職員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとしまた、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - (3) その他研修
- 2 介護職員等は、職務上知り得た利用者及びその家族の情報や秘密を保持する。
- 3 事業者は、介護職員等であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の情報や秘密を保持させるために、退職後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容に含む。
- 4 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2023年12月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンター ふじ 周南
所在地 電話番号	周南市築港町12番1号 スカイマンション1階 TEL 0834-27-2211
事業所番号	3571500143
管理者・連絡先	氏名 福田 徳子 フリーダイヤル 0120-12-8307
事業者	株式会社 不二ビルサービス
通常の事業の 実施地域	周南市のうち櫛浜・鼓南・周陽・秋月・桜木・岐山・遠石・関門・久米・中央・今宿・富田・菊川・夜市。下松市のうち 久保・下松・末武・花岡地区とする。 ※総合事業通所介護については上記 下松市エリアは対象外とする。
定員	40名

2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名 従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	6名 ご利用者様及びご家族様との相談業務、契約業務等を行う。
看護職員	5名 体調管理・看護処置を行う。
機能訓練指導員	5名 機能訓練を指導する。
介護職員	18名 介護業務に従事する。

3 営業時間

営業日	国民の祝日を含む月曜日から土曜日 および、周年行事催行日として 11月第二または第三日曜日
定休日	12月31日～1月3日
事業所営業時間	8:00～17:00
サービス提供時間	① 6時間以上7時間未満の利用の方 9:15～15:45 ② 総合事業の方 9:15～15:45

※上記内容に変更のある場合は、事前にお知らせします。

4 事業の目的、運営の方針およびサービスの内容

- (1) 事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が居宅において利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
- (2) 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 「指定通所介護・総合事業（第1号通所事業）」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利

ユーザーに必要な日常生活上の世話、介護予防、並びに機能訓練を行うサービスです。

- (5) サービスの利用・提供にあたっては、利用者の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが作成する居宅サービス計画（ケアプラン）等と事業所が作成する「通所介護計画書」等に沿って計画的に提供します。

5 苦情のお申し立てと相談窓口について

サービスに関するご相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号	0120-12-8307
	FAX番号	(0834) 27-2211
	苦情受付担当者 苦情解決責任者	安達 美希 福田 徳子
	対応時間	8:30～17:00
市区町村 窓口	住所 / 電話番号	
周南市役所 高齢者支援課	周南市岐山通1-1 / 0834-22-8467	
下松市役所 介護保険係	下松市大手町3丁目3番3号/0833-45-1831	
山口県国民健康保険団体連合会介護保険課	山口市朝田1980-7 / 083-995-1010	

利用者又は家族から苦情及び事故発生の連絡があった場合、迅速かつ円滑な処理が行えるように、下記の処理体制を整備いたします。

- (1) 苦情・事故処理を迅速かつ円滑に行うため、苦情・事故処理窓口を設けております。
- (2) 苦情・事故処理の担当者を配置しております。
- (3) 事業所相談窓口に入った情報は担当者が必ず受け、パソコン(専用シート)に打ち込み、データベースとして保存いたします。担当者は管理責任者と相談の上、利用者には支障をきたさないように、迅速に対応方針にそって処理を行い、同じような苦情及び事故発生が起らないようにサービスの改善をいたします。

6 利用者負担金

介護保険法で定められた指定サービスの利用料金と、サービス実費を負担いただきます。

(1) 指定サービス利用料

介護保険法等の法令に基づいたサービス提供に対し定められた金額です。利用者の介護実績により別表のとおりとします。

(2) サービス実費

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者に負担いただきます。

価格については別表のとおりとします。

① 昼食の食費

② 通常の実施地域（1項記載）以外の地域への送迎については、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たりの価格を徴収致します。

③ 衛生用品：紙おむつ、リハビリパンツ、尿取パッド、マスク

若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。

④ ソフトクリーム

⑤ 生け花

⑥ その他、特別な行事などで提供するために実費を徴収する場合がございますが、その場合は予め説明し同意を頂いたうえ徴収いたします。

(3) キャンセル

利用のキャンセルは、原則として前日までに連絡をお願いします。利用当日の午前8時半迄に連絡無く利用を中止した場合、食費及びサービスに係る実費相当分の支払いを請求する場合があります。

(4) 支払方法

利用者の負担金のうち、(1)の指定サービス利用料金及び(2)の①食費と②送迎実費は、原則として、口座自動引き落としとさせていただきます。(利用月の翌月27日《土日祝日の場合は、翌営業日》に、利用者の指定口座より自動引き落としさせていただきます。手数料は事業者負担となります。)

利用者が正当な理由なく支払うべき利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、1ヵ月以上の期間を定めて、「期間までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する」旨の催告を行います。

7 利用にあたっての留意事項

利用者はサービス利用にあたって、次の事項に留意してください。

- (1) 食堂兼機能訓練室内は禁煙とし、利用者に限り事業所の指定する場所で喫煙いただきます。
- (2) 事業所が提供するもの以外については、飲食をお控えください。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。但し、当該利用者の心身の状況を斟酌し減免する場合があります。
- (5) 事業所内では、介護職員等の指示に従い、他の利用者の迷惑となる行為は慎んでください。また、利用者間での物品のやり取りは固く禁じています。
- (6) 送迎は法令により事業所と居宅間に限られています。
- (7) 感染の恐れのある病気に罹患する等により他の利用者に対し危険を及ぼす可能性のある場合は、当該利用者に対し利用休止をお願いすることがあります。
- (8) 他の利用者及び事業所に従事する者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- (9) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8 賠償責任

指定通所介護及び総合事業（第1号通所事業）のサービス提供の実施に伴って、事業所の責に帰すべき事由によって利用者に生じた損害について事業者は当該の利用者に対し賠償する責任を負います。但し、以下に該当する場合には、事業者はその損害に対し損害賠償責任を免れることとします。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なった事に専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 事業所による各種サービス提供との因果関係がなく且つ予見不能な利用者の急激な体調の変化により発生した場合。
- (3) 利用者が、事業所及び介護職員等の指示に反して故意に行なった行為が原因の場合。
本事業所は、損害賠償保険に加入しています。
保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 保険名：福祉事業者総合賠償責任保険

9 緊急時及び非常災害時の対策

- (1) サービス利用中の利用者の身体状況の急変や日常に緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の関係者、主治の医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。
- (2) 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。
- (3) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (4) 前項の場合、すでに提供されたサービスについては所定のサービス料金を支払うものとします。
- (5) 災害時の連絡体制
必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行ないます。
- (6) 関係機関への通報・連絡体制は以下の連絡先を参照下さい。
 - ① 消防・救急
 - ② 警察
 - ③ 周南市防災危機管理課
 - ④ 周南市高齢支援課
 - ⑤ 周南市消防本部 消防総務課

- ⑥ 周南警察署
- ⑦ 山口合同ガス
- ⑧ NTT西日本 窓口
- ⑨ 中国電力 周南営業所
- ⑩ 周南市上下水道

連絡先	電話番号
① 消防・救急	119
② 警察	110
③ 周南市防災危機管理課	0834-22-8208
④ 周南市高齢支援課	0834-22-8461
⑤ 周南市消防本部 消防総務課	0834-22-8754
⑥ 周南警察署	0834-21-0110
⑦ 山口合同ガス	0834-28-6000
⑧ NTT西日本 窓口	113
⑨ 中国電力 周南営業所	0120-611-907
⑩ 周南市上下水道	0834-22-8613

10 虐待の防止のための措置について

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有します。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定します。個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化します。運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有します。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備します。虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施します。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化します。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化します。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有します。
- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得します。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施します。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとします。
- (9) 成年後見制度の利用を支援します。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とします。

12 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には、この限りではありません。

13. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

上記の説明を行い重要事項説明書を交付します。

(事業者) 所在地 周南市築港町12-1スカイマンション1階
事業所名 デイサービスセンターふじ 周南
管理者名 福田 徳子 (印)

年 月 日

株式会社 不二ビルサービス ケア事業部
デイサービスセンターふじ 周南 説明者 福田 徳子

重要事項説明書の説明を受け、同意し、一部交付を受けました。

年 月 日

(利用者)

署名または捺印 _____

(上記代理人又は利用者家族)

署名または捺印 _____

続柄 ()

デイサービスセンターふじ 周南

指定通所介護／総合事業1日型デイサービス 重要事項説明書 別表

2024年6月1日からの単位表、サービス実費です。

今後、介護保険法等の改正の場合は法令に従い利用料を変更いたします。予めご了承くださいませ。

■要介護1～要介護5

1日の利用につき、利用したサービスに応じた法定の利用料をご負担いただきます。

通常規模型通所介護	所要時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	3時間以上 4時間未満	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位
	4時間以上 5時間未満	388単位	444単位	502単位	560単位	617単位
	5時間以上 6時間未満	570単位	673単位	777単位	880単位	984単位
	6時間以上 7時間未満	584単位	689単位	796単位	901単位	1,008単位
	7時間以上 8時間未満	658単位	777単位	900単位	1,023単位	1,148単位
	入浴介助加算Ⅰ	40単位／1日				
入浴介助加算Ⅱ	55単位／1日					
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位／1日					
個別機能訓練加算Ⅰロ	76単位／1日					
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位／1月					
科学的介護推進体制加算	40単位／月					
送迎を行わない場合の送迎減算	-47単位／片道					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位を加算/回					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位を加算/回					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位を加算/回					
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一月の総単位数に9.2%を乗じた値					

■事業対象者、要支援1、要支援2

サービスに応じた1ヶ月単位で定められた法定の利用料をご負担いただきます。

	要支援1	要支援2	事業対象者
1日型デイサービス	1,798単位/月	3,621単位/月(週2回程度)	3,621単位/月(週2回程度)
		1,810単位/月(週1回程度)	1,798単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位	176単位/月(週2回程度) 88単位/月(週1回程度)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位	144単位/月(週2回程度) 72単位/月(週1回程度)	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位	48単位/月(週2回程度) 24単位/月(週1回程度)	
科学的介護推進体制加算	40単位/月		
送迎を行わない場合の送迎減算	-47単位/片道		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一月の総単位数に9.2%を乗じた値		

地域区分により、1単位10.90円～10.00円まであります。

周南市の地域区分では、1単位10.14円です。

支給限度額内では、負担割合証(1割～3割)に応じた割合でご負担いただきます。

支給限度額を超過してサービスを利用の場合、超過した部分の10割も利用者にご負担いただきます。

尚、上記利用料では、被爆者手帳、生活保護による減免制度もございますので、お知らせください。

■サービス実費について

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者にご負担いただきます。

尚、表示価格は税込み価格です。

① 昼食の食費：660円/日

② 通常の実施地域(1項記載)以外の地域への送迎については、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり50円を徴収致します。

③ 衛生用品：紙おむつ 120円、リハビリパンツ：100円、尿取パッド：50円、マスク：20円
若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。

④ ソフトクリーム 130円/1個

⑤ ドリップコーヒー 100円/1杯

⑥ 生け花 550円/1束

(西暦) 年 月 日 署名又は捺印 _____

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、**通所介護サービス計画**に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者） デイサービスセンターふじ周南

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

デイサービスセンターふじ 安佐南 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 不二ビルサービスが開設するデイサービスセンターふじ 安佐南（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態又は要介護状態にある高齢者又は事業対象者に対し、通所による適切な介護を提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 指定1日型デイサービスにあたっては、前項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターふじ 安佐南
- (2) 所在地 広島県広島市安佐南区川内一丁目5番24号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

従業者の管理、指定通所介護、指定1日型デイサービスの利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

管理者	1名	常勤	0名	専従	0名
			1名	兼務	1名

(2) 生活相談員

通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

生活相談員	2名	常勤	0名	専従	0名
			2名	兼務	1名【管理者・介護職員】 1名【介護職員】
		非常勤	0名	専従	0名
			0名	兼務	0名【介護職員】

(3) 看護職員

各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

看護職員	3名	常勤	0名	専従	0名
			0名	兼務	0名【機能訓練指導員】
		非常勤	0名	専従	0名
			3名	兼務	3名【機能訓練指導員】
	1名	訪問看護ステーションふじ川内と連携			

(4) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

機能訓練指導員	3名	常勤	0名	専従	0名
			0名	兼務	0名【看護職員】
		非常勤	0名	専従	0名
			3名	兼務	3名【看護職員】

(5) 介護職員

入浴介助等の日常生活に必要な介護を行う。

介護職員	4名	常勤	1名	専従	1名
			2名	兼務	1名【生活相談員】
					1名【管理者・生活相談員】
					0名【看護職員・機能訓練指導員】
		非常勤	1名	専従	1名
				兼務	0名【生活相談員・介護職員】 0名【看護職員・機能訓練指導員】

(営業日及び営業時間、その他年間の休日)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(ア) 営業日 国民の祝日を含む月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日
但し、12月31日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間 10時30分から19時30分までとする。(延長サービスは行わない)
サービス提供時間は11時30分から18時30分までとする。但し、
居宅介護援事業所の居宅介護計画書に基づくものとする。

(指定通所予防通所介護、指定1日型デイサービスの利用定員)

第7条 指定通所介護及び、指定1日型デイサービスの利用定員は、25名とする。

(指定通所予防通所介護、指定1日型デイサービスの利用定員)

第8条 指定通所介護及び、指定1日型デイサービスの内容は次のとおりとする。

- (ア) 送迎サービス
- (イ) 健康チェック
- (ウ) 食事サービス (任意)

- (エ) 入浴サービス（任意）
- (オ) 日常生活上の援助・指導
- (カ) 日常動作訓練（生活リハビリ）
- (キ) レクリエーション（アクティビティ）
- (ク) 介護予防
- (ケ) 機能訓練（運動器機能向上）
- (コ) 個別機能訓練
- (サ) 相談・助言等

（通所介護等の作成）

- 第9条 指定通所介護、又は指定1日型デイサービスを開始する際には、利用者の心身の状況、希望、おかれている状況や家族の状況等、十分に把握し個別に個別通所介護計画（1日型デイサービス計画、個別機能訓練計画）を作成する。
- 2 作成・変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。
 - 3 利用者に対し、当該介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（利用料その他の費用の額）

- 第10条 指定通所介護又は指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は、前者は厚生労働大臣、後者は広島市長が定める基準によるものとする。但し、次に掲げる項目に関しては別途料金の支払いを受けるものとする

（1）食事代・・・昼食650円 夕食650円、ソフト食60円を実費とする。

おかわりする場合・・・ご飯100円、汁50円

- （2）介護サービスの提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用で、利用者に負担させることが適当なもの
- （3）通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護又は指定1日型デイサービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者は、事業所から居住地までの10kmを超過する距離に対して1kmあたり50円を送迎費用の実費として支払うものとし、利用日ごとに算定する。
- （4）衛生用品:紙おむつ:120円、リハビリパンツ:100円、尿取パッド:50円、マスク:20円 若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。
- （5）本条の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意する旨の署名または記名押し印を受ける。
- （6）利用料の支払いは、原則利用月の翌月27日にご利用者様の指定口座より自動引き落としとする。（土日祝の場合は翌営業日／手数料は事業所負担）

（通常の事業の実施地域）

- 第11条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区（沼田町伴、沼田町吉山、沼田町大塚、沼田町阿戸、伴東、長楽寺町、高取北町、上安町、大塚東を除く）、安佐北区の一部（口田、口田南、口田南町、落合、落合南）、東区の一部（牛田新町、牛田旭、牛田南、牛田東、牛田早稲田、中山西、中山南、中山東、中山鏡が丘、中山上、中山新町、戸坂新町、戸坂南、戸坂大上、戸坂町、戸坂数甲、戸坂出

江、戸坂桜東町、戸坂山根、戸坂千足、戸坂くるめ木、戸坂桜上町、戸坂桜西町、戸坂中町)、西区の一部(大宮)とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 器具を利用する場合は事故防止のため、必ず職員に申し出るものとする。
- (2) 感染のある病気に罹患し、体力的に問題があり継続して利用が難しいと判断された時は、事業所の方から利用休止について協議することがある。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- (5) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼす行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止とする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従事者等は、指定通所介護又は、指定1日型デイサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護又は、指定1日型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護又は、指定1日型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

(損害賠償責任)

第14条 前条に定める損害賠償については必要な保険に加入し、次のとおりとする。

- 2 契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じる事ができるものとする。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れることとする。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者がサービスの実施のため、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(非常災害対策)

- 第16条 通所介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難訓練を行う。

(身体拘束に関する事項)

- 第17条 指定通所介護又は、指定1日型デイサービスのサービスの提供中に、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。ただし、やむを得ない場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、開示することとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 (虐待防止等のための措置に関する事項)

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- 3 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業者間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的に、実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(苦情処理)

第19条 提供した通所介護に関する苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため受け付け窓口を設置し、受付担当者および解決責任者を配置する。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には、この限りではない。

(第三者による評価の実施状況)

第21条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

(その他運営に関する重要事項)

第22条 従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設ける。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 管理者研修 | 随時 |
| (3) その他研修 | 随時 |

2 従業者は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定通所介護又は、指定1日型デイサービス等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間(事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間)保存するものとする。

5 通所介護に使用する備品を清潔に保ち常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従業者は感染症等の予防のために必要な対策を実施すると共に、その知識の習得に努める。

6 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成23年10月1日をもって施行する。

平成23年11月1日改定

平成23年12月1日改定

平成24年1月1日改定

平成24年2月1日改定

平成24年4月1日改定

平成24年5月1日改定

平成24年6月1日改定

平成24年7月1日改定

平成24年10月1日改定

平成25年1月1日改定

平成 25 年 2 月 1 日改定
平成 25 年 6 月 1 日改定
平成 25 年 11 月 1 日改定
平成 25 年 12 月 24 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 6 月 1 日改定
平成 26 年 8 月 1 日改定
平成 26 年 10 月 1 日改定
平成 26 年 11 月 1 日改定
平成 27 年 2 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 9 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 8 月 1 日改定
平成 29 年 1 月 1 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定
平成 29 年 6 月 1 日改定
平成 29 年 8 月 1 日改定
平成 30 年 4 月 1 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 5 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 5 月 28 日改定
令和 3 年 10 月 1 日改定
令和 4 年 1 月 1 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 10 月 1 日改定
令和 5 年 2 月 1 日改定
令和 6 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 6 月 1 日改定
令和 7 年 4 月 1 日改定

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業者間で共有する。
- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

1 2 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

1 3 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には、この限りではありません。

1 4 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

上記の説明を行い重要事項説明書を交付します。

(事業者) 所在地 広島市安佐南区川内1丁目5-24
事業所名 デイサービスセンターふじ 安佐南
管理者名 中山 貴司 (印)

年 月 日

株式会社 不二ビルサービス ケア事業部

デイサービスセンターふじ 安佐南 説明者 中山 貴司

重要事項説明書の説明を受け、同意し、一部交付を受けました

年 月 日

(利用者)

署名または捺印 _____

(上記代理人又は利用者家族)

署名または捺印 _____

続柄 ()

指定通所介護／1日型デイサービス

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンターふじ 安佐南
所在地 電話番号	広島市安佐南区川内1丁目5番24号 TEL 082-870-3167
事業所番号	3470209283
管理者 連絡先	氏名 中山 貴司 TEL 082-870-3167
事業者	株式会社 不二ビルサービス
通常の事業の 実施地域	広島市安佐南区（沼田町伴、沼田町吉山、沼田町大塚、沼田町阿戸、伴東、長楽寺町、高取北町、上安町、大塚東を除く）、安佐北区の一部（口田、口田南、口田南町、落合、落合南）、東区の一部（牛田新町、牛田旭、牛田南、牛田東、牛田早稲田、中山西、中山南、中山東、中山鏡が丘、中山上、中山新町、戸坂新町、戸坂南、戸坂大上、戸坂町、戸坂数甲、戸坂出江、戸坂桜東町、戸坂山根、戸坂千足、戸坂くるめ木、戸坂桜上町、戸坂桜西町、戸坂中町）西区の一部(大宮)とする。
定員	25名

2 事業所の職員体制等

職 種	人 員	
管理者兼 生活相談員兼介護職員	1名	従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 利用者及び家族との相談業務、契約業務等を行う。
生活相談員兼 介護職員	2名	利用者及び家族との相談業務、契約業務等を行う。 介護業務に従事する。
看護職員兼 機能訓練指導員	3名	体調管理・看護処置を行う。 機能訓練の指導を行う。 介護業務に従事する。
介護職員	2名	介護業務に従事する。
看護職員	0名	体調管理・看護処置を行う

3 営業時間

営業日	日曜日、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日
定休日	水曜日、12月31日、1月1・2・3日
事業所営業時間	10:30～19:30
サービス提供時間	11:30～18:30

※上記内容に変更のある場合は、事前にお知らせします。

4 事業の目的、運営の方針およびサービスの内容

- (1) 事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が居宅において利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
- (2) 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 「指定通所介護・1日型デイサービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入

浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、介護予防、並びに機能訓練を行うサービスです。

- (5) サービスの利用・提供にあたっては、利用者の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが作成する居宅サービス計画（ケアプラン）等と事業所が作成する「通所介護計画書」等に沿って計画的に提供します。

5 苦情のお申し立てと相談窓口について

サービスに関するご相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号	(082) 870-3167
	FAX番号	(082) 870-3169
	管理責任者	松岡 文子
	担当者	中山 貴司
	対応時間	10:30~19:30
市区町村 窓口	電話番号	
広島市安佐南区健康長寿課介護保険係	(082) 831-4943	
広島市 介護保険課	(082) 504-2183	
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	(082) 554-0783	

利用者又は家族から苦情及び事故発生の連絡があった場合、迅速かつ円滑な処理が行えるように、下記の処理体制を整備いたします。

- (1) 苦情・事故処理を迅速かつ円滑に行うため、苦情・事故処理窓口を設けております。
- (2) 苦情・事故処理の担当者を配置しております。
- (3) 事業所相談窓口に入った情報は担当者が必ず受け、パソコン(専用シート)に打ち込み、データベースとして保存いたします。担当者は管理責任者と相談の上 利用者に支障をきたさないように、迅速に対応方針にそって処理を行い、同じような苦情及び事故発生が起らないようにサービスの改善をいたします。

6 利用者負担金

介護保険法で定められた指定サービスの利用料金と、サービス実費を負担いただきます。

(1) 指定サービス利用料

介護保険法等の法令に基づいたサービス提供に対し定められた金額です。利用者の介護実績により別紙のとおりとします。

(2) サービス実費

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者に負担いただきます。

価格については別表のとおりとします。

- ① 昼食の食費
- ② 通常の実施地域（1項記載）以外の地域への送迎については、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たりの価格を徴収致します。
- ③ 衛生用品：紙おむつ、リハビリパンツ、尿取パッド、マスク
若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。
- ④ その他、特別な行事などで提供するために実費を徴収する場合がございますが、その場合は予め説明し同意を頂いたうえ徴収いたします。

(3) キャンセル

利用のキャンセルは、原則として前日までに連絡をお願いします。利用当日の10時30分までに連絡がなく利用を中止した場合、食費及びサービスに係る実費相当分を負担いただく場合があります。

(4) 支払方法

利用者の負担金のうち、(1)の指定サービス利用料金及び(2)の①食費と②送迎実費は、原則として、口座自動引き落としとさせていただきます。

(利用月の翌月27日《土日祝日の場合は、翌営業日》に、利用者の指定口座より自動引き落としさせていただきます。手数料は事業者負担となります。)

利用者が正当な理由なく支払うべき利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、1ヵ月以上の期間を定めて、「期間までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する」旨の催告を行います。

7 利用にあたっての留意事項

利用者はサービス利用に当たって、次の事項に留意してください。

- (1) 食堂兼機能訓練室内は禁煙とし、利用者に限り事業所の指定する場所で喫煙いただきます。
- (2) 事業所が提供するもの以外については、飲食をお控えください。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。但し、当該利用者の心身の状況を斟酌し減免する場合があります。
- (5) 事業所内では、介護職員等の指示に従い、他の利用者の迷惑となる行為は慎んでください。また、利用者間での物品のやり取りは固く禁じています。
- (6) 送迎は法令により事業所と居宅間に限られています。
- (7) 感染の恐れのある病気に罹患する等により他の利用者に対し危険を及ぼす可能性のある場合は、当該利用者に対し利用休止をお願いすることがあります。
- (8) 他の利用者及び事業所に従事する者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- (9) サービス従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8 賠償責任

指定通所介護及び1日型デイサービスのサービス提供の実施に伴って、事業所の責に帰すべき事由によって利用者に生じた損害について事業者は当該の利用者に対し賠償する責任を負います。但し、以下に該当する場合には、事業者はその損害に対し損害賠償責任を免れることとします。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なった事に専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 事業所による各種サービス提供との因果関係がなく且つ予見不能な利用者の急激な体調の変化により発生した場合。
- (3) 利用者が、事業所及び介護職員等の指示に反して故意に行なった行為が原因の場合。

本事業所は、損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保険名：福祉事業者総合賠償責任保険

9 緊急時及び非常災害時の対策

- (1) サービス利用中の利用者の身体状況の急変や日常に緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の関係者、主治の医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。
- (2) 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難訓練を行います。

10 災害等不可抗力について

- (1) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (2) 前項の場合、すでに提供されたサービスについては所定のサービス料金を支払うものとします。
- (3) 災害時の連絡体制
 - ① 従業員の安否、事業所被災状況等の確認後、訪問体制が整い次第利用者の安否確認等の連絡を取り、病状に応じて必要な訪問を行います。
(居宅介護支援事業所、訪問介護)
 - ② 必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行います。
(居宅介護支援事業所、訪問介護、通所、施設系)

11 虐待防止等のための措置に関する事項

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

デイサービスセンターふじ 安佐南

指定通所介護／総合事業1日型デイサービス 重要事項説明書 別表

2025年4月1日からの単位表、サービス実費です。

今後、介護保険法等の改正の場合は法令に従い利用料を変更いたします。予めご了承くださいませ。

■要介護1～要介護5

1日の利用につき、利用したサービスに応じた法定の利用料をご負担いただきます。

通常規模型通所介護	所要時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	3時間以上 4時間未満	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位
	4時間以上 5時間未満	388単位	444単位	502単位	560単位	617単位
	5時間以上 6時間未満	570単位	673単位	777単位	880単位	984単位
	6時間以上 7時間未満	584単位	689単位	796単位	901単位	1,008単位
	7時間以上 8時間未満	658単位	777単位	900単位	1,023単位	1,148単位
入浴介助加算Ⅰ		40単位／1日				
入浴介助加算Ⅱ		55単位／1日				
個別機能訓練加算Ⅰイ		56単位／1日				
個別機能訓練加算Ⅰロ		76単位／1日				
個別機能訓練加算Ⅱ		20単位／1月				
科学的介護推進体制加算		40単位／月				
送迎を行わない場合の送迎減算		-47単位／片道				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22単位を加算/回				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18単位を加算/回				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6単位を加算/回				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		一月の総単位数に9.2%を乗じた値				

■事業対象者、要支援1、要支援2

サービスに応じた1ヶ月単位で定められた法定の利用料をご負担いただきます。

	事業対象者または要支援1	要支援2
1日型デイサービス	1,798単位/月	3,621単位/月(週2回程度) 1,798単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位	176単位/月(週2回程度)
		88単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位	144単位/月(週2回程度)
		72単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位	48単位/月(週2回程度)
		24単位/月(週1回程度)
科学的介護推進体制加算	40単位／月	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一月の総単位数に9.2%を乗じた値	

地域区分により、1単位10.90円～10.00円まであります。

広島市の地域区分では、1単位10.45円です。

支給限度額内では、負担割合証(1割～3割)に応じた割合でご負担いただきます。

支給限度額を超過してサービスを利用の場合、超過した部分の10割も利用者にご負担いただきます。

尚、上記利用料では、被爆者手帳、生活保護による減免制度もございしますので、お知らせください。

■サービス実費について

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者にご負担いただきます。

尚、表示価格は税込み価格です。

① 昼食の食費：650円 夕食の食費650円 1,300/日

② 通常の実施地域(1項記載)以外の地域への送迎については、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり50円を徴収致します。

③ 衛生用品:紙おむつ 120円、リハビリパンツ:100円、尿取パッド:50円、マスク:20円
若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。

(西暦) 年 月 日 署名又は捺印 _____

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、通所介護計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者） デイサービスセンターふじ安佐南

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

デイサービスセンターふじ 川内 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 不二ビルサービスが開設するデイサービスセンターふじ 川内（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態又は要介護状態にある高齢者又は事業対象者に対し、通所による適切な通所介護及び1日型デイサービス（以下、「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 指定1日型デイサービスにあたっては、前項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターふじ 川内
- (2) 所在地 広島県広島市安佐南区川内一丁目15番24号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

従業者の管理、指定通所介護及び指定1日型デイサービスの利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

管理者	1名	常勤	0名	専従	0名
			1名	兼務	1名【生活相談員・介護職員】

(2) 生活相談員

通所介護計画1日型デイサービス計画（以下、「通所介護計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

生活相談員	5名	常勤	0名	専従	0名
			5名	兼務	4名【介護職員】 1名【管理者・介護職員】
		非常勤	0名	専従	0名
			0名	兼務	0名

(3) 看護職員

各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

看護職員	3名	常勤	0名	専従	0名
			0名	兼務	0名【 】
		非常勤	0名	専従	0名
			1名	兼務	1名【機能訓練指導員】
	2名	兼務	2名【介護職員・機能訓練指導員】		
1名	訪問看護ステーションふじ川内				

(4) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

機能訓練指導員	4名	常勤	1名	専従	1名
			0名	兼務	0名【 】
		非常勤	0名	専従	0名
			1名	兼務	1名【看護職員】
	2名	兼務	2名【介護職員・看護職員】		

(5) 介護職員

入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

介護職員	11名	常勤	5名	兼務	4名【生活相談員】
					1名【管理者・生活相談員】
		非常勤	6名	専従	4名
				兼務	2名【看護職員・機能訓練指導員】

(営業日及び営業時間、その他年間の休日)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 国民の祝日を含む月曜日から土曜日までとする。

但し、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。(延長サービスは行わない)

サービス提供時間は10時00分から16時00分までとする。但し、居宅介護援事業所等の居宅サービス計画書に基づくものとする。

(通所介護等の利用定員)

第7条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスの利用定員は、40名とする。

(通所介護等の内容)

第8条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎サービス
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス (任意)

- (4) 入浴サービス（任意）
- (5) 日常生活上の援助・指導
- (6) 日常動作訓練（生活リハビリ）
- (7) レクリエーション（アクティビティ）
- (8) 介護予防
- (9) 機能訓練（運動器機能向上）
- (10) 個別機能訓練
- (11) 相談・助言等

（通所介護計画等の作成）

第9条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスを開始する際には、利用者の心身の状況、希望、おかれている状況や家族の状況等、十分に把握し、通所介護計画、個別機能訓練計画（以下、「計画」という。）を作成する。

- 2 作成・変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、当該計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（利用料その他の費用の額）

第10条 指定通所介護又は指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は、前者は厚生労働大臣、後者は広島市長が定める基準によるものとする。但し、次に掲げる項目に関しては別途料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代・・・昼食600円を実費
- (2) 介護サービスの提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用で、利用者に負担させることが適当なもの
- (3) 通常の事業の実施地域を越えて通所介護等に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり50円を徴収する
- (4) おむつ代・・・1枚につき100円。
- (5) リハビリパンツ代・・・1枚につき100円
- (6) 尿とりパッド代・・・1枚につき40円
- (7) 前6号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意する旨の署名または記名押印を受ける。
- (8) 利用料の支払いは、原則利用月の翌月27日にご利用者様の指定口座より自動引き落としとする。（土日祝の場合は翌営業日／手数料は事業所負担）

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区（大塚西、大塚東、上安町、長楽寺町、伴東、伴西、伴北、沼田町全域）を除いた範囲とする。広島市東区（曙、愛宕町、牛田東、牛田南、牛田中、牛田山、牛田、馬木、馬木町、尾長西、尾長東、尾長町、上大須賀町、上温品、温品、温品町、東蟹屋町、東山町、光が丘、福田、福田町、二葉の里、矢賀、矢賀新町、矢賀町、山根町、若草町）を除いた範囲とする。広島市安佐北区（安佐町、あさひが丘、大林、大林町、小河原町、狩留家町、白木町）を除いた範囲とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 利用者は、サービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 器具を利用する場合は事故防止のため、必ず職員に申し出るものとする。

- (2) 感染のある病気に罹患し、体力的に問題があり継続して利用が難しいと判断された時は、事業所の方から利用休止について協議することがある。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- (5) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼす行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止とする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従事者等は、サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 サービスを行っている時に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- (2) 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難訓練を行う。

(身体拘束に関する事項)

第15条 指定通所介護（介護予防通所介護）又は指定1日型デイサービスのサービスの提供中に、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。ただし、やむを得ない場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、開示することとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであることを検証し、目標とする介護（施設）の理念の

決定と従業者間で共有する。

- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（苦情処理）

第17条 提供した通所介護に関する苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため受け付け窓口を設置し、受付担当者および解決責任者を配置する。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設ける。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 管理者研修 | 随時 |
| (3) その他研修 | 随時 |

- 2 従業者は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定通所介護及び指定1日型デイサービス等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（介護サービス費等の支給の根拠となる記録は5年間）保存するものとする。
- 5 事業所は、使用する備品を清潔に保ち常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従業者は感染症等の予防のために必要な対策を実施すると共に、その知識の習得に努める。
- 6 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成28年4月1日改定

平成28年4月11日改定

平成29年1月1日改定

平成29年2月13日改定

平成29年4月1日改定

平成29年6月1日改定

平成29年8月1日改定

平成29年10月1日改定

平成30年4月1日改定

平成30年9月1日改定

平成31年2月1日改定

平成31年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和3年5月25日改定

令和3年11月1日改定

令和4年2月1日改定

令和5年5月1日改定

令和5年8月1日改定

令和6年2月19日改定

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンター ふじ 川内
所在地 電話番号	広島市安佐南区川内一丁目15番24号 TEL 082-831-8909
事業所番号	3470206099
管理者 連絡先	氏名 尾上 絵理奈 TEL 082-831-8909
事業者	株式会社 不二ビルサービス
通常の事業の 実施地域	広島市安佐南区（大塚西、大塚東、上安町、長楽寺、長楽寺町、伴東、伴西、伴北、沼田町全域）を除いた範囲とする。東区（曙、愛宕町、牛田東、牛田南、牛田中、牛田、馬木、馬木町、尾長西、尾長東、尾長町、上大須賀町、上温品、温品、温品町、東蟹屋町、東山町、光が丘、福田、福田町、二葉の里、矢賀、矢賀新町、矢賀町、山根町、若草町）を除いた範囲とする。安佐北区（安佐町、あさひが丘、大林、大林町、小河原町、狩留家町、白木町）を除いた範囲とする。
定員	40名

2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名 従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	5名 ご利用者様及びご家族様との相談業務、契約業務等を行う。
看護職員	2名 体調管理・看護処置を行う。
機能訓練指導員	3名 機能訓練を指導する。
介護職員	11名 介護業務に従事する。

3 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
定休日	日曜日 12月31日、1月1・2・3日
事業所営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	10：00～16：00

※上記内容に変更のある場合は、事前にお知らせします。

4 事業の目的、運営の方針およびサービスの内容

- (1) 事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が居宅において利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
- (2) 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 「指定通所介護・指定介護予防通所介護・第1号通所事業」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、介護予防、並びに機能訓練を行うサービスです。

- (5) サービスの利用・提供にあたっては、利用者の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが作成する居宅サービス計画（ケアプラン）等と事業所が作成する「通所介護計画書」等に沿って計画的に提供します。

5 苦情のお申し立てと相談窓口について

サービスに関するご相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号	(082)831-8909
	FAX番号	(082)831-8910
	管理責任者	澄川 敦子
	担当者	尾上 絵理奈
	対応時間	8:30~17:30
市区町村 窓口	住所 / 電話番号	
広島市 介護保険課	(082) 504-2183	
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	(082) 554-0783	

利用者又は家族から苦情及び事故発生の連絡があった場合、迅速かつ円滑な処理が行えるように、下記の処理体制を整備いたします。

- (1) 苦情・事故処理を迅速かつ円滑に行うため、苦情・事故処理窓口を設けております。
- (2) 苦情・事故処理の担当者を配置しております。
- (3) 事業所相談窓口に入った情報は担当者が必ず受け、パソコン(専用シート)に打ち込み、データベースとして保存いたします。担当者は管理責任者と相談の上 利用者に支障をきたさないように、迅速に対応方針にそって処理を行い、同じような苦情及び事故発生が起こらないようにサービスの改善をいたします。

6 利用者負担金

介護保険法で定められた指定サービスの利用料金と、サービス実費を負担いただきます。

(1) 指定サービス利用料

介護保険法等の法令に基づいたサービス提供に対し定められた金額です。利用者の介護実績により別表のとおりとします。

(2) サービス実費

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者に負担いただきます。

価格については別表のとおりとします。

① 昼食の食費

② 通常の実施地域（1項記載）以外の地域への送迎については、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たりの価格を徴収致します。

③ 衛生用品：紙おむつ、リハビリパンツ、尿取パッド、マスク

若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。

④ ソフトクリーム

⑤ その他、特別な行事などで提供するために実費を徴収する場合がございますが、その場合は予め説明し同意を頂いたうえ徴収いたします。

(3) キャンセル

利用のキャンセルは、原則として前日までに連絡をお願いします。利用当日の午前10時30分迄に連絡なく利用を中止した場合、食費及びサービスに係る実費相当分の負担いただく場合があります。

(4) 支払方法

利用者の負担金のうち、(1)の指定サービス利用料金及び(2)の①食費と②送迎実費は、原則として、口座自動引き落としとさせていただきます。

(利用月の翌月27日《土日祝日の場合は、翌営業日》に、利用者の指定口座より自動引き落としさせていただきます。手数料は事業者負担となります。)

利用者が正当な理由なく支払うべき利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、1ヵ月以上の期間を定めて、「期間までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する」旨の催告を行います。

7 利用にあたっての留意事項

利用者はサービス利用にあたって、次の事項に留意してください。

- (1) 食堂兼機能訓練室内は禁煙とし、利用者に限り事業所の指定する場所で喫煙いただきます。
- (2) 事業所が提供するもの以外については、飲食をお控えください。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。但し、当該利用者の心身の状況を斟酌し減免する場合があります。
- (5) 事業所内では、介護職員等の指示に従い、他の利用者の迷惑となる行為は慎んでください。また、利用者間での物品のやり取りは固く禁じています。
- (6) 送迎は法令により事業所と居宅間に限られています。
- (7) 感染の恐れのある病気に罹患する等により他の利用者に対し危険を及ぼす可能性のある場合は、当該利用者に対し利用休止をお願いすることがあります。
- (8) 他の利用者及び事業所に従事する者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- (9) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8 賠償責任

指定通所介護及び指定介護予防介護又は第1号通所事業のサービス提供の実施に伴って、事業所の責に帰すべき事由によって利用者に生じた損害について事業者は当該の利用者に対し賠償する責任を負います。但し、以下に該当する場合には、事業所はその損害に対し損害賠償責任を免れることとします。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なった事に専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 事業所による各種サービス提供との因果関係がなく且つ予見不能な利用者の急激な体調の変化により発生した場合。
- (3) 利用者が、事業所及び介護職員等の指示に反して故意に行なった行為が原因の場合。
- (4) 本事業所は、損害賠償保険に加入しています。
保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社
保険名：福祉事業者総合賠償責任保険

9 緊急時及び非常災害時の対策

- (1) サービス利用中の利用者の身体状況の急変や日常に緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の関係者、主治の医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。
- (2) 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。

10 虐待の防止のための措置について

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業者に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。

デイサービスセンターふじ 川内

指定通所介護／総合事業1日型デイサービス 重要事項説明書 別表

2025年4月1日からの単位表、サービス実費です。

今後、介護保険法等の改正の場合は法令に従い利用料を変更いたします。予めご了承くださいませ。

■要介護1～要介護5

1日の利用につき、利用したサービスに応じた法定の利用料をご負担いただきます。

通常規模型通所介護	所要時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	3時間以上 4時間未満	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位
	4時間以上 5時間未満	388単位	444単位	502単位	560単位	617単位
	5時間以上 6時間未満	570単位	673単位	777単位	880単位	984単位
	6時間以上 7時間未満	584単位	689単位	796単位	901単位	1,008単位
	7時間以上 8時間未満	658単位	777単位	900単位	1,023単位	1,148単位
	入浴介助加算Ⅰ	40単位／1日				
入浴介助加算Ⅱ	55単位／1日					
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位／1日					
個別機能訓練加算Ⅰロ	76単位／1日					
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位／1月					
科学的介護推進体制加算	40単位／月					
送迎を行わない場合の送迎減算	-47単位／片道					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位を加算/回					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位を加算/回					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位を加算/回					
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一月の総単位数に9.2%を乗じた値					

■事業対象者、要支援1、要支援2

サービスに応じた1ヶ月単位で定められた法定の利用料をご負担いただきます。

	事業対象者または要支援1	要支援2
1日型デイサービス	1,798単位/月	3,621単位/月(週2回程度) 1,798単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位	176単位/月(週2回程度) 88単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位	144単位/月(週2回程度) 72単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位	48単位/月(週2回程度) 24単位/月(週1回程度)
科学的介護推進体制加算	40単位/月	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一月の総単位数に9.2%を乗じた値	

地域区分により、1単位10.90円～10.00円まであります。

広島市の地域区分では、1単位10.45円です。

支給限度額内では、負担割合証(1割～3割)に応じた割合でご負担いただきます。

支給限度額を超過してサービスを利用の場合、超過した部分の10割も利用者にご負担いただきます。

尚、上記利用料では、被爆者手帳、生活保護による減免制度もございますので、お知らせください。

■サービス実費について

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者にご負担いただきます。

尚、表示価格は税込み価格です。

① 昼食の食費：650円/日

② 通常の実施地域(1項記載)以外の地域への送迎については、通常の事業の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり50円を徴収致します。

③ 衛生用品:紙おむつ 120円、リハビリパンツ:100円、尿取パッド:50円、マスク:20円
若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。

④ ソフトクリーム 130円/1個

(西暦) 年 月 日 署名又は捺印 _____

(1日型) デイサービスセンターふじ 段原 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 不二ビルサービスが開設するデイサービスセンターふじ 段原（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護1日型デイサービスの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、通所による適切な介護を提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターふじ 段原
- (2) 所在地 広島県広島市南区金屋町4番17号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

従業者の管理、指定通所介護及び指定1日型デイサービスの利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

管理者	1名	常勤	0名	専従	0名
			1名	兼務	1名

(2) 生活相談員

通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

生活相談員	3名	常勤	0名	専従	0名
			3名	兼務	3名【介護職員】【管理者】
		非常勤	0名	専従	0名
			0名	兼務	0名

(3) 看護職員

各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

看護職員	3名	常勤	0名	専従	0名
			2名	兼務	2名【介護職員・機能訓練指導員】
		非常勤	0名	専従	0名
			1名	兼務	1名【介護職員・機能訓練指導員】

(4) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

機能訓練 指導員	3名	常勤	0名	専従	0名
			2名	兼務	2名【看護職員・介護職員】
		非常勤	0名	専従	0名
			1名	兼務	1名

(5) 介護職員

介護職員は、利用者の介護業務に従事する。

介護職員 8名以上

(営業日及び営業時間、その他年間の休日)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(ア) 営業日 国民の祝日を含む月曜日から土曜日までとする。

但し、12月31日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。(延長サービスは行わない)

サービス提供時間は9時30分から17時00分とする。但し、居宅介護支援事業所の居宅介護計画書に基づくものとする。

(指定通所介護及び指定1日型デイサービスの利用定員)

第7条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスの利用定員は、40名とする。

(指定通所介護及び指定1日型デイサービスの内容)

第8条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスの内容は次のとおりとする。

(ア) 送迎サービス

(イ) 健康チェック

(ウ) 食事サービス (任意)

(エ) 入浴サービス (任意)

(オ) 日常生活上の援助・指導

(カ) 日常動作訓練 (生活リハビリ)

(キ) レクリエーション (アクティビティ)

(ク) 介護予防

(ケ) 機能訓練 (運動器機能向上)

(コ) 個別機能訓練

(サ) 相談・助言等

(通所介護・指定1日型デイサービス計画の作成)

第9条 通所介護・1日型デイサービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望、おかれている状況や家族の状況等、十分に把握し個別に個別通所介護・1日型デイサービス計画、個別機能訓練計画を作成する。

- 2 作成・変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、当該介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し次に掲げる項目に関しては別途料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代・・・昼食 550 円を実費
- (2) 介護サービスの提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用で、利用者に負担させることが適当なもの
- (3) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定1日型デイサービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 50 円を徴収する。
- (4) おむつ代・・・1 枚につき 100 円
- (5) 前 4 号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意する旨の署名または記名押し印を受ける。
- (6) 利用料の支払いは、原則利用月の翌月 27 日にご利用者様の指定口座より自動引き落としとさせていただきます。(土日祝の場合は翌営業日/手数料は事業所負担)

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、広島市南区(似島町を除く)、中区全域。広島市東区の山根町、愛宕町、曙町、尾長西1丁目～2丁目、尾長東1丁目～3丁目、尾長町、上大須賀町、東蟹屋町、東山町、光が丘、光町1丁目～2丁目、二葉の里1丁目～3丁目、若草町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 器具を利用する場合は事故防止のため、必ず職員に申し出てください。
- (2) 感染のある病気に罹患し、体力的に問題があり継続して利用が難しいと判断された時は、事業所の方から利用休止のお願いをすることがありますのでご了承ください。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- (5) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼす行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 従事者等は、指定通所介護及び指定1日型デイサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する指定通所介護及び指定1日型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護及び指定1日型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

(損害賠償責任)

- 第14条 前条に定める損害賠償については必要な保険に加入し、次のとおりとする。
- 2 契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じる事ができるものとする。

(損害賠償がなされない場合)

- 第15条 事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れることとする。
- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 契約者がサービスの実施のため、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (4) 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(非常災害対策)

- 第16条 通所介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難訓練を行う。

(身体拘束に関する事項)

- 第17条 指定通所介護及び1日型デイサービスのサービスの提供中に、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。ただし、やむを得ない場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、開示することとする。

(虐待防止等のための措置に関する事項)**第18条**

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- 3 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(苦情処理)

第19条 提供した通所介護に関する苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため受け付け窓口を設置し担当者を配置する

(その他運営に関する重要事項)

第20条 従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設ける。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) その他研修 | 随時 |
- 2 事業所は通所介護事業を行うため、ケースの記録、等必要な記録・帳簿を整理する。
 - 3 従業員は職務上知り得た秘密の保持を厳守する。
 - 4 通所介護の提供により事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。
 - 5 通所介護に使用する備品を清潔に保ち常に衛生管理に十分留意するものとする。
また、従業員は感染症等の予防のために必要な対策を実施するとともに、その知識の習得に努める。
 - 6 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成27年10月1日をもって施行する。

平成28年4月1日改定

平成28年4月11日改定

平成29年1月1日改定

平成30年4月1日改定

平成30年5月1日改定

平成30年9月1日改定

平成30年12月1日改定

令和元年6月1日改定

令和元年8月1日改定

令和元年9月9日改定

令和2年11月1日改定

令和2年12月1日改定

令和3年4月1日改定

令和3年5月1日改定

令和4年5月1日改定

令和6年4月15日改定

令和7年2月1日改定

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンターふじ 段原
所在地 電話番号	広島市南区金屋町4番17号 TEL 082-567-5871
事業所番号	3470108535
管理者 連絡先	氏名 田村 祐貴 TEL 082-567-5871
事業者	株式会社 不二ビルサービス
通常の事業の 実施地域	広島市南区(似島町を除く)。中区全域。広島市東区(山根町、愛宕町、曙町、尾長西1丁目～2丁目、尾長東1丁目～3丁目、尾長町、上大須賀町、東蟹屋町、東山町、光が丘、光町1丁目～2丁目、二葉の里1丁目～3丁目、若草町とする。
定員	40名

2 事業所の職員体制等

職 種	人 員	
管理者兼 生活相談員	1名	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員兼 介護職員	2名	利用者及び家族との相談業務、契約業務等を行う。 介護業務に従事する。
看護職員兼 機能訓練指導員兼 介護職員	3名	体調管理・看護処置を行う。 機能訓練の指導を行う。 介護業務に従事する。
介護職員	6名	介護業務に従事する。

3 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
定休日	日曜日、12月31日、1月1・2・3日
事業所営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～17:00

※上記内容に変更のある場合は、事前にお知らせします。

4 事業の目的、運営の方針およびサービスの内容

- (1) 事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が居宅において利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
- (2) 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 「指定通所介護・総合事業（第1号通所事業）」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、介護予防、並びに機能訓練を行うサービスです。

- (5) サービスの利用・提供にあたっては、利用者の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが作成する居宅サービス計画（ケアプラン）等と事業所が作成する「通所介護計画書」等に沿って計画的に提供します。

5 苦情のお申し立てと相談窓口について

サービスに関するご相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号	(082) 567-5871
	FAX番号	(082) 567-5874
	苦情受付 責任者	末弘 千恵
	苦情受付 担当者	田村 祐貴
	対応時間	8:30~17:30
市区町村 窓口	電話番号	
広島市 介護保険課	(082) 504-2183	
広島市 南区 介護保険係	(082) 250-4138	
広島県国民健康保険団体連合会	(082) 554-0783	

利用者又は家族から苦情及び事故発生の連絡があった場合、迅速かつ円滑な処理が行えるように、下記の処理体制を整備いたします。

- (1) 苦情・事故処理を迅速かつ円滑に行うため、苦情・事故処理窓口を設けております。
- (2) 苦情・事故処理の担当者を配置しております。
- (3) 事業所相談窓口に入った情報は担当者が必ず受け、パソコン(専用シート)に打ち込み、データベースとして保存いたします。担当者は管理責任者と相談の上 利用者に支障をきたさないように、迅速に対応方針にそって処理を行い、同じような苦情及び事故発生が起こらないようにサービスの改善をいたします。

6 利用者負担金

介護保険法で定められた指定サービスの利用料金と、サービス実費を負担いただきます。

(1) 指定サービス利用料

介護保険法等の法令に基づいたサービス提供に対し定められた金額です。利用者の介護実績により別紙のとおりとします。

(2) サービス実費

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者に負担いただきます。

価格については別表のとおりとします。

- ① 昼食の食費
- ② 通常の実施地域（1項記載）以外の地域への送迎については、通常の実業の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たりの価格を徴収致します。
- ③ 衛生用品：紙おむつ、リハビリパンツ、尿取パッド、マスク
若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。
- ④ ソフトクリーム
- ⑤ 生け花
- ⑥ その他、特別な行事などで提供するために実費を徴収する場合がございますが、その場合は予め説明し同意を頂いたうえ徴収いたします。

(3) キャンセル

利用のキャンセルは、原則として前日までに連絡をお願いします。利用前日の17時までに連絡がなく利用を中止した場合、食費及びサービスに係る実費相当分を負担いただく場合があります。

(4) 支払方法

利用者の負担金のうち、(1)の指定サービス利用料金及び(2)の①食費と②送迎実費は、原則として、口座自動引き落としとさせていただきます。

(利用月の翌月27日《土日祝日の場合は、翌営業日》に、利用者の指定口座より自動引き落としさ

せていただきます。手数料は事業者負担となります。)

利用者が正当な理由なく支払うべき利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、1ヵ月以上の期間を定めて、「期間までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する」旨の催告を行います。

7 利用にあたっての留意事項

利用者はサービス利用にあたって、次の事項に留意してください。

- (1) 食堂兼機能訓練室内は禁煙とし、利用者に限り事業所の指定する場所で喫煙いただきます。
- (2) 事業所が提供するもの以外については、飲食をお控えください。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。但し、当該利用者の心身の状況を斟酌し減免する場合があります。
- (5) 事業所内では、介護職員等の指示に従い、他の利用者の迷惑となる行為は慎んでください。また、利用者間での物品のやり取りは固く禁じています。
- (6) 送迎は法令により事業所と居宅間に限られています。
- (7) 感染の恐れのある病気に罹患する等により他の利用者に対し危険を及ぼす可能性のある場合は、当該利用者に対し利用休止をお願いすることがあります。
- (8) 他の利用者及び事業所に従事する者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- (9) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8 賠償責任

指定通所介護及び総合事業（第1号通所事業）のサービス提供の実施に伴って、事業所の責に帰すべき事由によって利用者に生じた損害について事業者は当該の利用者に対し賠償する責任を負います。但し、以下に該当する場合には、事業所はその損害に対し損害賠償責任を免れることとします。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なった事に専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 事業所による各種サービス提供との因果関係がなく且つ予見不能な利用者の急激な体調の変化により発生した場合。
- (3) 利用者が、事業所及び介護職員等の指示に反して故意に行なった行為が原因の場合。

本事業所は、損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保険名：福祉事業者総合賠償責任保険

9 緊急時及び非常災害時の対策

- (1) サービス利用中の利用者の身体状況の急変や日常に緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の関係者、主治の医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。
- (2) 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。
- (3) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (4) 前項の場合、すでに提供されたサービスについては所定のサービス料金を支払うものとします。
- (5) 災害時の連絡体制

必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行ないます。

10 虐待防止等のための措置に関する事項

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。

- 運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
 - (3) 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
 - (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。
 - (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得する。
 - (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
 - (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
 - (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とします。

1 2 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には、この限りではありません。

1 3. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

上記の説明を行い重要事項説明書を交付します。

(事業者) 所在地 広島市南区金屋町4番17号
事業所名 デイサービスセンターふじ 段原
管理者名 田村 祐貴 (印)

年 月 日

株式会社 不二ビルサービス ケア事業部
デイサービスセンターふじ 段原 説明者 _____

重要事項説明書の説明を受け、同意し、一部交付を受けました。

年 月 日

(利用者)
署名または捺印 _____

(上記代理人又は利用者家族)
署名または捺印 _____

続柄 ()

デイサービスセンターふじ 段原

指定通所介護／総合事業1日型デイサービス 重要事項説明書 別表

2024年6月1日からの単位表、サービス実費です。

今後、介護保険法等の改正の場合は法令に従い利用料を変更いたします。予めご了承くださいませ。

■要介護1～要介護5

1日の利用につき、利用したサービスに応じた法定の利用料をご負担いただきます。

通常規模型通所介護	所要時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	3時間以上 4時間未満	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位
	4時間以上 5時間未満	388単位	444単位	502単位	560単位	617単位
	5時間以上 6時間未満	570単位	673単位	777単位	880単位	984単位
	6時間以上 7時間未満	584単位	689単位	796単位	901単位	1,008単位
	7時間以上 8時間未満	658単位	777単位	900単位	1,023単位	1,148単位
	入浴介助加算Ⅰ	40単位／1日				
入浴介助加算Ⅱ	55単位／1日					
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位／1日					
個別機能訓練加算Ⅰロ	76単位／1日					
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位／1月					
中重度ケア体制加算	45単位／1日					
科学的介護推進体制加算	40単位／月					
送迎を行わない場合の送迎減算	-47単位／片道					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位を加算/回					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位を加算/回					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位を加算/回					
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一月の総単位数に9.2%を乗じた値					

■事業対象者、要支援1、要支援2

サービスに応じた1ヶ月単位で定められた法定の利用料をご負担いただきます。

	事業対象者または要支援1	要支援2
1日型デイサービス	1,798単位/月	3,621単位/月(週2回程度) 1,798単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位	176単位/月(週2回程度) 88単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位	144単位/月(週2回程度) 72単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位	48単位/月(週2回程度) 24単位/月(週1回程度)
科学的介護推進体制加算	40単位/月	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一月の総単位数に9.2%を乗じた値	

地域区分により、1単位10.90円～10.00円まであります。

広島市の地域区分では、1単位10.45円です。

支給限度額内では、負担割合証(1割～3割)に応じた割合でご負担いただきます。

支給限度額を超過してサービスを利用の場合、超過した部分の10割も利用者にご負担いただきます。

尚、上記利用料では、被爆者手帳、生活保護による減免制度もございますので、お知らせください。

■サービス実費について

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者にご負担いただきます。

尚、表示価格は税込み価格です。

① 昼食の食費：550円/日

② 通常の実施地域(1項記載)以外の地域への送迎については、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり50円を徴収致します。

③ 衛生用品：紙おむつ 120円、リハビリパンツ：100円、尿取パッド：50円、マスク：20円
若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。

(西暦) 年 月 日 署名又は捺印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、通所サービス計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者） デイサービスセンターふじ段原 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____

(事業の目的)

第1条 株式会社不二ビルサービスが運営するデイサービスセンターふじ 白島(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護および指定1日型デイサービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下、「介護職員等」という。)が、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者(以下、「利用者」という。)に対し、適切な指定通所介護、及び指定1日型デイサービスのサービスを提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業所の通所介護等従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 指定1日型デイサービスにあたっては、前項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターふじ 白島
- (2) 所在地 広島県広島市中区東白島町6番11号 ホワイトハイツ1階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

管理者	1名	常勤	0名	専従	0名
			0名	兼務	1名【生活相談員・介護職員・看護職員】

(2) 生活相談員は、利用者及び家族との相談業務・契約業務等を行う。

生活相談員	5名	常勤	0名	専従	0名
			5名	兼務	1名【管理者・介護職員・看護職員】 2名【介護職員】 1名【介護職員・機能訓練指導員】 1名【看護職員・機能訓練指導員】
		非常勤	0名	専従	0名
			0名	兼務	0名

(3) 看護職員は、利用者の体調管理、看護処置を行う。

看護職員	4名	常勤	0名	専従	0名
			3名	兼務	1名【介護職員・機能訓練指導員】 1名【生活相談員・機能訓練指導員】 1名【管理者・生活相談員・介護職員】
		非常勤	0名	専従	0名
			1名	兼務	1名【介護職員・機能訓練指導員】

(4) 機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を指導する。

機能訓練 指導員	4名	常勤	0名	専従	0名
			3名	兼務	1名【介護職員・看護職員】 1名【生活相談員・看護職員】 1名【生活相談員・介護職員】
		非常勤	0名	専従	0名
			1名	兼務	1名【介護職員・看護職員】

(5) 介護職員は、利用者の介護業務に従事する。

介護職員 12名以上

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 国民の祝日を含む月曜日から土曜日までとする。

但し、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分とする。

(3) サービス提供時間 午前10時00分から午後4時00分とする。但し、提供時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(通所介護等の利用定員)

第7条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスの利用定員はあわせて40名とする。

(通所介護等の内容)

第8条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 食事サービス

(4) 入浴サービス

(5) 生活指導

(6) 日常生活動作の機能訓練（生活リハビリ）

(7) レクリエーション（アクティビティ）

(8) 介護予防

(9) 個別機能訓練

(10) 口腔機能向上訓練

(11) 相談・助言等

(通所介護計画等の作成)

第9条 指定通所介護、又は指定1日型デイサービスを開始する際には、利用者の心身の状況、希望、置かれている状況や家族の状況等、十分に把握し、通所介護計画、1日型デイサービス計画、個別機能訓練計画（以下、「計画」という）を作成する。

- 2 作成および変更の際には、利用者又は家族に対して当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、当該計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所介護、又は指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は、前者は厚生労働大臣、後者は広島市長が定める基準によるものとする。

- 2 前号に掲げるもののほか、指定通所介護、又は指定1日型デイサービスの各種サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費として次のとおり徴収する。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1km当たり20円を実費として徴収する。

(2) 食費代 1日あたり **650円**

(3) 紙おむつ代 1枚あたり **120円**

(4) リハビリパンツ代 1枚あたり100円

(5) 尿取パッド代 1枚あたり **50円**

(6) 生け花代 1つあたり **660円**

- 3 本条の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

- 4 利用料の支払は、原則、利用月の翌月27日にご利用者の指定口座より自動引き落としとする。（土日祝の場合は翌営業日）その際の手数料は事業所負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業者の通常の事業の実施地域は、中区（江波沖町、光南、吉島新町、南吉島を除く）と、東区（福田町、福田、馬木町、馬木、温品町、上温品、温品、戸坂町、戸坂惣田、戸坂山根、戸坂千足、戸坂山崎町、戸坂中町、戸坂数甲、戸坂大上、戸坂長尾台、戸坂城山町、戸坂南、戸坂新町、牛田新町、牛田北町、牛田上、牛田東、牛田鏡が丘、東山町を除く）と、南区の一部（西翠町、皆実町、比治山本町、比治山町、比治山公園、稲荷町、松川町、金屋町、的場町、京橋町、段原、段原南、猿猴橋町、荒神町、西荒神町、東荒神町、西蟹屋、南蟹屋、大州、東駅町、松原町、大須賀町）と、西区の一部（大宮、大芝、大芝公園、三篠北町、三篠町、三滝町、楠木町、打越町、横川町、横川新町、中広町、小河内町、上天満町、天満町、都町、福島町、観音町、西観音町、東観音町、観音本町）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者はサービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 食堂兼機能訓練室内は禁煙とし、利用者に限り、事業所の指定する場所で喫煙いただく。
- (2) 食べ物・飲料等は、事業所が提供するもの以外については、協議の上、持ち込みを検討する。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。但し、当該利用者の心身の状況を斟酌し減免する場合がある。
- (5) 事業所内では、介護職員等の指示に従い、他の利用者の迷惑となる行為は行わない。
- (6) 感染の恐れのある病気に罹患する等により他の利用者に対し危険を及ぼす可能性のある場合は、当該利用者に対し利用休止をお願いすることがある。
- (7) 他の利用者および事業所に従事する者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止とする。

(損害賠償責任)

第14条 前条に定める損害賠償については必要な保険に加入し、次のとおりとする。

- 2 契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じる事ができるものとする。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れることとする。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者がサービスの実施のため、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(緊急時等における対応方法)

第16条 介護職員等は、サービス提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合、介護職員等は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講

ずるものとする。

- 3 利用者に対するサービスにより損害賠償をすべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

(身体拘束に関する事項)

第17条 指定通所介護及び1日型デイサービスのサービスの提供中に、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。ただし、やむを得ない場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、開示することとする。

(非常災害対策)

第18条 指定通所介護又は指定1日型デイサービスのサービス提供中に、天災その他の災害が発生した場合、事業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連絡先を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 事業所は、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備え年2回以上、地域住民を含めた避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止等のための措置に関する事項)

第19条

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- 1 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業員間で共有する。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する。
個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割の明確化する。
運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を共有する。
- 2 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備する。
虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施する。
- 3 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 4 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有する。
- 5 アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的に、実践的に習得する。
- 6 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 7 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護

する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(苦情処理)

第20条 提供したサービスに関する苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため、受付窓口を設置し、受付担当者および解決責任者を配置する。

(事故発生時の対応)

第21条 事故発生時は次のとおり対応する

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には、この限りではない。

(第三者による評価の実施状況)

第22条 事業所の第三者による評価の実施状況は、次のとおりとする。

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - (3) その他研修
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者及びその家族の情報や秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の情報や秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、指定通所介護及び指定1日型デイサービス等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間(居宅介護サービス費、介護予防サービス費及び第1号事業支給費の支給の根拠となる記録は5年間)保存する。
 - 5 通所介護の提供により事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。
 - 6 事業所は、使用する備品を清潔に保ち、常に衛生管理に十分留意する。また、従業者は、感染症等の予防のために必要な対策を実施するとともに、その知識の習得に努める。
 - 7 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社不二ビルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

改正	平成24年	4月	1日
改正	平成24年	5月	1日
改正	平成24年	8月	1日
改正	平成24年	11月	1日
改正	平成24年	12月	1日
改正	平成25年	1月	7日
改正	平成25年	2月	1日
改正	平成25年	4月	1日
改正	平成25年	11月	1日
改正	平成26年	1月	1日
改正	平成26年	4月	1日
改正	平成26年	6月	1日
改正	平成26年	7月	1日
改正	平成26年	11月	1日
改正	平成27年	7月	1日
改正	平成27年	10月	1日
改正	平成27年	12月	1日
改正	平成28年	8月	1日
改正	平成28年	11月	1日
改正	平成29年	8月	1日
改正	平成29年	11月	1日
改正	平成29年	12月	1日
改定	平成30年	4月	1日
改定	平成30年	9月	1日
改定	令和2年	5月	1日
改定	令和3年	4月	1日
改定	令和3年	12月	1日
改定	令和4年	11月	1日
改定	令和5年	11月	1日
改定	令和6年	1月	1日
改定	令和6年	2月	19日
改定	令和7年	4月	1日

指定通所介護／総合事業（第1号通所事業）

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンター ふじ 白島
所在地 電話番号	広島市中区東白島町6-11 ホワイトハイツ 1階 TEL 082-227-3220
事業所番号	3470203450
管理者・連絡先	氏名 中川 義章 フリーダイヤル 0120-37-2546
事業者	株式会社 不二ビルサービス
通常の事業の 実施地域	中区は、（江波沖町、光南、吉島新町、南吉島）を除いた範囲を送迎地域とする。 東区は（福田町、福田、馬木町、馬木、温品町、上温町、温品、戸坂町、戸坂惣田、戸坂山根、戸坂千足、戸坂山崎町、戸坂中町、戸坂敦甲、戸坂大上、戸坂長尾台、戸坂城山町、戸坂南、戸坂新町、牛田山、牛田新町、牛田北町、牛田上、牛田中町、牛田西、牛田東、牛田鏡が丘、東山町）を除いた範囲を送迎地域とする。 南区は、（西翠町、皆実町、比治山本町、比治山町、比治山公園、稲荷町、松川町、金屋町、的場町、京橋町、段原、段原南、猿猴橋町、荒神町、西荒神町、東荒神町、西蟹屋、南蟹屋、大州、東駅長、松原町、大須賀町）を送迎地域とする。 西区は、（大宮、大芝、大芝公園、三篠北町、三篠町、三滝町、楠木町、打越町、横川町、横川新町、中広町、小河内町、上天満町、天満町、都町、福島町、観音町、西観音町、東観音町、観音本町）を送迎地域とする。
定員	40名

2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名 従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	5名 ご利用者様及びご家族様との相談業務、契約業務等を行う。
看護職員	4名 体調管理・看護処置を行う。
機能訓練指導員	4名 機能訓練を指導する。
介護職員	12名 介護業務に従事する。

3 営業時間

営業日	国民の祝日を含む月曜日から土曜日
定休日	日曜日、12月31日～1月3日
事業所営業時間	8:15～17:15
サービス提供時間	10:00～16:00

※上記内容に変更のある場合は、事前にお知らせします。

4 事業の目的、運営の方針およびサービスの内容

- (1) 事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が居宅において利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
- (2) 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 「指定通所介護・総合事業（第1号通所事業）」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設にお

いて、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、介護予防、並びに機能訓練を行うサービスです。

- (5) サービスの利用・提供にあたっては、利用者の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが作成する居宅サービス計画（ケアプラン）等と事業所が作成する「通所介護計画書」等に沿って計画的に提供します。

5 苦情のお申し立てと相談窓口について

サービスに関するご相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号	0120-37-2546
	FAX番号	(082) 227-1767
	苦情受付担当者 苦情解決責任者	中川 義章 末弘 千恵
	対応時間	8:15~17:15
市区町村 窓口	住所 / 電話番号	
広島市 介護保険課	(082) 504-2183	
広島県国民健康保険団体連合会	(082) 554-0783	

利用者又は家族から苦情及び事故発生の連絡があった場合、迅速かつ円滑な処理が行えるように、下記の処理体制を整備いたします。

- (1) 苦情・事故処理を迅速かつ円滑に行うため、苦情・事故処理窓口を設けております。
- (2) 苦情・事故処理の担当者を配置しております。
- (3) 事業所相談窓口に入った情報は担当者が必ず受け、パソコン(専用シート)に打ち込み、データベースとして保存いたします。担当者は管理責任者と相談の上 利用者に支障をきたさないように、迅速に対応方針にそって処理を行い、同じような苦情及び事故発生が起これないようにサービスの改善をいたします。

6 利用者負担金

介護保険法で定められた指定サービスの利用料金と、サービス実費を負担いただきます。

(1) 指定サービス利用料

介護保険法等の法令に基づいたサービス提供に対し定められた金額です。利用者の介護実績により別表のとおりとします。

(2) サービス実費

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者に負担いただきます。

価格については別表のとおりとします。

- ① 昼食の食費
- ② 通常の実施地域（1項記載）以外の地域への送迎については、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たりの価格を徴収致します。
- ③ 衛生用品：紙おむつ、リハビリパンツ、尿取パッド、マスク
若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。
- ④ ソフトクリーム
- ⑤ 生け花
- ⑥ その他、特別な行事などで提供するために実費を徴収する場合がございますが、その場合は予め説明し同意を頂いたうえ徴収いたします。

(3) キャンセル

利用のキャンセルは、原則として前日までに連絡をお願いします。利用当日の午前9時迄に連絡無く利用を中止した場合、食費及びサービスに係る実費相当分の支払いを請求する場合があります。

(4) 支払方法

利用者の負担金のうち、(1)の指定サービス利用料金及び(2)の①食費と②送迎実費は、原則として、口座自動引き落としとさせていただきます。（利用月の翌月27日《土日祝日の場合は、翌営業日》に、利用者の指定口座より自動引き落としさせていただきます。手数料は事業者負担となります。）

利用者が正当な理由なく支払うべき利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、1ヵ月以上の期間を定めて、「期間までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する」旨の催告を行います。

7 利用にあたっての留意事項

利用者はサービス利用にあたって、次の事項に留意してください。

- (1) 食堂兼機能訓練室内は禁煙とし、利用者に限り事業所の指定する場所で喫煙いただきます。
- (2) 事業所が提供するもの以外については、飲食をお控えください。
- (3) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- (4) 利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。但し、当該利用者の心身の状況を斟酌し減免する場合があります。
- (5) 事業所内では、介護職員等の指示に従い、他の利用者の迷惑となる行為は慎んでください。また、利用者間での物品のやり取りは固く禁じています。
- (6) 送迎は法令により事業所と居宅間に限られています。
- (7) 感染の恐れのある病気に罹患する等により他の利用者に対し危険を及ぼす可能性のある場合は、当該利用者に対し利用休止をお願いすることがあります。
- (8) 他の利用者及び事業所に従事する者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- (9) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8 賠償責任

指定通所介護及び総合事業（第1号通所事業）のサービス提供の実施に伴って、事業所の責に帰すべき事由によって利用者に生じた損害について事業者は当該の利用者に対し賠償する責任を負います。但し、以下に該当する場合には、事業者はその損害に対し損害賠償責任を免れることとします。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なった事に専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 事業所による各種サービス提供との因果関係がなく且つ予見不能な利用者の急激な体調の変化により発生した場合。
- (3) 利用者が、事業所及び介護職員等の指示に反して故意に行なった行為が原因の場合。
本事業所は、損害賠償保険に加入しています。
保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 保険名：福祉事業者総合賠償責任保険

9 緊急時及び非常災害時の対策

- (1) サービス利用中の利用者の身体状況の急変や日常に緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の関係者、主治の医師等に対して連絡し、必要な処置を行います。
- (2) 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。
- (3) 本契約の有効期間中、地震・水害・火災等の災害、その他事業所の責めに帰すべからざる理由によりサービスが実施できない場合があります。
- (4) 前項の場合、すでに提供されたサービスについては所定のサービス料金を支払うものとします。
- (5) 災害時の連絡体制
必要に応じて緊急連絡先の家族、主治医、担当居宅介護支援事業所又は担当地域包括支援センター等へ報告を行ないます。

10 虐待の防止のための措置について

事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 介護の理念、事業所等の運営方針の明確化し、従業者間で共有します。
虐待の防止に関する責任者に管理者を選定します。個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化します。運営やサービスの自己評価、第三者評価（アンケート）等を実施し、利用者、家族等との情報を

共有します。

- (2) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者へ配慮し、従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制を整備します。虐待を防止するための従業員に対する研修（認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術等）を実施します。
- (3) 個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化します。
情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化します。
- (4) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証し、目標とする介護（施設）の理念の決定と従業員間で共有します。
- (5) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討し、アセスメントの活用方法を具体的、実践的に習得します。
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施します。
利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとします。
- (9) 成年後見制度の利用を支援します。

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とします。

1 2 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には、この限りではありません。

1 3. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況の有無 : 無

上記の説明を行い重要事項説明書を交付します。

(事業者) 所在地 広島市中区東白島町6-11 ホワイトハイツ1F
事業所名 デイサービスセンターふじ 白島
管理者名 中川 義章 (印)

年 月 日

株式会社 不二ビルサービス ケア事業部
デイサービスセンターふじ 白島 説明者 _____

重要事項説明書の説明を受け、同意し、一部交付を受けました。

年 月 日

(利用者)

署名または捺印 _____

(上記代理人又は利用者家族)

署名または捺印 _____

続柄 ()

デイサービスセンターふじ 白島

指定通所介護／総合事業1日型デイサービス 重要事項説明書 別表

2025年4月1日からの単位表、サービス実費です。

今後、介護保険法等の改正の場合は法令に従い利用料を変更いたします。予めご了承くださいませ。

■要介護1～要介護5

1日の利用につき、利用したサービスに応じた法定の利用料をご負担いただきます。

通常規模通所介護	所要時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	3時間以上 4時間未満	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位
	4時間以上 5時間未満	388単位	444単位	502単位	560単位	617単位
	5時間以上 6時間未満	570単位	673単位	777単位	880単位	984単位
	6時間以上 7時間未満	584単位	689単位	796単位	901単位	1,008単位
	7時間以上 8時間未満	658単位	777単位	900単位	1,023単位	1,148単位
入浴介助加算Ⅰ		40単位／1日				
入浴介助加算Ⅱ		55単位／1日				
個別機能訓練加算Ⅰイ		56単位／1日				
個別機能訓練加算Ⅰロ		76単位／1日				
個別機能訓練加算Ⅱ		20単位／1月				
科学的介護推進体制加算		40単位／月				
送迎を行わない場合の送迎減算		-47単位／片道				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22単位を加算/回				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18単位を加算/回				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6単位を加算/回				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		一月の総単位数に9.2%を乗じた値				

■事業対象者、要支援1、要支援2

サービスに応じた1ヶ月単位で定められた法定の利用料をご負担いただきます。

	事業対象者または要支援1	要支援2
1日型デイサービス	1,798単位/月	3,621単位/月(週2回程度) 1,798単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位	176単位/月(週2回程度) 88単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位	144単位/月(週2回程度) 72単位/月(週1回程度)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位	48単位/月(週2回程度) 24単位/月(週1回程度)
科学的介護推進体制加算	40単位／月	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一月の総単位数に9.2%を乗じた値	

地域区分により、1単位10.90円～10.00円まであります。

広島市の地域区分では、1単位10.45円です。

支給限度額内では、負担割合証(1割～3割)に応じた割合でご負担いただきます。

支給限度額を超過してサービスを利用の場合、超過した部分の10割も利用者にご負担いただきます。

尚、上記利用料では、被爆者手帳、生活保護による減免制度もございますので、お知らせください。

■サービス実費について

介護保険の給付適用を受けない次の費用は実費として利用者にご負担いただきます。

尚、表示価格は税込み価格です。

- ① 昼食の食費：650円/日
- ② 通常の実施地域(1項記載)以外の地域への送迎については、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり50円を徴収致します。
- ③ 衛生用品：紙おむつ120円、リハビリパンツ：100円、尿取パッド：50円、マスク：20円
若しくは、次回ご利用時に同等の商品を返却いただくものとします。
- ④ ソフトクリーム 130円/1個
- ⑤ 生け花 660円/1束

(西暦) 年 月 日 署名又は捺印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、通所介護計画に基づき、円滑に指定介護サービスを実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、また、医療機関等との連絡・連携に必要な場合に使用する。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約締結日から契約満了日まで

4 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、情報提供については関係者以外の者に決して漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の保管（電磁的な記録も含む）においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、漏洩・紛失防止等の安全管理をはらうこと。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- (4) 当該従業員に対して秘密保持教育を行い、離職後も秘密保持義務を課すこと。

5 個人情報の内容

利用者や家族等個人の氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、要介護状態、日々の様子等に関するすべての情報

6 その他（任意項目）※下記項目に同意しない場合は、チェックをしてください。

- 広報誌等の事業者発行紙面における写真掲載やその配布
- ホームページ及びインスタグラム等の SNS への写真掲載
- 事業所内の掲示物等への写真、作品、氏名掲載

契約日：（西暦） 年 月 日

（事業者） デイサービスセンターふじ白島 様

（利用者） 住所 _____

氏名 _____

（上記利用者家族又は代理人） 住所 _____

氏名 _____